

平成17年度予算概算要求・要望  
主要新規事項等の概要

平成16年8月

環 境 省

# 平成17年度環境省予算概算要求・要望主要新規事項等の概要

(単位：百万円)

事 項	平成17年度 要求・要望額	担当局(部)課(室)名	頁
<b>1. 脱温暖化社会の構築 - 京都議定書の約束の達成を目指して -</b>			
(新) 学校への燃料電池導入事業(対策技術率先利用試験補助事業の内)(石油特会)	100	地球環境局地球温暖化対策課	1
(新) 再生可能エネルギー高度導入地域整備事業(石油特会)	1,000	地球環境局地球温暖化対策課	3
(新) 省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業(石油特会)	400	地球環境局地球温暖化対策課、フロン等対策推進室	5
地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金)(石油特会)	2,675	地球環境局地球温暖化対策課	7
地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業(石油特会)	1,110	地球環境局地球温暖化対策課	9
(新) 二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業(環の匠住宅整備事業)(石油特会)	500	地球環境局地球温暖化対策課	11
(新) 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業(一般会計・石油特会)	3,300	地球環境局地球温暖化対策課、フロン等対策推進室	13
(新) 業務部門二酸化炭素削減モデル事業(石油特会)	400	地球環境局地球温暖化対策課	15
(新) 主体間連携モデル推進事業(石油特会)	600	地球環境局地球温暖化対策課	17
(新) 自動車燃費改善補助事業(石油特会)	100	環境管理局自動車環境対策課	19
森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費	74	地球環境局研究調査室	21
都道府県センター普及啓発・広報事業(石油特会)	300	地球環境局地球温暖化対策課	23
(新) 地球温暖化問題に関する児童・生徒への効果的な環境教育実施事業(石油特会)	300	地球環境局地球温暖化対策課	25
(新) 地球温暖化技術研究情報発信事業(石油特会)	50	地球環境局国民生活対策室	27
CDM/JI設備補助事業(一般会計・石油特会)	1,600	地球環境局国際対策室	29
CDM/JIに関する途上国等人材育成支援事業(石油特会)	300	地球環境局国際対策室	31
地球温暖化に係る将来目標検討経費	42	地球環境局地球温暖化対策課	33
(新) アジア地域の主要排出国との気候変動問題セミナー実施事業費	16	地球環境局地球温暖化対策課	35
<b>2. 循環型社会の構築 - ゴミゼロ社会の実現を目指して -</b>			
ゴミゼロ型社会推進事業費	112	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	37
エコ・コミュニティ事業経費	100	廃棄物・リサイクル対策部循環型社会推進室	40
廃棄物処理施設整備費(公共)	155,985	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、浄化槽推進室、産業廃棄物課	41
廃棄物処理施設における温暖化対策事業(石油特会)	2,400	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課	43
(新) PCB廃棄物の広域的な収集運搬の推進に係る調査	49	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	45
浄化槽整備事業(廃棄物処理施設整備費の内)(公共)	38,489	廃棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室	47
(新) 汚水処理普及対策助成金制度(仮称)(浄化槽整備事業の内)(公共)	5,000	廃棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室	48
(新) 3Rイニシアティブ関係会合開催等経費	132	地球環境局総務課	49
アジア資源循環推進構想事業	200	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室	50
産業廃棄物処理業優良化推進事業費	117	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	53
廃棄物処理等科学研究費補助金(競争的資金)	1,780	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	55
(新) 産業廃棄物行政人材育成費	50	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	58
(新) 産業廃棄物処理事案対策立入調査指導費	33	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	60
不法投棄事案対応支援事業	59	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室	62
電子マニフェスト普及促進事業費	230	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	64
<b>3. 環境と経済の統合を促進する基盤的取組 - 日本で、世界へ -</b>			
環境と経済の好循環のまちモデル事業(一般会計・石油特会)	3,121	総合環境政策局環境計画課	66
(新) 学校等エコ改修・環境教育モデル事業(一般会計・石油特会)	1,101	総合環境政策局民間活動支援室	69
(新) 我が家の環境大臣事業	200	総合環境政策局環境教育推進室	71
愛知万博における環境教育・環境学習の啓発事業	440	総合環境政策局環境教育推進室	73
国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業	17	総合環境政策局環境教育推進室	74
環境に配慮した事業活動促進のための社会・市場評価基盤整備事業	93	総合環境政策局環境経済課	76
(新) 金融のグリーン化促進事業	16	総合環境政策局環境経済課	78

(単位：百万円)

事 項	平成17年度 要求・要望額	担当局(部)課(室)名	頁
ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業	603	総合環境政策局環境研究技術室	80
環境技術実証モデル事業	400	総合環境政策局環境研究技術室	83
(新) 環境と交通に関する世界会議 in 愛知開催事業	100	環境管理局自動車環境対策課	85
世界の水環境保全のための国際的活動経費	106	水環境部水環境管理課	87
(新) アジア太平洋環境開発フォーラムセカンドステージ(APFED)活動推進費	146	地球環境局総務課	90
(新) イラクに対する環境協力推進費	35	地球環境局環境協力室	92
ロンドン条約96年議定書国内対応事業費	56	地球環境局環境保全対策課	94
地球環境研究総合推進費(競争的資金)	4,670	地球環境局研究調査室	96
(新) 集水域の酸性化メカニズム解明調査費(酸性雨調査研究費の内)	50	地球環境局環境保全対策課	98
(新) 漂流・漂着ゴミに係る国際的削減方策調査費	30	地球環境局環境保全対策課	100
国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)推進事業	58	自然環境局自然環境計画課	102
我が国のODA及び民間海外事業における環境配慮強化調査費	15	地球環境局環境協力室	104
(新) 環境ODAによる環境改善効果に関する評価・分析調査(21世紀初頭における環境・開発統合支援戦略策定費の内)	6	地球環境局環境協力室	106
<b>4. 自然と共生する社会の構築</b>			
エコツーリズム総合推進事業費	300	自然環境局自然ふれあい推進室	108
(新) 国立公園等現地管理体制強化(アクティブ・レンジャー(仮称))推進費	350	自然環境局自然保護事務所管理指導室	110
国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費	328	自然環境局国立公園課	111
(新) 国立公園自然風景地再生推進計画調査費	48	自然環境局国立公園課	113
(新) 温泉の適正利用の推進等に関する検討調査	40	自然環境局自然環境整備課	115
外来生物対策基盤整備・管理事業費	183	自然環境局野生生物課	118
特定外来生物防除等推進事業	394	自然環境局野生生物課	119
世界自然遺産地域保全対策費	17	自然環境局自然環境計画課	121
(新) 特定民有地買上事業費	69	自然環境局自然保護事務所管理指導室	123
里地里山保全・再生モデル事業調査費	79	自然環境局自然環境計画課	125
(新) 野生鳥獣感染症情報整備事業	82	自然環境局野生生物課、鳥獣保護業務室	127
(新) 渡り鳥の飛来経路の解明事業費	101	自然環境局野生生物課、鳥獣保護業務室	129
特定鳥獣等保護管理実態調査	89	自然環境局鳥獣保護業務室	131
(新) 動物愛護管理制度強化対策費	30	自然環境局動物愛護管理室	133
<b>5. 安全・安心な社会の構築</b>			
自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費	435	環境管理局自動車環境対策課	135
(新) 揮発性有機化合物(VOC)対策費	310	環境管理局大気環境課	137
花粉観測・予測体制整備費	152	環境管理局大気環境課	139
ヒートアイランド対策に関する調査	92	環境管理局大気生活環境室	141
(新) いきづく湖沼ふれあいモデル事業	93	水環境部水環境管理課	143
湖沼流入負荷削減対策推進費	35	水環境部水環境管理課	146
(新) 硝酸性窒素重点地域対策モデル事業	21	水環境部地下水・地盤環境室	148
(新) カドミウム新基準対応費	53	水環境部土壌環境課	150
(新) 射撃場の鉛汚染対策調査	29	水環境部土壌環境課	152
化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費	952	環境保健部環境安全課	154
既存化学物質安全性点検調査	320	環境保健部化学物質審査室	156
(新) 試験困難物質に係る生態毒性試験・評価法確立調査	63	環境保健部化学物質審査室	158
小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査	63	環境保健部環境リスク評価室	160
(新) 農業飛散リスク評価手法等確立調査	27	水環境部農業環境管理室	162
局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査	542	環境保健部保健業務室	164
茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策に必要な経費	2,680	環境保健部環境リスク評価室	166

(新) 学校への燃料電池導入事業 (対策技術率先利用試験補助事業の内) (石油特会) 100百万円 (0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

### 1. 事業の概要

京都議定書の6%削減約束を確実に達成するためには、排出量の増加が著しい民生部門(1990年比25%増)において実効性のある対策技術を新たに導入普及する必要がある。

このため、燃料電池コージェネレーションシステムを一般家庭用(1KW級)から中小規模の業務用途(10KW級)に広げるため、小中学校等の中規模施設の電源・熱源として利用する燃料電池コージェネレーションシステム技術を試験的に導入する者に対して支援を行う。

これにより、中小規模の事業所への設置の有効性を明らかにし、一般家庭への普及とあいまって、燃料電池コージェネレーションシステムの普及速度を加速させ、将来的な大量普及を可能とする。

### 2. 事業計画

年度	17	18	計
設置校数	10	40	50

### 3. 施策の効果

燃料電池技術を実際に試験導入し、その有効性やメリットを広く示す。学校を中心として導入することで、学校から地域への情報発信と、将来の水素社会に関する技術教育に役立てる。

燃料電池メーカーにおいても、実機でのノウハウの蓄積をし、量産技術の確立、技術進歩に繋がる。

## 定置型燃料電池の普及方策

燃料電池規模	普及事業
小規模家庭用 (1kW程度)	「地域協議会対策促進事業」 (平成16年度～) 家庭用燃料電池を地域の一般住宅等に導入する地域協議会の事業を支援し、市場投入直後の家庭用燃料電池の普及拡大を図る。
中小規模業務用 (10kW程度)	<新規> 「対策技術率先利用試験補助事業の拡充」 (平成17年度～) 燃料電池を小中学校等の中小規模施設に利用する技術を試験的に導入する事業者を支援し、中小規模業務用の燃料電池の普及拡大を図る。
中規模～大規模 業務用 (10kW～100kW 程度)	「生ごみ利用燃料電池等普及促進補助事業」 (平成15年度～) 集合住宅や業務用建築物等から発生する生ごみ等のバイオマスから生成されるメタンを燃料電池の燃料として利用するシステムを導入する事業者を支援し、オンサイト型の燃料電池システムの普及拡大を図る。

(新)再生可能エネルギー高度導入地域整備事業(石油特会)

1,000百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

## 1. 事業の概要

京都議定書の第一約束期間(2008年~2012年)における我が国の温室効果ガス6%削減約束の達成のため、及び第一約束期間以降のCO<sub>2</sub>削減のためには、再生可能エネルギーの導入を加速することが極めて重要である。

そこで、地域のエネルギー需要を再生可能エネルギーでまかなうなど、再生可能エネルギーの地域における集中的な導入を支援し、「再生可能エネルギー導入拠点都市」といった地域の先進的な取組を全国に普及させる。

具体的には、再生可能エネルギーの導入事業を地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策地域推進計画として市町村が定め、環境省が一定程度の再生可能エネルギーを供給可能な計画として「再生可能エネルギー高度導入地域」に認定した場合には、当該事業の事業主体となる民間事業者に対し、必要な施設整備費の一部を補助する。

<想定される事業例>

- ・風力、バイオマス等の再生可能エネルギーから発電した電気を供給する事業。
- ・バイオガス、副生水素等を都市ガス等に混合して供給する事業。
- ・再生可能エネルギーでコージェネ、熱供給を行う事業や、廃熱利用を行う事業。
- ・バイオマスから自動車用等の液体燃料を製造し供給する事業。

## 2. 事業計画

事業期間：17年度~21年度

17年度は数カ所程度、5年間で47カ所(各県に1カ所)

## 3. 施策の効果

再生可能エネルギー高度導入地域という先進的な取組を全国的に展開することにより、再生可能エネルギーの普及を加速させ、その導入量が増大する。

# 再生可能エネルギー高度導入地域整備事業

## 再生可能エネルギー高度導入地域【モデル地域】

都道府県毎に  
1地域

市町村

再生可能エネルギーの導入事業を  
地球温暖化対策地域推進計画として制定

要件1

計画エリア内の全世帯の消費エネルギーの一定割合の再生可能エネルギーをエリア内で製造

要件2

計画エリア内で消費されるガソリン又は軽油相当量のバイオ燃料(バイオエタノール・バイオディーゼル)を製造・供給

又は

計画に基づく再生可能エネルギー導入事業を実施

事業例

### 再生可能エネルギー電気供給事業

- ・メガソーラー太陽光発電
- ・風力発電
- ・木質バイオマス等のバイオマス発電
- ・副生水素発電

### 再生可能エネルギーガス供給事業

- ・バイオガス、副生水素等を都市ガス等に混合して供給する事業

### 再生可能エネルギーコージェネ・熱利用事業

- ・再生可能エネルギーでコージェネ、熱供給を行う事業や廃熱利用を行う事業

### バイオエタノール等バイオ燃料製造事業

- ・バイオマスから自動車用等の液体燃料を製造し供給する事業

補助

環境省

認定

(新)省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業

(石油特会)

400百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課  
環境保全対策課フロン等対策推進室

## 1. 事業の概要

冷凍倉庫等に用いられる低温～超低温用冷凍装置は、食品保存等の他、各種化学プラントの冷却等にも広く用いられているが、常時エネルギーを大量に消費する。例えば、冷却能力(500kW)の冷凍装置は、年間、一般世帯の約千倍のエネルギーを消費している。

近年、省エネルギー性能に優れた低温～超低温用自然冷媒冷凍装置が開発され、従来型装置に比べ、相当のエネルギー起源二酸化炭素の削減が可能となった。しかし、現段階では従来型設備に比べ高価であることや一般の認識度・環境保全意識が低いこと等によりあまり普及していない状況にある。

本事業では、設備導入費用の一部を補助することにより従来型装置からの代替を促進し、即効的にエネルギー起源二酸化炭素の削減を図る。さらに、量産化による費用低減効果及び新規メーカー参入促進等による波及効果によって一層の普及を促進する。

## 2. 事業計画

年次計画： 17年度～19年度の3カ年

負担割合： 国1/3 民間事業者2/3

補助先： 民間事業者

補助基本額： 40百万円

## 3. 施策の効果

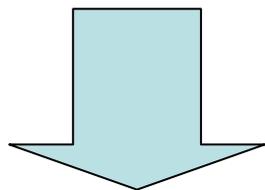
- 補助対象の設備導入による直接的な二酸化炭素削減効果  
約1800t/年 (冷凍能力(100kW)1基あたり約60t/年×30基)
- 量産による費用低減及び新規参入による競争等により価格が低下し、更なる普及により、二酸化炭素が削減される。

# 省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業

・冷凍倉庫・食品産業等の低温～超低温用冷凍装置は常時エネルギーを大量消費（冷凍能力500kW級の装置で年間一般世帯の1000世帯分）

・省エネルギー性能に優れた低温用自然冷媒冷凍装置が開発されている。

・しかしながら、従来型装置より約1割設備導入コスト高



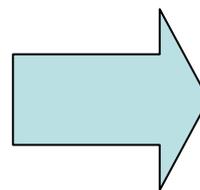
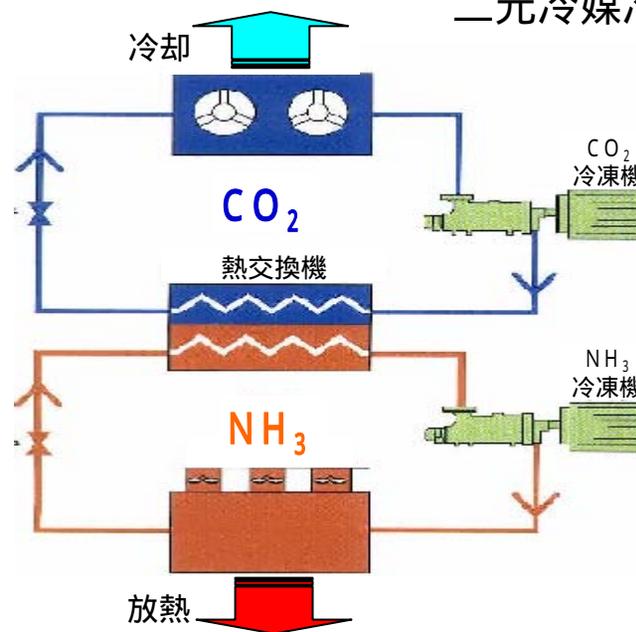
設備導入費用の一部  
(1/3)補助

- ・直接的・即効的CO<sub>2</sub>削減
- ・量産化によるコスト削減
- ・新規メーカー参入促進等

## 低温用自然冷媒冷凍装置の例

アンモニア(NH<sub>3</sub>)-二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)

二元冷媒冷凍装置



- ・更なる普及
- ・更なるCO<sub>2</sub>削減

地球温暖化対策技術開発事業（競争的資金）（石油特会）

2,675百万円（1,634百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

## 1. 事業の概要

現在、我が国においては、京都議定書の6%削減約束の達成に向けて、温室効果ガス排出量を削減するための各種の対策技術の導入普及に取り組んでいるところであるが、依然として運輸部門・業務その他・家庭部門の温室効果ガス排出量は増加傾向にある。

このため、既存の対策技術に加え、新たな対策技術の開発・実用化・導入普及を進めていくことが必要不可欠であることから、基盤的な温暖化対策技術の開発を公募により選定した民間企業、公的研究機関等に委託して行う。

## 2. 事業計画

以下の技術開発分野ごとに、技術開発実施委託先を広く公募し、優れた技術開発の実施に係る提案と実施体制を有する企業、公的機関等を委託先として、基盤的な温暖化対策技術の開発を行う。

### （1）省エネ対策技術実用化開発

・ IT分野関係 等

### （2）再生可能エネルギー導入技術実用化開発

・ 水素・燃料電池社会の構築関係

・ バイオマスエネルギー導入技術関係 等

### （3）都市再生環境モデル技術開発

（地域特性を踏まえた先導性・先見性が高い技術開発・実証）

・ 地域におけるエネルギーネットワークシステムの構築関係 等

## 3. 施策の効果

新たな温室効果ガス排出量削減対策技術の実用化が推進される。

（ 委託先：民間企業、公的研究機関（独立行政法人を含む）等  
（公募により選定） ）

# 地球温暖化対策技術開発事業

民間企業、公的研究機関等に以下の技術開発を委託  
委託先は公募により選定

## 1. 省エネ対策技術開発実用化開発

「IT分野における横断的な省エネ対策技術の実用化開発」等の省エネ対策技術の実用化を目指した基盤的技術開発を行う。



## 2. 再生可能エネルギー導入技術実用化開発

「水素・燃料電池社会の構築に関する対策技術の実用化開発」、「バイオ燃料等バイオマスエネルギー導入技術の実用化開発」等の再生可能エネルギーの導入技術の実用化を目指した基盤的技術開発を行う。



## 3. 都市再生環境モデル技術開発

「地域におけるエネルギーネットワークシステムの構築に関する技術開発」等の地域特性を踏まえた先導性・先見性が高い地球温暖化対策技術に係る技術開発・技術実証を行う。



地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター（起業支援）事業  
（石油特会） 1,110百万円（250百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

## 1. 事業の概要

地球温暖化対策技術の効果的・効率的かつ大規模な普及に向けて、新たな温暖化対策ビジネスモデルの市場導入を促進するため、温暖化対策ビジネスモデルとして一定のフィージビリティが確認されている先見性・先進性の高い事業について、本格的なビジネス展開を図るに当たって必要となる核となる技術に係る設備整備費及び地域における実証事業（パイロット事業）の事業費に対して、その費用の一部を補助する。

### （1）設備整備モデル事業

ビジネスモデルとして成立する可能性が高く、かつ、先進的・先駆的な次の事業について、核となる技術に係る設備整備費を補助する。

- ・ 廃木材からのエタノール製造事業（継続）
- ・ 家庭用省エネルギーサービス事業（新規検討中）

家庭における電力量・電気料金に関する情報を表示するほか、家電機器の電源制御、エアコンの自動制御を行う家庭向け省エネサービス事業。

### （2）都市再生環境モデル事業

ビジネスモデルとして成立する可能性が高く、かつ、先進的・先駆的な次の事業について、地域においてパイロット事業として実施する事業費を補助する。

- ・ カーシェアリング事業（継続）

## 2. 事業計画

3年以内にビジネスとして自立することを目標に事業を行う。

## 3. 施策の効果

新たな温暖化対策ビジネスを立ち上げ、育成することにより、地球温暖化対策技術の効果的・効率的かつ大規模な普及が図られる。

# 地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター事業

代エネ・省エネ等技術を普及させる新たなビジネスモデルの育成

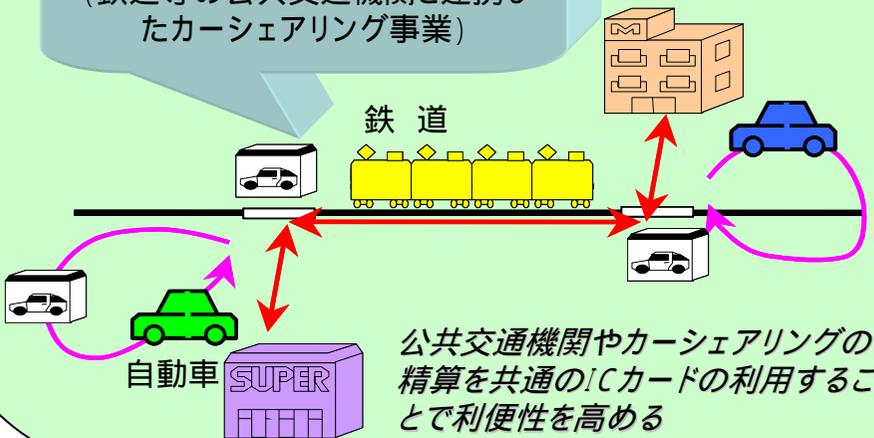
## ビジネスモデルの一例

1. 設備整備モデル事業  
(廃木材からのエタノール製造事業)



製造したエタノールはガソリン自動車やボイラー燃料の一部として使用

2. 都市再生環境モデル事業  
(鉄道等の公共交通機関と連携したカーシェアリング事業)



ビジネスモデルとして成り立つ可能性の高い先見性・先進性の高い事業について、設備整備及び地域実証事業の事業費を補助

補助

設備整備・地域実証事業(パイロット事業)

(新)二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業(環の匠<sup>わたくみ</sup>住宅整備事業)(石油特会) 500百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

## 1. 事業の概要

京都議定書の6%削減約束を確実に達成するためには、排出量の増加が著しい家庭部門における、実効性かつ即効性のある対策技術の導入普及が不可欠である。

特に、住宅については、住宅自体の断熱性などの省エネ性能の向上を図るとともに、高効率機器や新エネルギー設備の導入など効果的な二酸化炭素排出抑制対策を推進する必要がある。

そこで、住宅における二酸化炭素排出量の大幅な削減を図るための対策技術を導入するモデル性の高い二酸化炭素低排出型住宅の導入促進事業を行い、他の住宅への波及を促す。

具体的には、住宅用の太陽光発電システムの設置、断熱資材の導入、高効率ヒートポンプ給湯器の設置などにより、二酸化炭素排出量を通常の住宅より大幅に削減する住宅を設置する者に対して、費用の一部を補助する。

< 補助の要件 >

- ・ 3 kW以上の太陽光発電システムを設置する。
- ・ 複層ガラス、樹脂サッシ、断熱材、断熱ドアを導入する。
- ・ 補助を受けた住宅の居住者は、エネルギー消費量やCO<sub>2</sub>削減の取組状況について、一定期間モニタリングレポートを環境省に提出する。

## 2. 事業計画

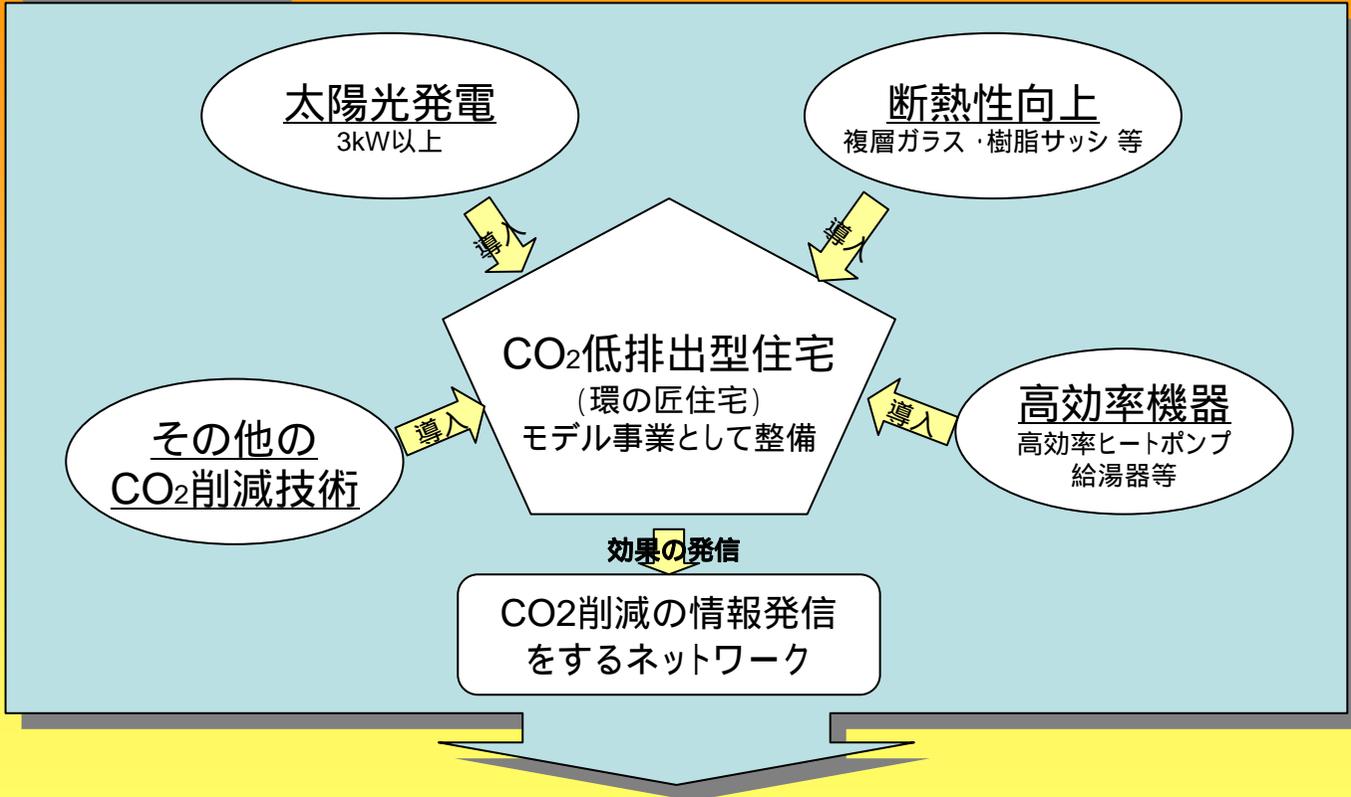
- ・ 平成17年度に全国で1,000世帯程度を募集し、二酸化炭素低排出型住宅を整備する。
- ・ 平成18年度及び19年度にモニタリングを行い、結果を公表し、環の匠住宅の普及に活用する。

## 3. 施策の効果

モデル性の高い二酸化炭素低排出型住宅の整備を契機として、二酸化炭素低排出型住宅の導入が促進される。

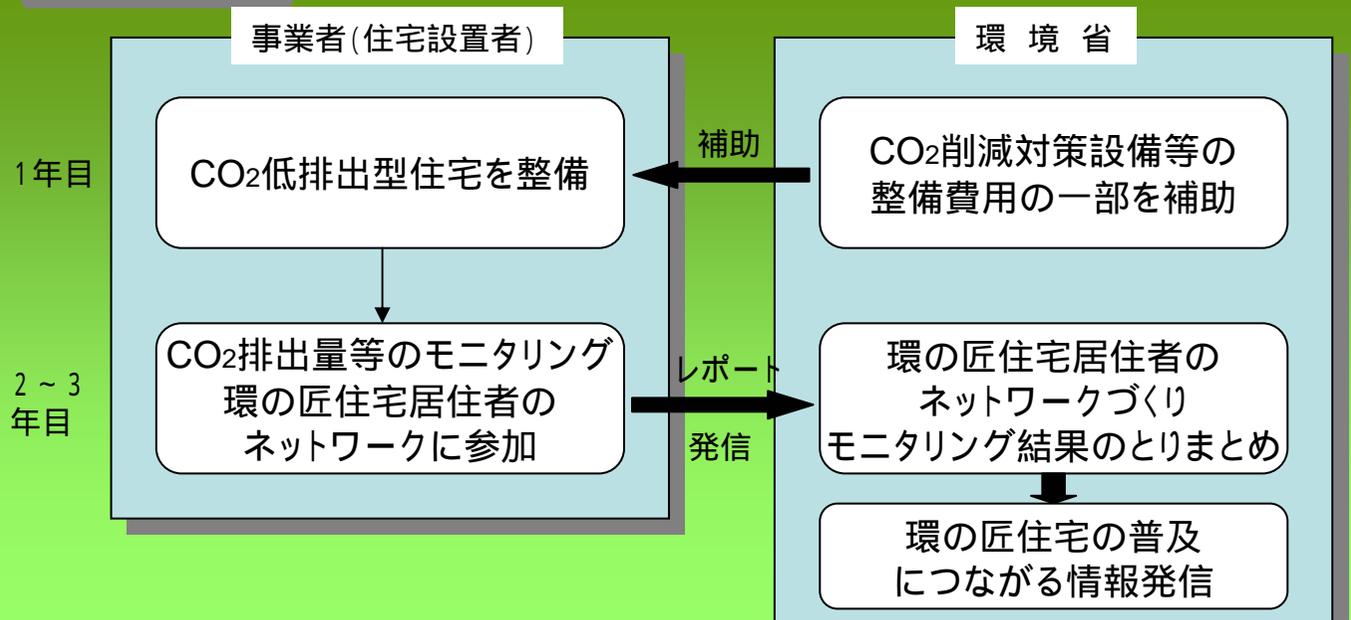
# 二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業 (「環の匠住宅整備事業」)

## 事業の概要



住宅の二酸化炭素排出量を大幅に削減

## 事業スキーム



(新) 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業

(一般会計) 300百万円(0百万円)

(石油特会) 3,000百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課・環境保全対策課フロン等対策推進室

1. 事業の概要

国内排出量取引制度は、市場メカニズムを活用し、費用効果的かつ確実に排出削減を実現できるとともに、京都メカニズムとリンクすることにより京都メカニズムの活用に対する動機を企業に付与できるという特長を有する優れた手法である。

本事業は、我が国において、企業の自主参加による国内排出量取引制度を導入することを目的とする。国内で温室効果ガス削減のための設備を導入する事業者に対し、設備整備費の1/3を補助するとともに、一定量の排出削減を約束させ、削減目標に応じて排出枠を交付する。事業者は、期末に実排出量に応じた排出枠を確保し、それを提出しなければならない(提出できない場合は補助金を返還)。排出枠は取引可能で、京都メカニズムによるクレジットも使用可能とする。

省エネ・代エネ対策によるCO<sub>2</sub>排出削減に係る設備整備については石油特会による実施分とし、フロン等3ガス排出削減に係る設備整備については一般会計による実施分とする。

2. 事業計画

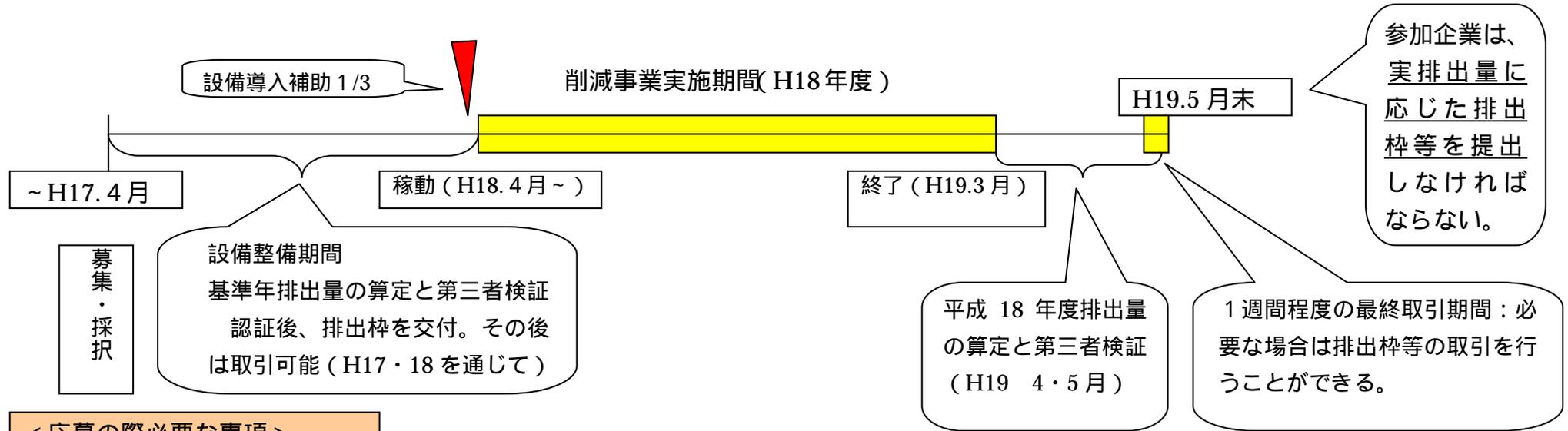
平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)
<ul style="list-style-type: none"><li>・自主参加型国内排出量取引制度を開始</li><li>・補助事業の公募採択、設備整備の実施(費用効率性を助案)</li><li>・参加企業による基準年排出量の算定・検証</li><li>・排出枠の交付と取引</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・参加企業による温室効果ガス削減対策の実施</li><li>・排出枠の取引</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・排出量の算定及び第三者機関による検証</li><li>・目標達成に必要な場合、排出量の最終取引</li><li>・最終取引後なお実排出量に応じた排出枠を提出できない場合は補助金返還</li></ul>

3. 施策の効果

補助金採択時の事業の適格性審査、事業者の排出削減のコミット及び排出枠取引により、費用効果的かつ確実に追加的削減を実現することが可能。

我が国においても国内排出量取引制度が機能することを実証し、かつ、今後の制度のあり方についての検討に資する知見・経験を得る。

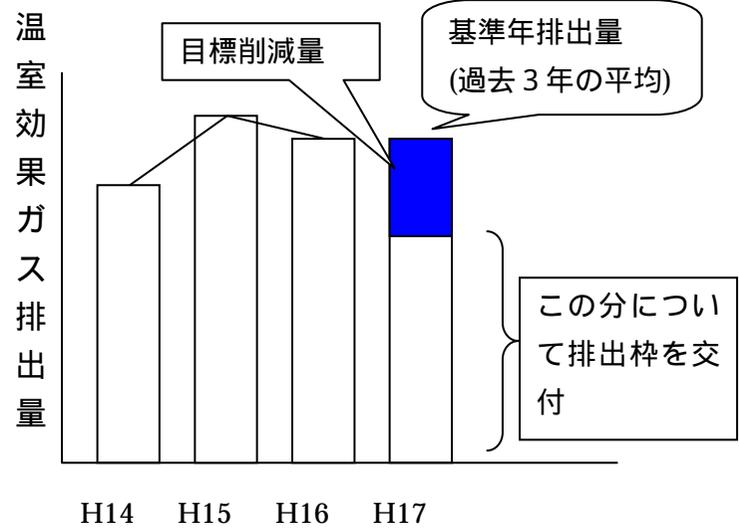
# 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業の概要



- < 応募の際必要な事項 >
- ・ 補助対象設備及びその導入に必要な経費
  - ・ これにより削減される削減目標量
  - ・ おおよその基準年排出量(過去3年間の平均)



政府が費用効率性を勘案して採択 (目標削減量を達成することが交付条件)



<ポイント>

最終取引期間終了後、実排出量に応じた排出枠等を提出できない場合には、支払われた補助金を返還しなければならない。

参加企業は、他企業から購入した排出枠やCDM/JIクレジットを使用することができる。

(新)業務部門二酸化炭素削減モデル事業(石油特会)

400百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

## 1. 事業の概要

京都議定書の6%削減約束を確実に達成するためには、排出量が増加している業務その他部門・運輸部門における、実効性かつ即効性のある対策技術の導入普及が不可欠である。特に、省エネ法の対象とならない中小施設への対策技術の普及が課題となっている。

そこで、省エネ法の対象とならない中小規模の業務用施設等を対象に、二酸化炭素排出量の大幅な削減を図るための施設整備等を行うモデル事業を行い、他の業務用施設等への波及を促す。

事業者から対策について提案を募り、他の施設への波及、二酸化炭素削減効果、経済性を考慮し、より優れた提案に対し支援することとし、設備導入等の対策事業費の一部を補助する。

対策普及の水平展開が図れるよう、フランチャイズチェーン店などの組織を活用した事業や、地下街・商店街・テナントビルなど複数の事業者が連携して行う事業を対象とすることとし、平成17年度はコンビニエンスストア等からの提案による実施を予定する。

(参考) 想定される対策技術例

冷蔵冷凍空調設備の一体システムの導入、空調・冷凍・冷蔵・照明の省エネ制御

## 2. 事業計画

17年度 コンビニエンスストア等

18年度 テナントビル等

19年度 ホテルチェーン等

## 3. 施策の効果

採択したモデル事業の各業種における対策技術の普及が進み、業務部門、特に中小施設からの二酸化炭素排出量が削減される。

# コンビニエンスストア等におけるCO2削減対策モデル事業

コンビニエンスストア等

フランチャイズ本部

- モデル性の高い対策を立案・実施
- 従来目標を深掘した高い目標の削減対策
  - 店舗に水平展開できる合理的な対策
  - 他の中小規模小売店の模範となりうる対策

個別店舗

- 対策技術導入
- 施設整備等
  - CO2削減

対策実施を指示

提案

CVSと環境省の  
パートナーシップ

支援

- コンビニエンスストアにおけるCO2削減対策モデル事業
- CVSからの優れた提案を選定
  - 選定した削減対策事業に1/3補助

環境省

店舗に広く展開  
フランチャイズ全体で効果的なCO2削減を達成  
中国でもモデルに

成果の  
広がり

小売業の中小規模店舗にも適用できる対策モデル  
他のFC分野でも実施

(新)主体間連携モデル推進事業（石油特会）600百万円（0百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

### 1. 事業の概要

排出量が増大している運輸部門、業務その他部門、家庭部門のうち、特に関係主体間の役割分担が曖昧で、省庁間の連携が不足していると評価される省エネ・代エネ対策について、関係府省との協力により、主体間の連携した対策を促すモデル事業を推進し、成功事例を創出する。

具体的には、民間企業等が、連携会議等を通じ複数の関係者と連携して実施する省エネ・代エネ対策に係る計画を公募し、これを第三者評価委員会で選定・採択し、採択した事業について、民間企業等へのモデル事業として委託により実施する。

### 2. 事業計画

例 国土交通省との協力により、荷主と造船メーカーの連携による、貨物輸送のトラックからスーパーエコシップ（特に通常の船よりCO<sub>2</sub>排出量の約25%削減が期待される新内航船）へのモーダルシフトを促すモデル事業を実施

- ・スーパーエコシップの建造支援（国土交通省）
- ・スーパーエコシップに係る技術開発（国土交通省・環境省）
- ・スーパーエコシップによるCO<sub>2</sub>等削減効果の実証実験（環境省・国土交通省）

例 環境的に持続可能な交通（EST）の実現を目指す先導的な地域に対して、各種施策の連携により集中的に支援する「ESTモデル事業」に参画し、本事業により行うCO<sub>2</sub>排出削減に向けた需要者サイドの取組の喚起等を、ESTモデル事業の一部として位置づけることにより、国土交通省や警察庁と協力して、環境的に持続可能な交通の実現を目指す

- ・地域からの応募による事業の企画提案、モデル地域の採択、実施プログラムの採択、既存の各種支援策の集中実施（各種補助金、税制優遇措置、優先採択等）（国土交通省）
- ・交通安全施設等の整備等（警察庁）
- ・都道府県センター、NGO等との連携による需要者サイドの取組の喚起（公共交通機関の利用促進のための広報、デパート・商店街・事業者等との連携による利用促進運動）（環境省）

その他の連携事業について関係府省と調整中。

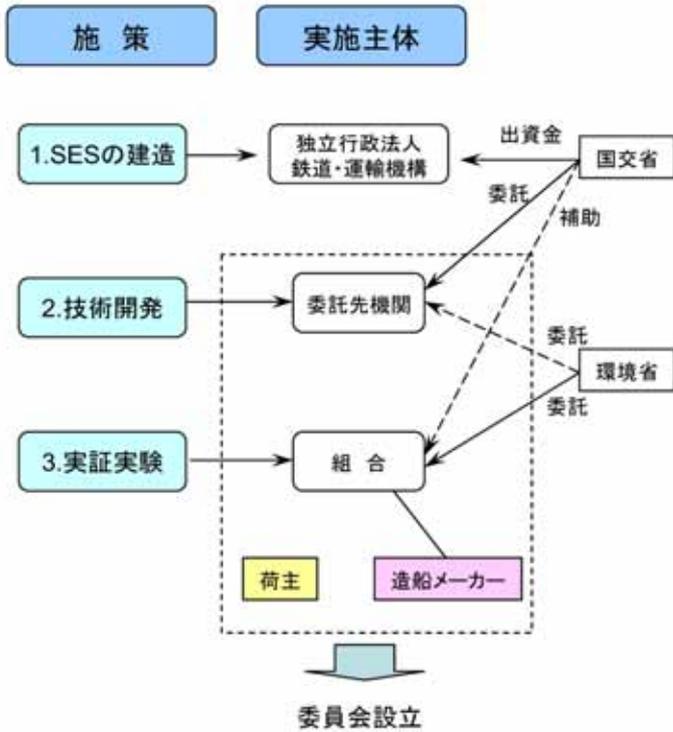
### 3. 施策の効果

関係府省との協力による各主体間の連携した取組が他の地域にも幅広く普及し、大綱に掲げられた対策ごとの「排出削減見込み量」が現実化する効果が期待できる。

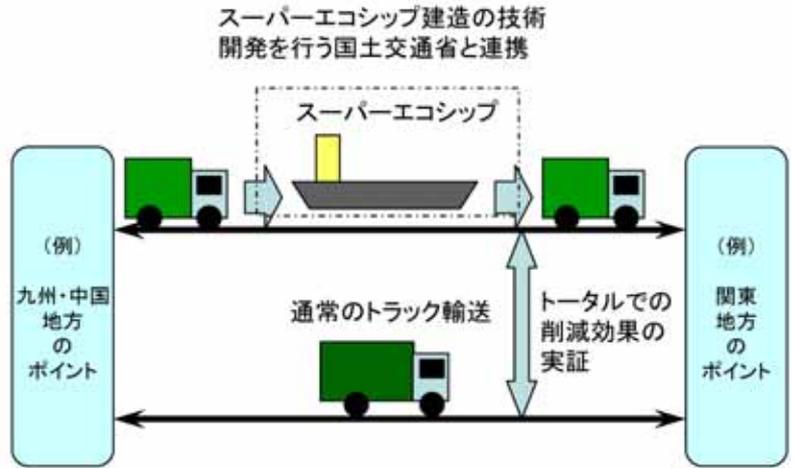
# 平成17年度 主体間連携モデル推進事業のイメージ

## <例:スーパーエコシップ(SES)>

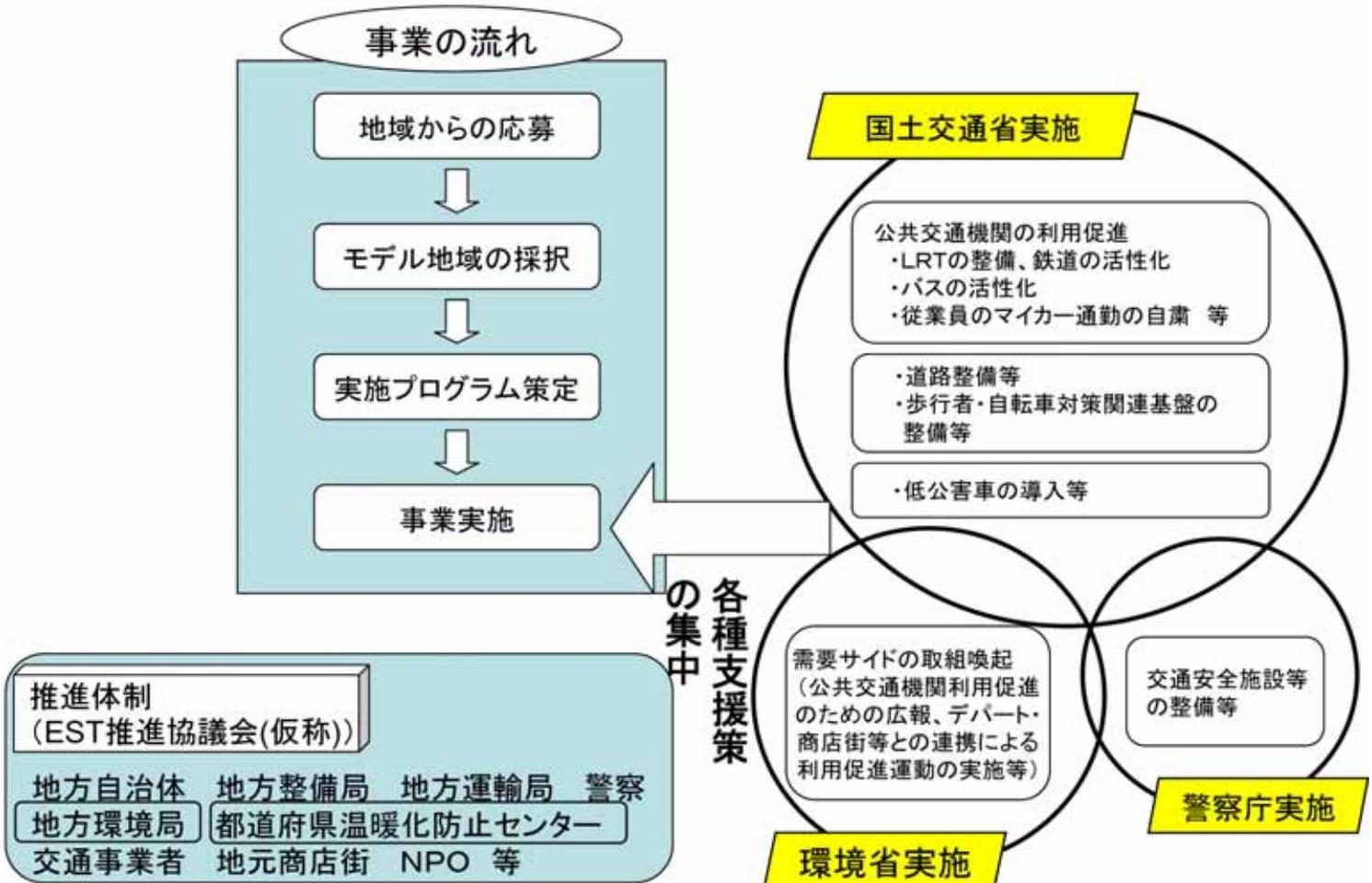
貨物輸送のトラックから船へのモーダルシフトを促すためのSESの開発・利用促進



スーパーエコシップとは・・・高効率のガスタービンエンジンと二重反転式ポッドプロペラ、これらに対応した新船型を取り入れることにより、環境負荷の低減(CO2の25%削減、NOxの90%削減、SOxの60%削減)と経済性の向上を両立する新形式の内航船。



## <例:環境的に持続可能な交通(EST)モデル事業>



(新)自動車燃費改善補助事業(石油特会)

100百万円( 0百万円)

環境管理局自動車環境対策課

### 1. 事業の概要

地方公共団体が保有しているゴミ収集車や公営バス等の自動車に対し、車速や燃料消費量などを自動的に記録する車載計測器を装着することについて補助する。また、あわせて、運転手教育などの体制構築のための補助も実施する。車載計測器により得られたデータを収集し、装着前後での燃費性能の実態を運転手が把握することで、エコドライブを促しCO2排出抑制効果を発揮させるものである。もって、地方公共団体内での運輸部門におけるCO2排出抑制を強力に推進していく。

### 2. 事業計画

地方公共団体に対して事業費の1/2を補助する。

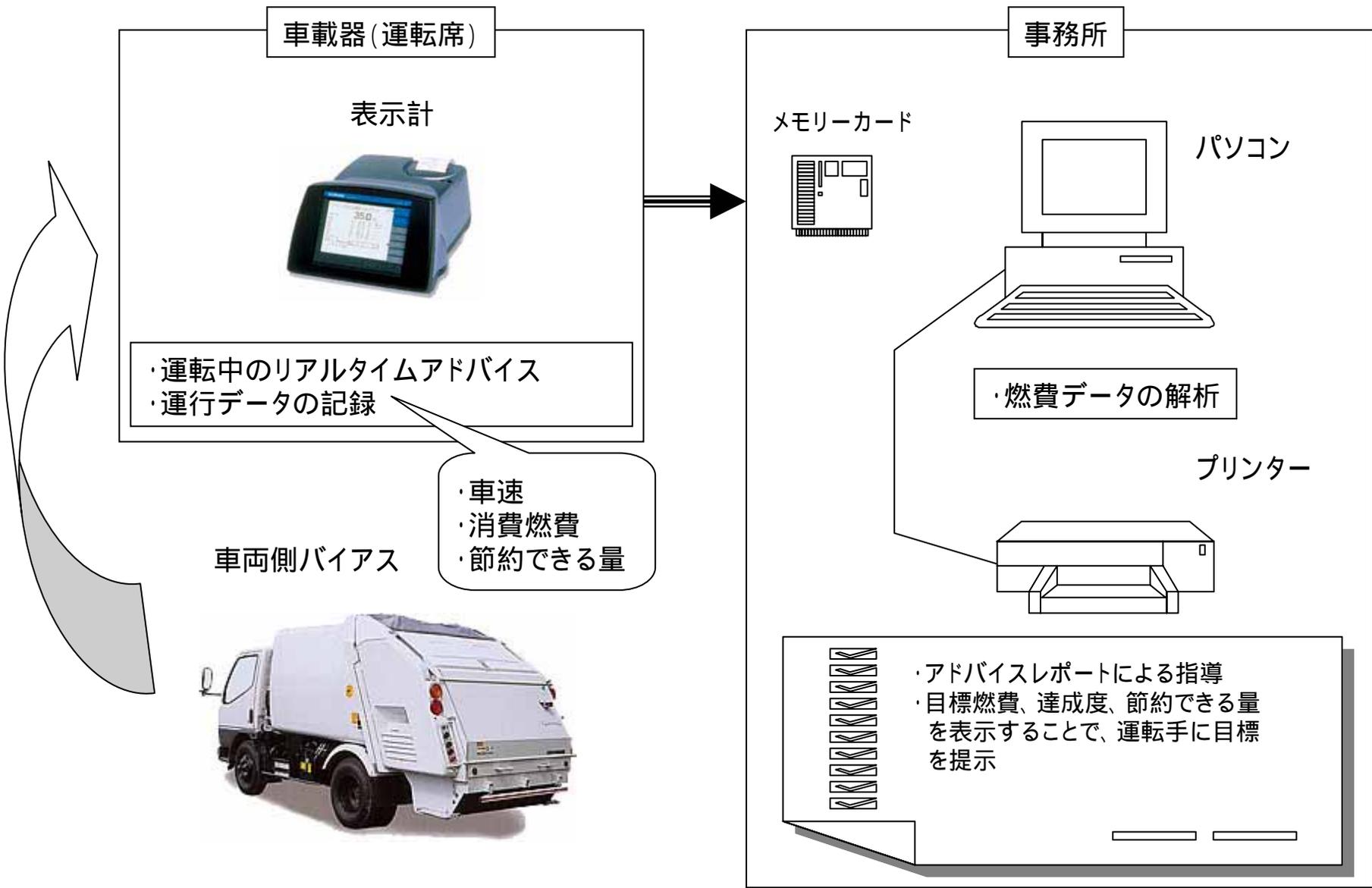
合計600台程度の車載計測器(価格は20万円程度/台)の設置及びそれに関連した教育・運営体制の構築が期待される。

### 3. 施策の効果

市街地走行においては、加速・減速を頻繁に繰り返すために高速走行時などと比較して燃料の消費量が著しい。特に、地方公共団体保有の車両は当市街地内を主に走行するため、本事業でエコドライブを推進することによる燃費の改善効果は大きく、1台当たりのCO2排出を約10%削減することが見込まれるものである。

市街地の一定区間しか走行しない、ゴミ収集車や公営バス等の公用車を相当程度の台数保有している地方公共団体に対して集中的に導入促進することにより、当該地方公共団体が保有している車両の燃費改善効果が高いことが明らかになることで、他の地方公共団体による取り組みへの波及効果が期待できる。

# 自動車燃費改善補助事業の概要



## 森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費

74百万円（ 48百万円）

地球環境局 総務課 研究調査室

### 1．事業の概要

平成14年3月に改定された「地球温暖化対策推進大綱」において、京都議定書における我が国の削減目標(対基準年比6%)を達成するため、吸収源により3.9%を確保することが目標とされた。この目標の達成のため、排出・吸収目録の取りまとめ機関である環境省が中心となって、我が国の吸収源活動が確実に認められるよう、国際的な指針(「土地利用、土地利用変化及び林業に関するグッドプラクティスガイダンス」、以下LULUCF-GPG)に基づく国内体制の構築を図る。さらに、民生緑地(住宅団地やニュータウンの緑地等)の吸収量の算入を可能とし、吸収量の目標達成を確実にする。

また、京都議定書第2約束期間以降の吸収量の計上方法の検討が本格的に開始されることとなっており、我が国にとって適切な計上方法が合意されるように今後の国際交渉に対応していく。

### 2．事業計画

1)我が国の吸収源活動が国際的に確実に認められ、吸収量目標(3.9%)の達成が確実となる体制の構築に資するため、環境省が中心になってLULUCF-GPGに基づく吸収・排出量の報告・検証体制の設計を行う。

2)吸収量の目標達成を確実にするため、京都議定書上の「森林」の定義に該当するものの、森林・林業基本法に基づく森林や都市公園に該当せず、現状では計測・把握がなされていない住宅団地やニュータウンの緑地等のいわゆる民生緑地の吸収量の算定に必要なサンプリング調査、データ整備を行う。

3)第2約束期間以降に関する国際的交渉に向けて、我が国としての総合的な戦略構築に資するため、将来適用される可能性のある吸収源の計上方法について、調査・検討を行う。

### 3．施策の効果

地球温暖化防止に係る京都議定書の履行に必要な森林等による二酸化炭素吸収量(対基準年比3.9%)の確保に資する。

# 森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査

## 本事業

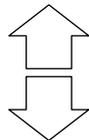
### 吸収源対策に関する国内体制整備確立調査

- ・国際的に認められるために森林吸収量の測定、推計、監視、報告体制の設計
- ・報告・検証に必要なデータ整備について検討
- ・上記の結果を元にした森林吸収量の試算

<確保すべき森林>

- 1)森林・林業基本計画に基づく林地
- 2)緑の政策大綱等に基づく都市公園等の緑地
- 3)民生部門が保有する住宅団地等の緑地

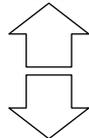
**民生緑地(住宅団地やニュータウンの緑地等)  
による吸収源活動**



対応方針の評価・分析結果

国内体制の調査結果

### 吸収源問題に関する検討委員会



計上方法の調査結果

調査結果の評価・検討

### 計上方法の検討・分析調査

- 第2約束期間以降の吸収源計上オプションの検討
- ・伐採木材の計上方法の分析調査
  - ・直接的・人為的影響の分離に関する検討

## 国際交渉

### 第1約束期間に関する交渉

#### 2001年 COP7 マラケシュ合意

森林等の吸収源活動の取り扱いについて合意

<我が国は3.9%が計上可能>

#### 2004年12月 COP10

吸収源活動の計上に関する国際的指針の承認  
予定 <指針に基づく測定・推計・評価が必要>

決定事項

国際交渉において我が国が  
必要する情報を提供

### 第2約束期間以降に関する交渉

#### 2004年 COP10以降

第2約束期間以降の吸収源に関する検討事項  
伐採木材の計上方法の検討  
直接的・人為的影響と自然影響等を分離するための方法の開発

検討事項

都道府県センター普及啓発・広報事業（石油特会）

300百万円（100万円）

地球環境局地球温暖化対策課

## 1．事業の概要

我が国は「京都議定書」において温室効果ガス排出量の6%削減を約束したが、依然として温室効果ガスの排出量は減少基調に転じておらず、特に業務その他・家庭部門と運輸部門の増加が著しい。

これらの部門における温室効果ガス排出量の削減には、各地域においてその特性に応じた取組を行うことが大きな影響力を有する。

このため、地球温暖化対策の推進に関する法律第24条に基づき知事が指定した都道府県地球温暖化防止活動推進センター（都道府県センター）が、その区域の住民、事業者、地球温暖化防止活動推進員等に対し、シンポジウム、セミナー等を通して代エネ・省エネ等に関する様々な情報を普及啓発・広報する事業を補助する。

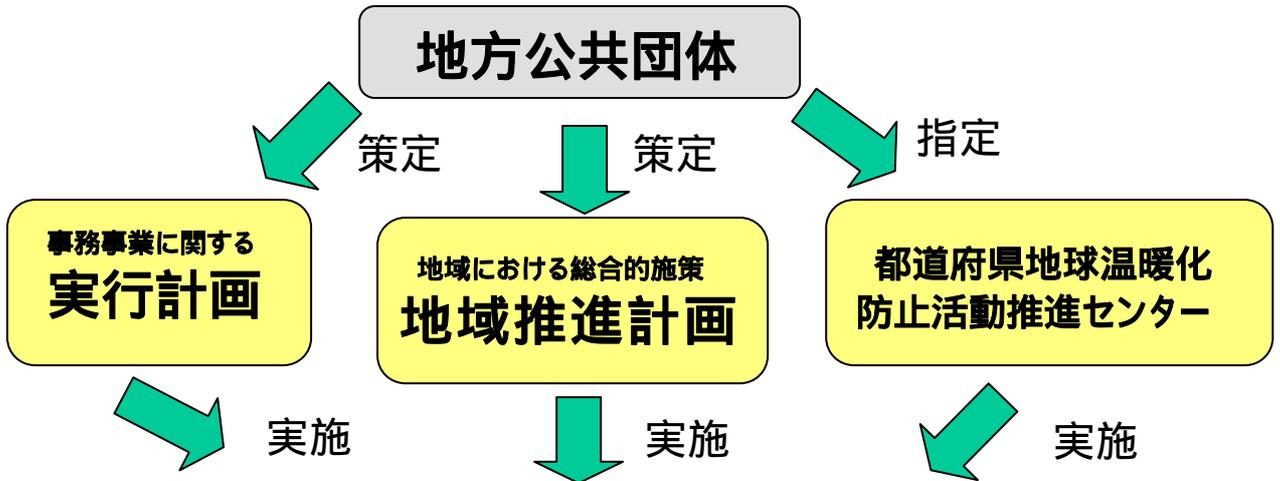
## 2．事業計画

都道府県センター 30ヶ所（平成17年度までに指定済みの数）に対し、10百万円を上限に定額補助

## 3．施策の効果

都道府県センターは、地域のNPO・企業・自治体とのパートナーシップにより運営されているため、地域住民の視線に立った効果的な普及啓発事業を企画・実施することができる組織であり、温暖化防止ミュージカル、市民出前講座、小学生向け温暖化紙芝居など地域特性を活かし創意工夫に満ちた事業の実施により、国民各界各層の意識を改革し、省エネ活動等具体的な温暖化対策の実施が期待できる。

# 地方公共団体率先対策補助事業



見学・体験が可能で、環境学習や普及啓発施設として活用可能なエコハウスの整備



実行計画に基づく、地方公共団体の施設の省エネ・代エネ設備の整備



地域住民等に対して行う、マスコミを活用した省エネ・代エネ普及啓発



都道府県温暖化防止活動センターが実施するシンポジウム・セミナー等普及事業に対する補助



## 成果

業務その他・家庭・運輸部門における排出量

事業者、国民の積極的な取組推進

(新)地球温暖化問題に関する児童・生徒への効果的な環境教育実施  
事業(石油特会) 300百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

## 1. 事業の概要

将来を担う子どもたちが地球温暖化問題の重大性を正しく認識・理解し、温暖化防止のための行動が習慣として取れるようにするためには、学校における体系立った環境教育が重要であるが、そのための適切な教材やそれを教えるためのノウハウが十分に整備されていない状況にある。

そこで、地球温暖化問題に関する学校向けの学習教材を作成するとともに、作成した教材を有効に活用するためのモデル授業を行う。

## 2. 事業計画

### 教師用学習教材作成事業

教科書出版会社と連携し、学校の先生が的確かつ負担が少なく地球温暖化問題について授業ができる副読本を作成し、全国の小中高校に配付する。

### 環境教育サポート事業

本副読本を有効に活用するため、地球温暖化防止活動推進員等によるモデル授業を行い、総合学習の時間における地球温暖化教育のサポート体制を整備する。

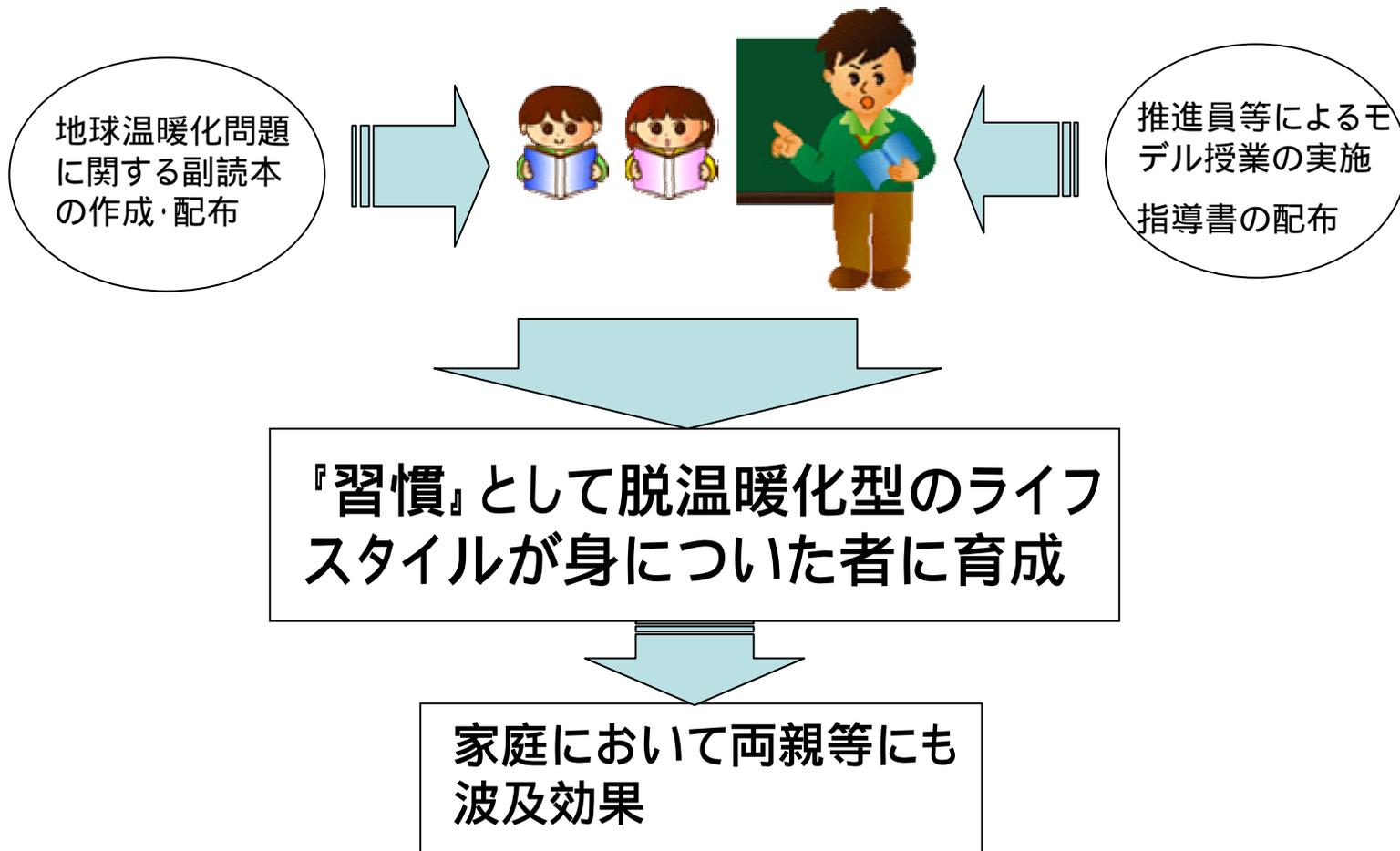
## 3. 施策の効果

教科書出版会社の教科書を配布するシステムに乗せることにより、基本的に全ての小・中・高校に配付することが可能であり、総合学習の時間等で地球温暖化問題を扱うことはニーズがあるもののノウハウが十分整備されていない学校においても取組を促すことができる。

こうして多くの学校で授業が行われることにより、多くの子どもたちに「習慣」として脱温暖化型のライフスタイルを身に付けてもらうとともに、その子どもたちの行動を通して大人にも温暖化防止の取組が広がることが期待できる。

# 地球温暖化問題に関する児童・生徒 への効果的な環境教育実施事業

## 総合学習の時間



(新)地球温暖化技術研究情報発信事業(石油特会)

50百万円( 0百万円)

地球温暖化対策課国民生活対策室

## 1. 事業の概要

エネルギー起源二酸化炭素の排出量削減に向け、国民各界各層に対する普及啓発活動を推進するためには、それを担う人材の育成と普及啓発のためのツールが必要である。そのため、国民各界各層が正しい認識の下でエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に取り組むことができるよう、省エネ・代エネに係る最新技術や研究成果の情報を国民各界各層に効果的に発信する。

### 戦略的な地球温暖化技術研究の広報媒体の作成

国内外における最新の省エネ・代エネ技術等に係る情報について、国民各界各層に応じた最適な広報媒体を作成する。

### 地球温暖化技術研究普及コーディネーターによる広報活動

全国地球温暖化防止活動推進センターに、代エネ、省エネ技術研究の専門家等からなる「地球温暖化技術研究コーディネーター」を設置するとともに、上記の広報媒体等を活用して、対象者や関心事項に応じたきめの細かい広報活動を展開する。

### 地球温暖化技術研究普及ネットワークの構築

都道府県地球温暖化防止活動推進センター等の場や地球温暖化技術研究コーディネーター等を活用して、全国各地域の地球温暖化問題に関心のある科学的素養のある人材(地方研究所の研究員又はOB、学校教師、環境カウンセラー等)を対象に、地域レベルで最新の代エネ、省エネ技術等の関連情報の普及啓発を行う専門家を育成することにより、地球温暖化技術研究普及ネットワークを構築する。

## 2. 事業計画

平成17年度より、広報活動の実施とネットワークの構築を開始する。

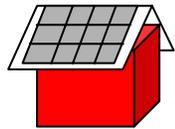
## 3. 施策の効果

本事業による普及啓発活動により、国民各界各層が最新情報に基づいて省エネ・代エネによりエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する製品・機器の選択等を行うことを可能とする。

# 地球温暖化技術研究情報発信事業

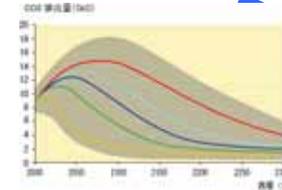
## 技術・研究成果の情報発信

省エネルギー技術



新エネルギー

省エネルギー製品



CO<sub>2</sub>排出量の削減効果

広報媒体の作成



専門家による広報活動



普及ネットワークの構築



正しい認識の下でのCO<sub>2</sub>排出削減

## CDM/JI設備補助事業

(一般会計) 100百万円( 0百万円)  
(石油特会) 1,500百万円(300百万円)

地球環境局地球温暖化対策課国際対策室

### 1. 事業の概要

京都議定書の目標達成のためには、我が国として1.6%（年間約2,000万t/CO2）相当の京都メカニズムによるクレジットを確保することが不可欠であるが、クレジット獲得には3～5年のリードタイムが必要なこと、優良なプロジェクトの国際的な獲得競争が繰り広げられていることから、2005年から計画的にクレジット確保方策を講じる必要がある。

本事業は、CDM/JIプロジェクトを行う事業者に対し設備整備費を補助することにより事業実施を促進するとともに、補助額に応じて事業者から政府にクレジットを移転し、そのクレジットを議定書遵守に用いるもの。

議定書遵守に向け計画的にクレジットを取得するため、石油特会実施分について現在の3億円から増額するとともに、省エネ・代エネ以外のプロジェクト（代替フロン破壊等）のクレジットについても取得できるよう、一般会計においても要求する。

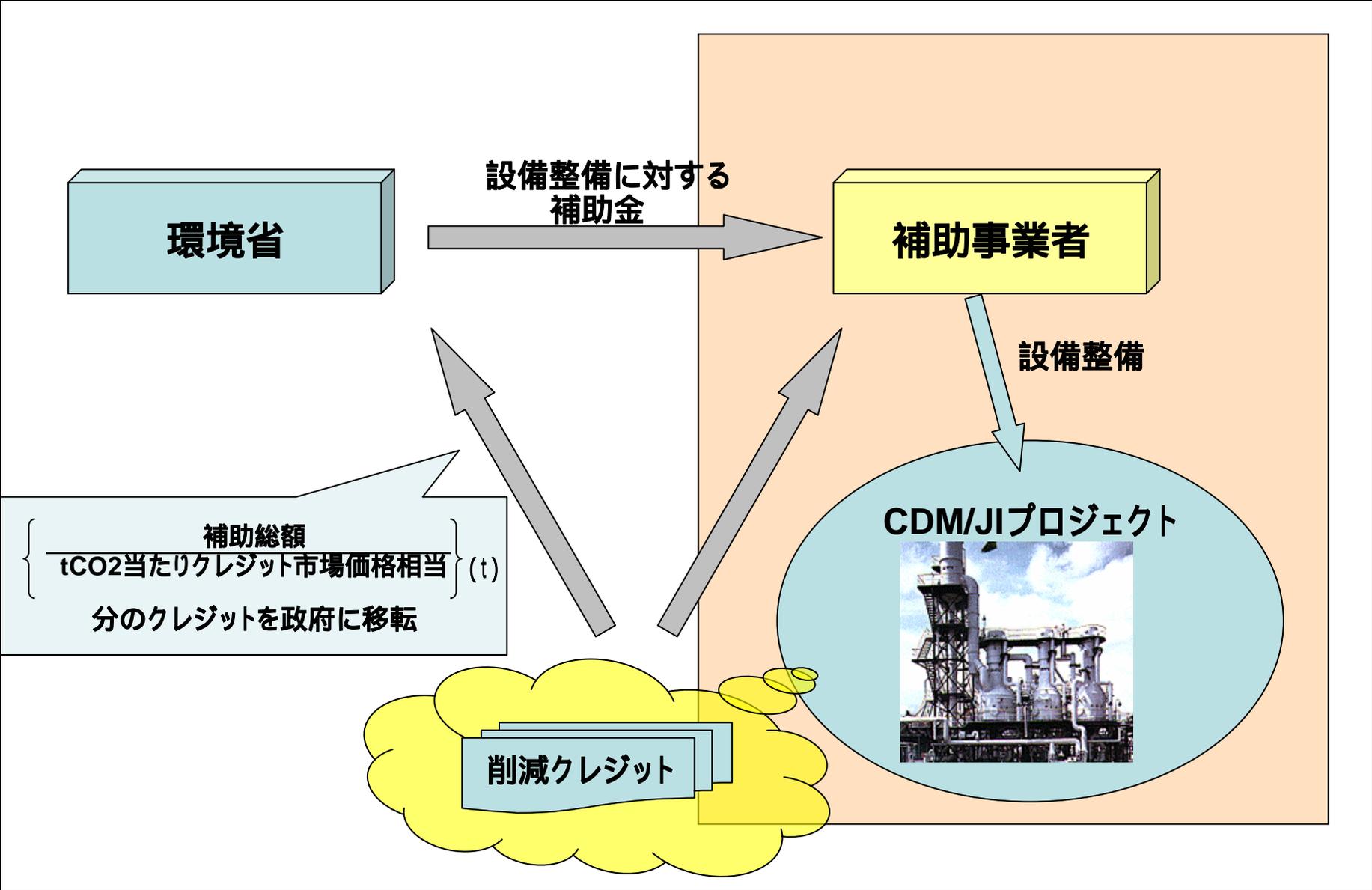
### 2. 事業計画

平成17年度（2005年）	平成18年度（2006年）	平成19年度（2007年）
・クレジットを計画的に取得するため、石油特会で増額要求、一般会計でも新規要求	（継続） ・プロジェクトの実施状況等を踏まえて見直し	（継続） ・第2ステップの評価 ・見直しを踏まえ、第3ステップにおける京都メカニズム活用のための制度を検討

### 3. 施策の効果

クレジット獲得可能性の高いCDM/JI案件について、設備整備費用の一部を補助することにより、CDM/JI案件の事業化促進を図るとともに、補助額に応じて政府がクレジットを取得し、議定書遵守に用いることができる。

# CDM/JI設備補助事業の概要



CDM/JIに関する途上国等人材育成支援事業（石油特会）

300百万円（250百万円）

地球環境局地球温暖化対策課国際対策室

1．事業の概要

CDM/JI事業の主要受入国の中央政府担当者、地方政府担当者、関連事業者を対象として、CDM/JIの意義や仕組み、国際的な取組状況、我が国の施策、京都メカニズムに関する各種ルール等についてワークショップの開催等を実施する。

また、現地に専門家を派遣し、CDM/JI受入に係る制度構築、実施計画の策定等の受入国における基本的な体制整備を支援するほか、モデルプロジェクトを用いた、民間事業者の案件形成能力向上の指導を行う。

J I対象国については、受入国側の受入体制整備に関するニーズを把握すべく、調査を行う。

2．事業計画

平成16年度（2004年）	平成17年度（2005年）	平成18年度（2006年）
<ul style="list-style-type: none"><li>・国別・地域別ワークショップの開催によるCDM関連知識の普及啓発</li><li>・ホスト国政府機関・民間事業者向け研修教材の作成</li><li>・JI対象国に関する調査</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・国及び地方レベルワークショップ継続実施による、ホスト国における受入体制整備</li><li>・対象国の進捗状況を踏まえモデルプロジェクトを選定し指導を行う</li><li>・JI対象国調査（継続）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成17年度までの進捗状況を踏まえ、方向性を検討</li></ul>

3．施策の効果

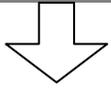
本事業により、途上国の政府や民間事業者のCDM/JIに係る能力の向上が図られ、CDM/JIプロジェクトの受入体制の整備等を通じて、円滑な事業実施やプロジェクト案件の発掘が可能になる。

途上国側の受入体制等の充実により、我が国のCDM/JIクレジットの獲得に資する。

# CDM/JIに関する途上国等人材育成支援事業

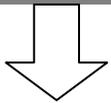
## CDM/JIの目的

- ・途上国の持続可能な開発に貢献
- ・費用効率的な温室効果ガス削減



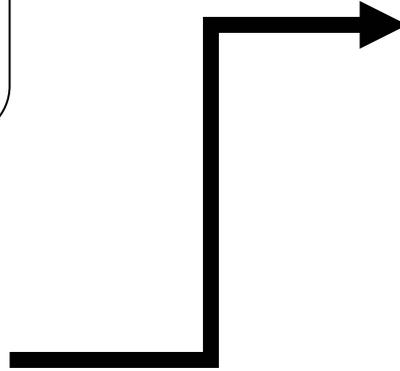
## 受入国に求められる役割

- ・気候変動問題に対する理解
- ・CDM/JI制度に対する理解
- ・プロジェクトの承認



## 現在の課題

- ・受入国における気候変動問題やCDM/JI制度に対する理解不足、人材不足
- ・関連する情報の不足
- ・上記を原因とした投資側の躊躇



## CDM/JI途上国等人材育成支援事業

### (目的)

途上国政府のCDM/JIに関する能力向上(キャパシティビルディング)を図り、受入体制の整備に貢献する。

これにより、我が国によるCDM/JI事業の円滑な実施に資する。

### (具体的な施策)

主要受入国を対象にして

- ワークショップの開催による各国の担当者のCDM/JIに対する理解の促進
- CDM/JI制度を理解するための印刷物の作成・配布
- 各国におけるコンタクトポイントの選定と情報の共有
- 我が国からの専門家の派遣等を実施する

地球温暖化に係る将来目標検討経費

42百万円(26百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

## 1. 事業の概要

京都議定書上、遅くとも2005年までに、2013年以降における温室効果ガス排出削減に関する新たな目標の検討を開始することとされているが、すでに欧州の主要国においては、具体的な中長期の目標値について検討が進んでいる。2005年にも開始される新たな目標についての国際交渉において、我が国が国情を反映しつつ、適切に議論を主導していくためには、できる限り早く我が国においても将来目標を検討することが必要である。このため、来たるべき交渉に備えるべく、本事業における検討を進めることが不可欠である。

本事業においては、主に以下の点について実施する。

将来目標の検討に必要なデータ（GHG排出量、GDP、人口など）の収集、整理

将来目標に関する各国（政府、産業界、NGO、大学）の提案や検討状況の把握

学識経験者や専門家をメンバーとする検討委員会の設置（中央環境審議会地球環境部会のワーキンググループの位置づけ）

海外の研究者や専門家との意見交換

これらの検討を踏まえ、具体的な次期約束のあり方を提言。

## 2. 事業計画

平成16年(2004年)	平成17年(2005年)	平成18年(2006年)
・世界全体及び我が国の排出量の中長期的な見通しの策定 等	・中長期目標の設定 ・温室効果ガス排出削減シナリオの策定 ・気候変動の影響・適応措置の検討 等	同左  交渉の進展に応じた検討

## 3. 施策の効果

長期（2100年以降）、中期（2030年～2050年）、短期（2010年～2020年）における将来目標案及びそれを実施するための国際的な削減約束案の策定

国際交渉におけるイニシアティブの確保

# 地球温暖化に係る将来目標検討経費

2002～2007

2008～2012  
第1約束期間

2013～  
第2約束期間

## 将来目標に係る国際交渉スケジュール

2004 COP10

- ・ 今後の気候変動政策の検討

2005 遅くとも2005年までに交渉開始 (京都議定書第3条9)

## 国際交渉をリード

2003(平成15年度)より 将来目標の検討を開始

専門家の助言を得て、以下の点を検討

- ・ 将来目標の検討に必要なデータの収集、整理
- ・ 予想される他国の主張の分析
- ・ 米国・途上国等の参加可能性を踏まえた望ましい目標のあり方
- ・ 様々な目標の選択肢のシミュレーション

全ての国が参加する共通のルール  
長期的継続的な排出削減  
条約の究極の目標

(新) アジア地域の主要排出国との気候変動問題セミナー実施事業費  
16百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

途上国の中で、現在も突出して温室効果ガス排出量が大きく、今後も排出量の増加が見込まれるのが中国やインド等の大量排出途上国である。気候変動による危機的な被害を避けるためには、このようなアジア地域の主要排出国における削減対策の実施が必要である。

また、京都議定書の規定により、遅くとも2005年までに2013年以降の新たな約束の検討を開始することとされている。この交渉では、中国やインド等の主要排出国の参加を如何に得るかが鍵となる。

本事業は、日本とアジア地域の主要排出国の間で政策担当者や研究者が参加するセミナーをそれぞれ開催し、以下の点について議論し、気候変動に関する将来枠組みの検討に反映するものである。

各国の二酸化炭素排出量の現状及び将来予測、削減対策の実施による効果の予測

気候変動による中国、インド等途上国への影響の予測

気候変動対策を実施する上での障害の把握

気候変動対策だけでなく、大気汚染対策にも資する政策の抽出及び推進のための方策の検討

二酸化炭素以外の温室効果ガス(例・メタン)の削減対策の検討

2. 事業計画

平成17年度 (2005年)	平成18年度 (2006年)	平成19年度～ (2007年)
セミナーの開催 ・排出量の現状及び将来予測の把握 ・削減対策の検討	同左 ・気候変動による影響の把握 ・共益政策の抽出推進	同左 ・途上国が参加する国際枠組みの検討

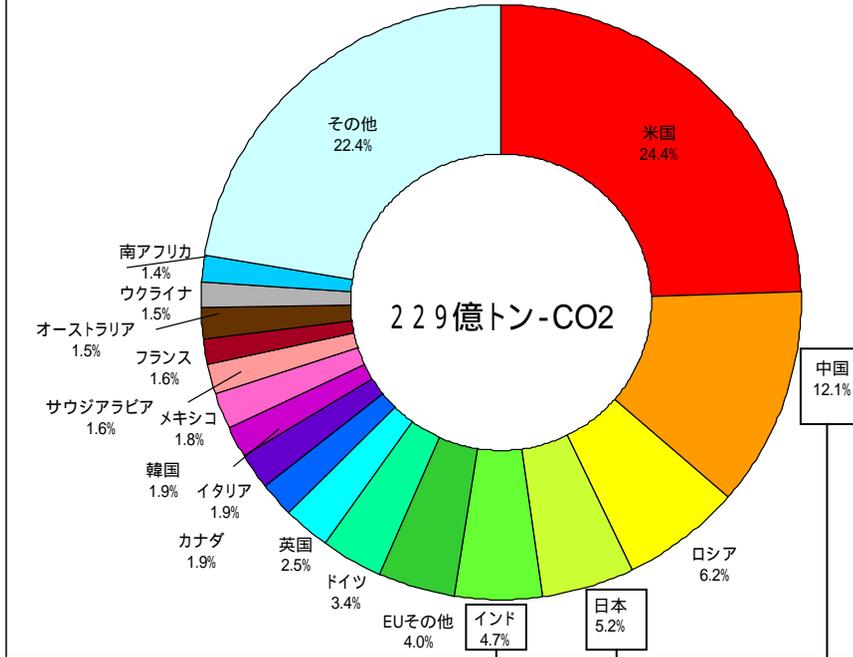
3. 施策の効果

対話の推進及びその結果の国際交渉へのインプット

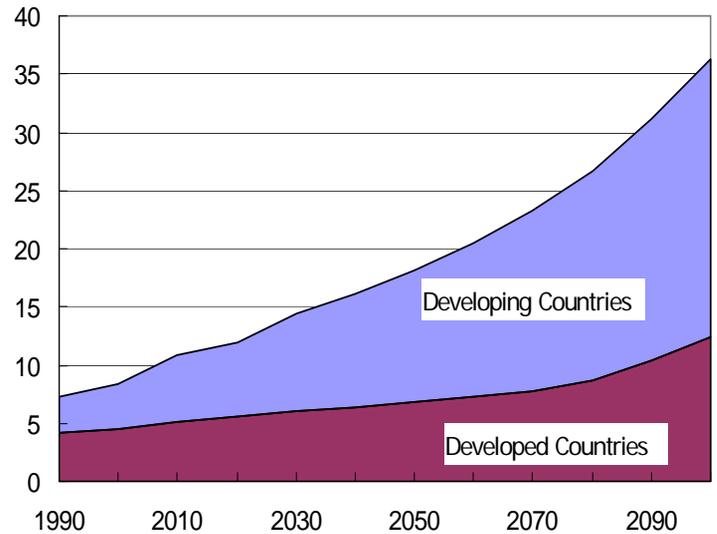
中国、インドなど主要途上国が参加する形での将来枠組みの指導

### 世界各国の二酸化炭素排出量(2000年)

米国オークリッジ研究所ホームページより作成

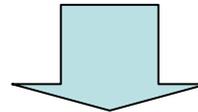


CO2 Emissions (Gt-C)



今後途上国(特にアジア地域)の排出量の伸びが顕著となる。

アジア地域の主要排出国で現時点でも世界全体の22%を占める



**地球規模での温室効果ガス削減のため、アジア地域による取組が重要**

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の概要

我が国の一般廃棄物の発生量は、経済規模の拡大、大量消費や生活の利便性を求める国民の欲求の高まり等を背景に年々増大し、現在も一般廃棄物の発生量は高い水準でほぼ横ばいとなっている一方で、最終処分場等の廃棄物処理施設の確保が住民反対等により困難となっている。

このような状況の中、廃棄物を適正に処理していくためには、廃棄物の発生抑制、再生利用の促進、不法投棄の防止等に取り組み、循環型社会の形成を推進することが喫緊の課題となっている。

そこで、以下の事業を実施することにより、ゴミゼロ型社会の形成を推進する。

市町村における一般廃棄物会計基準等検討調査

市町村における廃棄物の処理に要する費用（収入・支出額）の実態を踏まえ、処理費用の算定方法などについて標準化を図るため、一般廃棄物処理会計基準の策定を行う。

さらに、市町村におけるごみ処理の有料化の導入状況などの実態を踏まえ、ごみ処理の有料化ガイドラインを策定することにより、循環型社会の形成に向けた一般廃棄物の排出抑制の取組を支援する。

一般廃棄物再生利用促進に向けた分別収集ガイドライン作成調査

地域の特性を踏まえた、望ましいごみの分別収集、再生利用、熱回収最終処分等の方法に関する分別収集ガイドラインを作成することにより、循環型社会の形成と適正処理を目指して、市町村の一般廃棄物処理サービスを改善していくための取組みを支援する。

ゴミゼロ型社会に向けた普及啓発事業の実施

全国9ブロックにおいて地方環境対策調査官事務所を活用した各地域のごみ減量化に向けた各種の取組の紹介、イベントの実施、マイバックキャンペーン等を通じ、国民一人一人の意識改革を図るとともに、ごみ

減量化に向けた地方からの施策の取組を図る。

また、国民、事業者、行政が一体となり国民運動として、排出抑制、再生利用等によるゴミゼロ社会づくりを推進するため、毎年、「ゴミゼロ推進全国大会」を行う。

## 2. 事業計画

- ・市町村における一般廃棄物会計基準等検討調査

平成17年度      ガイドラインの策定

平成18年度      実証

- ・一般廃棄物再生利用促進に向けた分別収集ガイドライン作成調査

平成17年度      ガイドラインの策定

平成18年度      実証

- ・ゴミゼロ型社会に向けた普及啓発事業の実施

平成16年度～

## 3. 施策の効果

循環型社会形成推進基本計画においては、一般廃棄物の排出量を平成22年度に平成12年度比で約20%削減を、循環利用率を平成22年度に約14%とすること（平成12年度は約10%）をそれぞれ目指しており、本事業の施策により、排出削減及び循環利用率の向上が図られる。

# ゴミゼロ型社会の推進を目指して

## 背景

- 一般廃棄物の排出量は、ここ数年ほぼ横ばい傾向 → 基本方針に定める目標達成（H22年度においてH9比5%減）が困難
- リサイクル率はH13年度で15% → 目標達成（H22年度には約24%）のためには取組強化が必要
- 循環型社会の形成を目指す上で、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に関する施策の充実が不可欠  
（中央環境審議会廃棄物リサイクル部会で平成16年中に今後の方向の取りまとめをとり行う予定）

## 経済的手法の導入

### 有料化ガイドラインの策定

#### 検討課題

- ◇ 一般廃棄物処理のコスト構造の分析
- ◇ 一般廃棄物処理会計基準の検討
- ◇ 一般廃棄物処理・リサイクルコストの試算、検証

○ 有料化ガイドラインの策定 ○  
一般廃棄物処理、リサイクルコストの透明性を確保し、円滑に地域の合意形成を図りつつ、有料化を導入する方法の提示

- ・ 経済的インセンティブによる住民のごみ減量意識の高揚
- ・ ごみ減量にかかる負担の公平化

## 分別の徹底と処理システムの改善

### 分別収集ガイドラインの策定

#### 検討課題

- ◇ 分別収集、処理実態の把握・解析
- ◇ マテリアル/サーマルリサイクルにおける循環資源の活用状況の評価
- ◇ 一般廃棄物処理システムに関するLCA研究、コスト評価の分析

#### ○ 分別収集ガイドラインの策定 ○

- ・ 標準的な分別区分の提示
- ・ 地域の特性を踏まえた、望ましいごみの分別、再生利用、熱回収、最終処分等の検討手法の提示

ゴミゼロ型社会の形成を目指した市町村の一般廃棄物処理サービスの改善を支援

## 普及啓発による国民の意識改革

### ゴミゼロ推進大会の実施

- ◇ ゴミゼロ推進全国大会の実施
- ◇ 全国9ブロック（地方環境対策調査官事務所を活用）におけるごみ減量化大作戦の実施

環境省  
||  
調査官事務所

ゴミゼロ全国大会  
全国的普及啓発事業の実施

#### 全国9ブロックで実施

- ・ シンポジウム、セミナーの開催
- ・ マイバッグキャンペーンの実施
- ・ 簡易包装キャンペーンの実施
- ・ リユースカップの推進
- ・ グリーン購入マップの作成
- ・ ゴミゼロ活動アンケート調査の実施等

エコ・コミュニティ事業経費

100万円(72百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 企画課循環型社会推進室

## 1. 事業の概要

NGO・NPO等の民間団体、事業者及び地方公共団体等の各主体が連携して行うリデュース・リユース・リサイクルやグリーン購入などの循環型社会形成に向けた取り組みであって、先駆的・独創的かつ他の地域に適用可能な一般性を有する事業について、環境省がアイデアを公募して、エコ・コミュニティ事業として実施する。

また、平成17年度からは過去の採択事業のうち、社会への波及効果が高く見込める南九州における900ml茶びんリユースモデル事業を統一リユースびん導入促進事業として拡充した上で継続し、統一リユースびんの社会への定着を図る。

## 2. 事業計画

循環型社会形成実証事業 平成15年度～

例えば、お祭り・イベントにおけるリユースカップシステムの開発のような実証事業を公募のうえ地域において実施する。

また、南九州における900ml茶びんリユースモデル事業を拡充して継続実施する。

平成19年度の循環基本計画見直し時に見直す予定

## 3. 施策の効果

NGO・NPO等の民間団体、事業者及び地方公共団体による協働の促進  
循環型社会の形成に向けた地域づくりの促進  
他地域への波及効果  
リデュース、リユースの取り組みの促進

廃棄物処理施設整備費（公共）

155,985百万円（134,008百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課  
浄化槽推進室  
産業廃棄物課

## 事業の概要

循環型社会の形成に向け、基本的かつ総合的な施策を策定し、市町村等に対し、財政的な援助を与えることは、循環型社会形成推進基本法において国の責務とされており、国が強力にリーダーシップを発揮し、循環型社会に相応しい廃棄物処理システムを構築することが必要である。

このため、廃棄物処理施設整備費補助による国の支援措置の充実・強化を図ることとし、以下のような補助制度の見直しを行うものである。

### 1. 補助率の引き上げ

- ・ごみ処理関係施設整備事業の補助率を1/4から1/3に引き上げる。ごみの有料化や分別の徹底などにより、廃棄物の発生抑制や再生利用を推進し、循環型社会の形成に向けて率先した取組を行う市町村については、補助率1/2とする。
- ・浄化槽整備事業については、下水道や農業集落排水事業と比べて補助率が低いことから、浄化槽整備を一層推進するため浄化槽の補助率を1/3から1/2に引き上げる。

### 2. 補助対象範囲の拡充

- ・建築物、管理棟及び用地費の補助対象としての復活等  
従来から、ごみ処理施設、し尿処理施設及び埋立処分地施設等を補助対象範囲の重点化の観点から、補助対象外としていた部分について、補助対象として復活する。
- ・産業廃棄物処理施設整備事業（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業からの名称変更）  
産業廃棄物処理施設整備事業については、モデル補助から一般補助とし、最終処分場については残余年数5年以下の場合に限り、2

箇所目以上も補助対象とする。

- ・ 単独処理浄化槽の撤去費用補助

全浄化槽のうち単独処理浄化槽が7割を占めており、このため、合併処理浄化槽の設置に伴い、単独処理浄化槽を撤去する費用を上乗せする。(10万円を限度)

3 . 施設整備のコスト縮減方策(廃止される廃棄物処理施設の再生事業)

廃止される一般廃棄物処理施設について、総点検を実施し、その結果、部分的な設備の更新のみで施設を再生して利用することにより、新規の廃棄物処理施設整備時のコスト縮減に資するため、廃止される施設の再生事業(施設の一部更新事業)に対し、国庫補助を行う。

4 . その他、所要の補助要件の改正要求を行う。

#### 施策の効果

- ・ 廃棄物処理施設の整備を推進することにより、廃棄物の円滑かつ適正な処理が行われ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上が図られる。
- ・ 浄化槽の整備により、湖沼等公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し、健全な水環境の向上が図られる。

廃棄物処理施設における温暖化対策事業（石油特会）

2,400百万円（1,000百万円）

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課

## 1．事業の概要

平成14年3月に地球温暖化対策推進本部で決定された「地球温暖化対策推進大綱」においては、廃棄物分野に関連する施策として、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進による廃棄物焼却量の抑制を図りつつ、燃やさざるを得ない廃棄物の排熱を有効に活用する廃棄物発電やバイオマスエネルギーの有効活用により化石燃料の使用量の抑制を推進するとされている。

本事業は、廃棄物処理業を主たる業とする事業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマス利用施設等の整備事業（新設、増設又は改造）であって、一定の要件を満たすものについて、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行うものである。

## 2．事業計画

### （1）補助対象となる施設（一定以上の効率のもの）

現行は（ア）のみ補助対象。（イ）～（エ）について追加を要望。

（ア）廃棄物発電施設、バイオマス発電施設

（イ）廃棄物熱利用施設、バイオマス熱利用施設

（ウ）廃棄物コージェネレーション施設、バイオマスコージェネレーション施設

（エ）廃棄物燃料製造施設、バイオマス燃料製造施設

### （2）補助額

施設の高効率化を図ることにより追加的に生じる施設整備費用（ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度。）

## 3．施策の効果

二酸化炭素の排出削減

化石燃料の節減

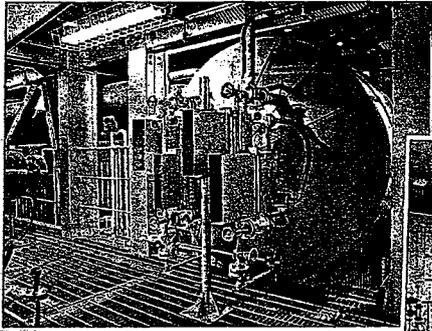
エネルギーの有効活用

# 廃棄物処理施設における温暖化対策事業

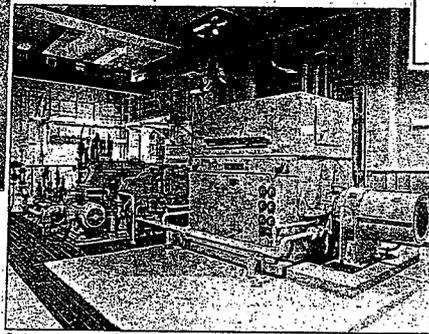
## 1. 内 容

循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿って、温暖化対策に資する廃棄物処理施設の整備を促進するため、廃棄物処理業を主たる業とする事業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマス利用施設の整備事業（新設、増設又は改造）であって、エネルギー利用効率等一定の要件を満たすものについて、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行う。

< 廃棄物発電の高効率化に必要な対策の例 >



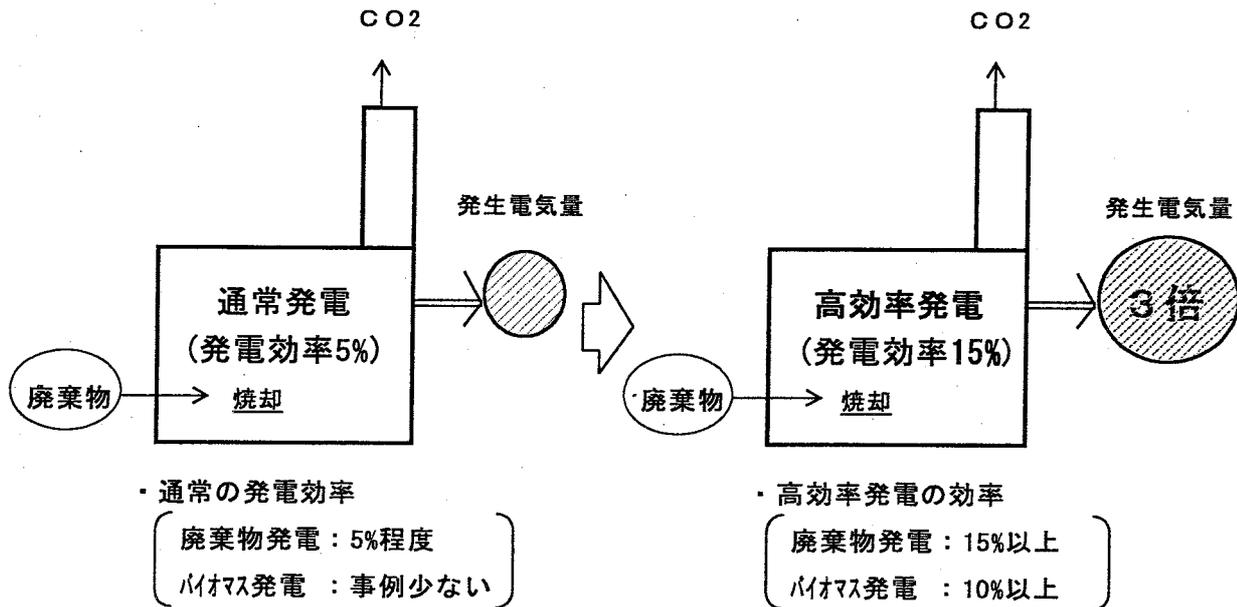
ボイラ



タービン発電機

- ・ 腐食防止のための材質向上
- ・ 焼却炉タイプの種類の改善
- ・ ボイラ・タービン効率向上 など

## 2. 事業効果（イメージ）



例えば、発電効率が3倍（5%→15%）になると、同じ廃棄物を焼却しての発生電気量が3倍になり、増えた電気量に見合う化石燃料由来の二酸化炭素を抑えることが可能。

(新) P C B 廃棄物の広域的な収集運搬の推進に係る調査

49百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

## 1. 事業の概要

P C B 廃棄物拠点的広域処理事業については、全国の P C B 廃棄物を処理するための施設(北九州、大阪、豊田、東京、北海道)整備に目処がついたところである。

これにより、北海道事業は1道15県、北九州事業は17県と広域的な収集運搬が必要となり、P C B 廃棄物の処理を円滑に推進するための安全かつ効率的な収集運搬を確保するために、広域的な収集運搬システムを構築する。

また、P C B 特措法施行後、保管状況の把握が進み、収集運搬が困難な大型の P C B 廃棄物が相当数存在することが判明しており、これらの搬出に当たっては切断等が必要な場合があり、保管事業者において安全に切断・搬出する技術的な知見を整備する。

## 2. 事業計画

### (1) P C B 廃棄物の保管等の徹底及び広域な収集運搬システムの構築

各県の P C B 廃棄物処理計画を実効あるものとするために、保管事業者による届出及び保管を徹底させ、安全かつ効率的な収集運搬システムを構築するため必要な調査を行う。

### (2) 大型 P C B 廃棄物切断・搬出マニュアルの策定

そのままでは搬出が困難な大型 P C B 廃棄物について切断・搬出手法を取りまとめたマニュアルを策定する。

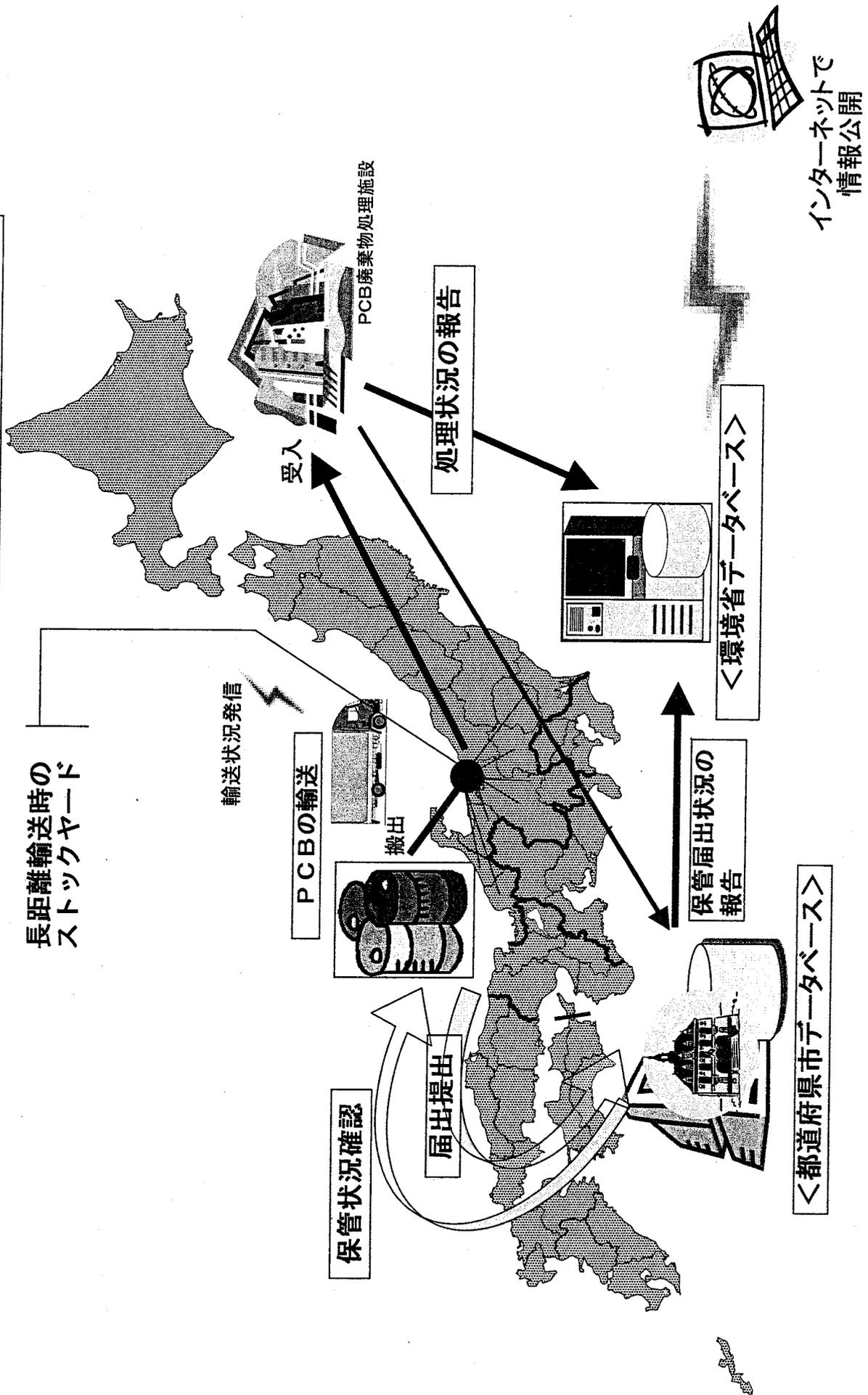
## 3. 施策の効果

都道府県で定めている P C B 廃棄物処理計画の実効性を高める。

P C B 廃棄物の適正な処理のための安全かつ効率的な収集運搬が確保される。

P C B 廃棄物の全国的な処理の体制が整備され、その確実かつ適正な処理の推進が図られる。

# PCB廃棄物の広域的な収集運搬の安全性確保



浄化槽整備事業（廃棄物処理施設整備費の内数）（公共）

38,489百万円（25,659百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

## 1. 事業の概要

湖沼等公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し健全な水環境を確保するため浄化槽整備事業の補助による国の支援措置の一層の充実・強化を図ることとし、以下のような補助制度の見直しを行うものである。

### 補助率の引き上げ

下水道、農業集落排水等他の汚水処理施設の整備事業に比べ国庫負担の割合が低いことを踏まえ、浄化槽の整備を促進する観点から、補助率を引き上げる。

- ・ 1 / 3          1 / 2

### 単独処理浄化槽の撤去費用補助

浄化槽の設置に際し、不要となる単独処理浄化槽の撤去費用を新しく設置する浄化槽の整備と一体のものとして加算補助する。

- ・ 10万円を限度。

### その他

#### （1）市町村設置型における整備戸数下限の緩和

- ・ 事業年度内の整備戸数の下限を20戸から10戸に緩和。
- ・ 事業継続が3年又は50戸以上整備した市町村は戸数制限を撤廃。

#### （2）補助対象地域の拡大

- ・ 市町村設置型における補助対象地域にある汚水衛生処理率の要件を撤廃する。

## 2. 施策の効果

浄化槽の整備により、湖沼等公共用水域における生活排水対策が進み、健全な水環境の向上が図られる。

(新) 汚水処理普及対策助成金制度 (仮称)

(浄化槽整備事業の内) (公共) 5,000百万円 ( 0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

## 1. 事業の概要

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」、「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」等を踏まえ、地域の自主性・裁量性をより発揮できるような補助金制度改革に取り組み、効率的な汚水処理施設の整備を進めるための予算制度として「汚水処理普及対策助成金制度」(仮称)を創設する。

事業主体と対象施設

事業主体：市町村

対象施設：農業集落排水施設

漁業集落排水施設

公共下水道

浄化槽

要望額

国費 70億円(農林水産省)

200億円(国土交通省)

50億円(環境省)

制度の概要

- ・ 2事業以上を実施する市町村が対象
  - ・ 都道府県構想を踏まえ、市町村が策定する五カ年計画に対し国は連携して支援
  - ・ 市町村の裁量により、事業間で流用可能となる交付金的仕組み
  - ・ 計画の達成度については評価する仕組みを導入
- 対象地域等その他要件、詳細は、政府原案決定(年末)までに調整

## 2. 施策の効果

市町村の自主性・裁量性がより発揮できるようになることから、効率的な汚水処理施設の整備が進むことが期待される。

(新) 3 R イニシアティブ閣僚会合開催等経費

132百万円(0百万円)

地球環境局総務課

## 1. 事業の概要

平成16年6月のG8サミット(シーアイランドサミット)において、グローバルな視点から3R(リデュース、リユース、リサイクル)を通じて循環型社会の構築を目指す「3Rイニシアティブ」が合意され、本イニシアティブを開始する閣僚会合を平成17年春に日本政府が主催することとされた。本経費は、同閣僚会合を平成17年4月に東京で開催するためのものである。開催に当たって、G8各国や開発途上国における3Rに関する政策の動向、廃棄物問題の現状や課題、廃棄物の越境移動の実態及び問題点、関係する国際機関における取組の状況や課題等を的確に把握し、論点整理等を行うことが重要である。このため、本閣僚会合での議論に資する関連情報の収集・解析及び会合のサブ面での準備を行う。また、我が国の取組を含め3Rについて国内外に向けてアピールする絶好の広報機会であることから、普及啓発資料を作成し、我が国をはじめとする各国における取組や3Rイニシアティブ閣僚会合の成果を世界に発信する。

## 2. 事業計画

- (1) 3Rイニシアティブ閣僚会合開催準備等
- (2) 3Rイニシアティブ閣僚会合等開催
- (3) 3R及び3Rイニシアティブ閣僚会合の広報  
(平成17年度限りの経費)

## 3. 施策の効果

G8国のみならず開発途上国も含め世界各国において3Rを通じて循環型社会の構築を目指す「3Rイニシアティブ」の推進について国際的な合意を図り、実施を国内外に働きかける手段としては、政府間のハイレベルなフォーラムが最も効率的且つ有効である。本会合を通じ、国際的な3Rの普及促進のための環境の整備に関する合意形成が進展することが期待される。

## 廃棄物・リサイクル対策部 適正処理・不法投棄対策室

## 1. 事業の概要

## (1) アジア資源循環推進ネットワーク形成事業

資源等の適正かつより効率的な使用を推進する等のために、平成17年春に我が国で開催される「3Rイニシアティブ」( )閣僚会合を受けて、アジア各国の関係者からなるフォローアップ会合を開催し、資源循環の推進方策、バーゼル条約の適正な運用等について検討する。同時に、アジア各国における3R推進に関する国家計画の策定を支援する。

また、バーゼル条約の適正な運用等のため、アジア各国の担当者間の連絡窓口を設置するほか、国内の不法輸出入の水際防止対策を強化する。

## (2) 3Rに関する技術移転の推進

アジア各国の3R技術の能力向上を目的とした研修用資料を作成し、3R技術を普及させるほか、3R技術の情報をデータベース化する。

## (3) アジア資源循環研究ネットワーク形成事業

アジアにおける静脈物流の実態把握や、循環資源の将来推計を行うためのモデル構築に関する研究を行う。実施に際しては、アジア各国の研究者が連携して研究を行う体制を構築する。

## 2. 事業計画

- |  |       |
|--|-------|
| (1) アジア資源循環推進ネットワーク形成事業<br>(「不法輸出入防止・国際循環戦略検討事業」を改名) | 15年度～ |
| (2) 3Rに関する技術移転の推進                                    | 17年度～ |
| (3) アジア資源循環研究ネットワーク形成事業                              | 17年度～ |

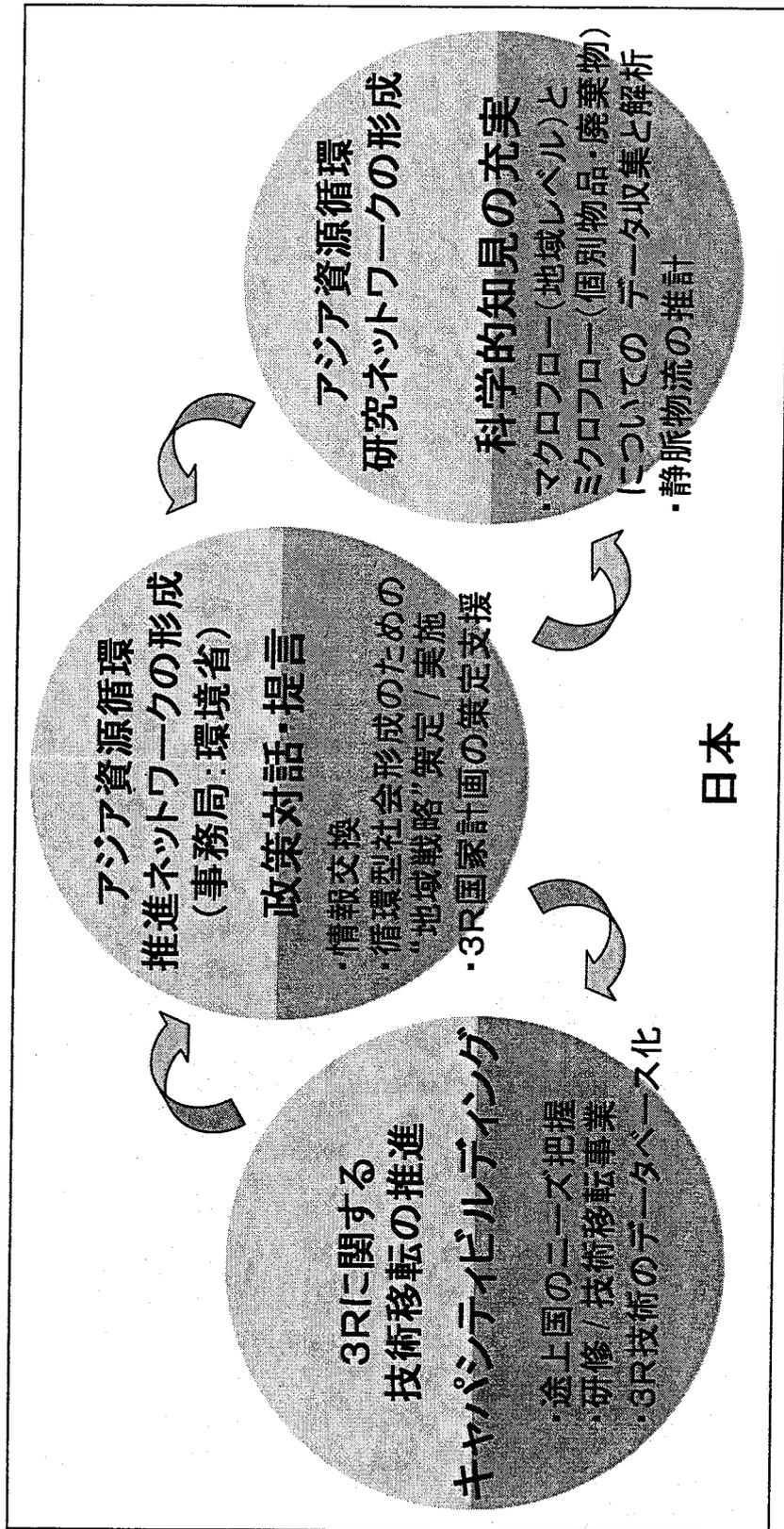
## 3. 施策の効果

政策担当者レベル、研究者レベルでのアジア各国間の連携の強化  
廃棄物等の不法輸出の未然防止、循環資源の越境移動に係る適正管理、  
3R技術、に関するアジア各国の能力向上

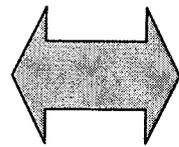
## アジアにおける、循環資源の効率的利用と廃棄物等の適正処理の実現

- ( ) 本年6月、米国シーアイランドで開催されたG8サミットにおいて、小泉総理の提唱により合意されたイニシアティブ。グローバルな視点から3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））を通じて循環型社会の構築を目指すもの。

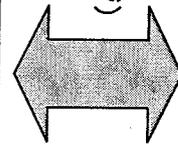
# アジア資源循環推進構想



ナショナルセンターとの連携



<b>アジア諸国</b>
中国・韓国・インドネシア等



(必要に応じ)

<b>周辺諸国</b>
米国・ロシア等

産業廃棄物処理業優良化推進事業費 117百万円(51百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

## 1. 事業の概要

産業廃棄物の適正処理対策を推進するためには、不法投棄等に対する規制強化とともに、優良な処理業者の育成や、優良業者が市場の中で優位に立てるような仕組みづくりが必要である。

また、優良な処理業者による資源循環ビジネスは、循環型社会ビジネスの実現や環境と経済の統合に向けて鍵を握る部門のひとつでもある。

このため、産業廃棄物処理業の優良化を推進し、さらには資源循環ビジネスの育成と活性化を図るため、処理業者の優良性に係る評価制度と評価基準の設定、産業廃棄物処理業の将来ビジョンやこれからの新しいビジネスモデルの提示など、優良処理業者の育成と産廃処理ビジネスの活性化を推進するために必要な各種調査・事業を実施する。

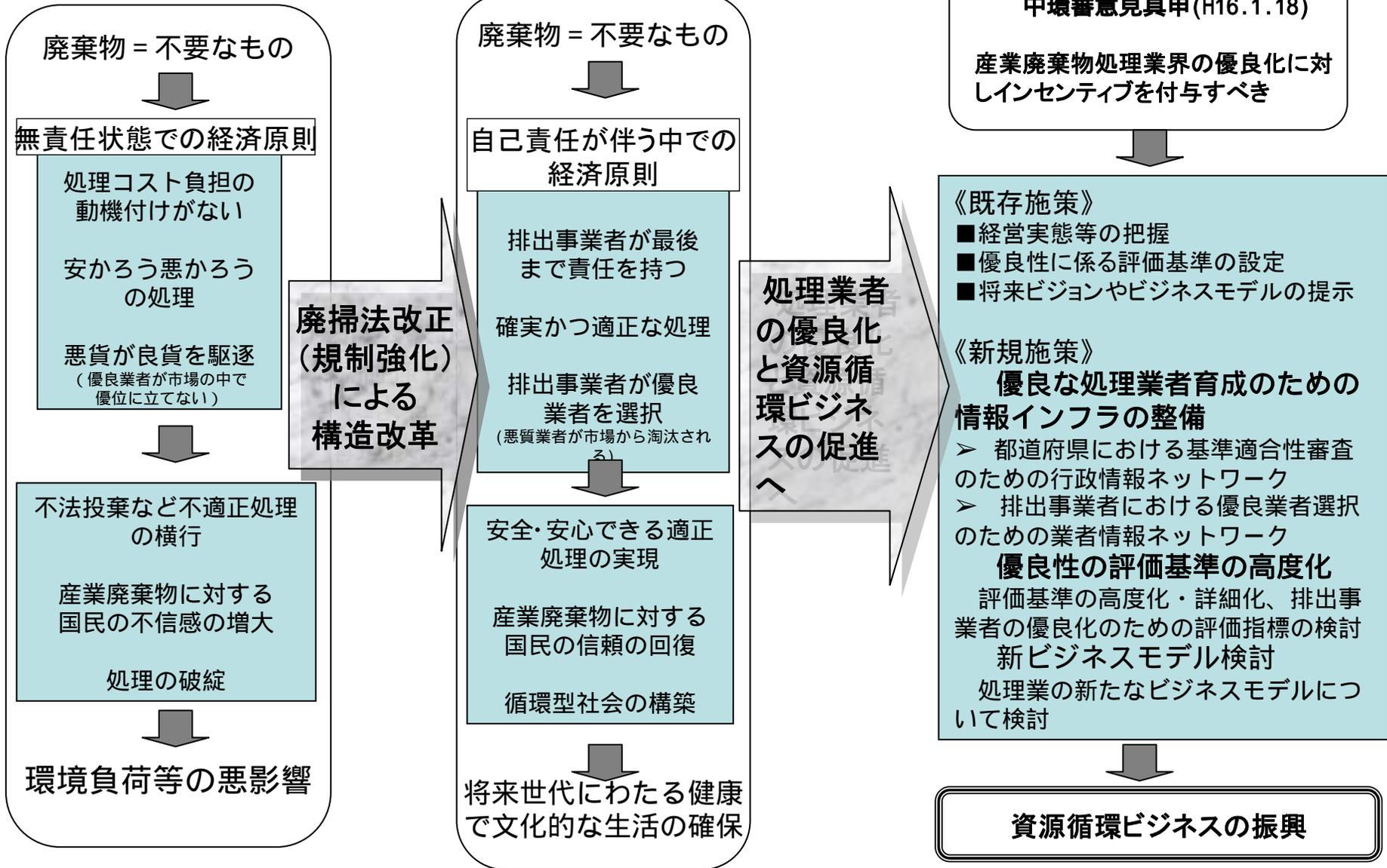
## 2. 事業計画

- (1) 優良な処理業者育成のための情報インフラの整備
- (2) 優良性の評価基準の高度化等のための調査・検討
- (3) 新ビジネスモデルの検討
- (4) 産業廃棄物処理事業実態調査

## 3. 施策の効果

悪質な業者を淘汰され、市場原理を通じて優良な産業廃棄物処理業者が市場の中で優位に立つ構造転換の推進  
産業廃棄物処理ビジネスの振興  
産業廃棄物の処理ビジネスにおけるリデュース・リユース・リサイクルの3Rの推進

# 産業廃棄物処理業優良化推進事業について



廃棄物処理等科学研究費補助金（競争的資金）

1,780百万円（1,150百万円）

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

## 1 事業の概要

循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究及び次世代型の廃棄物処理技術の開発に関する課題を公募・採択し、これらの研究・開発を推進することにより、廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会形成の推進等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図る。

事業の概要と対象とする分野については、次のとおり。

項目	研究事業	技術開発事業
事業名	廃棄物処理対策研究	次世代廃棄物処理技術基盤整備
対象	<p><b>【重点テーマ研究】</b> 社会的・政策的必要性を踏まえテーマを設定し、テーマに即した課題を効率的・効果的に推進</p> <p><b>【若手育成型研究】</b> 若手研究者の独立性を確保し、より流動的な環境の中で研究を進められるよう、若手研究者を育成</p> <p><b>【一般テーマ研究】</b> 重点テーマ、若手研究者に限らず、廃棄物の適正処理、循環型社会構築に向けた課題を広く選定</p>	<p>循環型社会の推進及び廃棄物の適正処理に関するもので、本事業により実用化が見込まれ、かつ汎用性及び経済効率性に優れ、既に基礎研究、応用研究を終えた段階の技術開発を対象</p> <p>開発技術の普及に努めること</p>
評価の基準	<p>学術的必要性 社会的必要性 研究の独創性 計画の妥当性 実施能力</p>	<p>技術開発の独創性 社会的必要性 経済性 実施計画の妥当性・実現可能性</p>

## 2 事業計画

毎年度、公募により研究テーマ、開発技術を募り、学識者である委員により評価を行う。評価の高い課題を選定し補助対象とする。

## 3 施策の効果

廃棄物を適正に再生及び処分するための処理技術の研究や技術開発等の成果をゴミゼロ型・循環型社会形成の一層の推進に活用できる。

社会的必要性の高い研究・開発課題の実用化を図ることにより、産業の発展とそれに伴う雇用創出が見込まれる。

# 廃棄物処理等科学研究費補助金による研究・技術開発

## 廃棄物処理対策研究

< 研究の対象 >

- 「重点テーマ研究」  
循環型社会形成推進のための社会システムの分析・評価研究  
生産・消費段階における廃棄物発生抑制・資源循環システム化技術研究  
安全、安心のための廃棄物管理技術に関する研究
- 「一般テーマ研究」  
廃棄物処理に伴う有害化学物質対策研究  
廃棄物適正処理研究  
循環型社会構築技術研究
- 「若手育成型研究」  
一般テーマ研究と同様の内容について、若手研究者を対象とするもの

対象者：個人(研究機関に属する研究者)  
事業期間：3年以内  
交付額：年度ごとに1億円以内、  
対象額の100%以内  
H16状況：応募142件 採択51件

H16予算額：  
あわせて1,150百万円

## 次世代廃棄物処理技術開発

< 技術開発の対象 >

- 「廃棄物適正処理技術」  
廃棄物処理施設関連技術  
最終処分場関連技術  
廃棄物不適正処理監視・修復技術等
- 「廃棄物リサイクル技術」  
生ごみ等有機性廃棄物、容器包装廃棄物、廃家電、廃自動車、建設系廃棄物等のリサイクル技術
- 「循環型設計・生産技術」  
リデュース・リユース・リサイクルに係る循環利用設計・建設・生産技術

対象者：法人  
事業期間：1年  
交付額：1億円以内、  
対象額の50%以内  
H16状況：応募24件 採択12件

ゴミゼロ・資源循環型技術研究イニシアティブの推進  
環境行政の施策支援 技術水準の向上



(新)産業廃棄物行政人材育成費

50百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

## 1. 事業の概要

産業廃棄物行政は、基本的に都道府県・保健所設置市によって担われていることから、これら都道府県市の行政担当者の対処能力を向上させることは、産業廃棄物行政における体制整備の一環として極めて重要である。

近年、不法投棄対策の強化等のため、廃棄物処理法や政省令等が頻繁に改正されていること、ますます悪質化・巧妙化・複雑化する産廃問題に的確に対処しなければならないことを勘案すると、すべての都道府県市の産廃行政の対処能力を常に一定以上のレベルに保つことが必要である。

また、本年6月に発表された「不法投棄撲滅アクションプラン」の3つの視点の1つである「制度を支える人材の育成」の方策の1つとして、産廃アカデミーによる国と地方の人材育成が挙げられているところ。

このため、国が、都道府県市の産廃新任職員等の集中的な専門的研修(『産廃アカデミー』)を一元的に行う。

## 2. 事業計画

都道府県市の産廃担当部局新任職員を対象として、講義及び現場実習からなる集中的な専門研修を、環境調査研修所にて実施する。

## 3. 施策の効果

「制度を支える人材の育成」が図られる。

実践的かつ高度な専門研修を受講することができる。

数次にわたる廃棄物処理法や政省令等の改正に対処する産廃行政担当者の事務処理能力の向上

悪質化・巧妙化・複雑化する産廃問題への的確な対処

# 産業廃棄物行政人材育成事業

都道府県・保健所設置市による産業廃棄物行政  
・数次の廃棄物処理法や政省令の改正  
・都道府県市の担当行政官は2～3年ごとに人事異動  
・担当職員の人数が少ないことによる職員の負担

都道府県市内部における事務引継ぎや短期(1～2日間)の  
研修では、ますます悪質化・巧妙化・複雑化する産廃問題に  
対処することへの困難性

「不法投棄撲滅アクションプラン」  
(制度を支える人材の育成)  
産廃アカデミーによる国と地方の人材育成

都道府県市の産廃新任職員等を対象とした集中的な  
専門的研修(『産廃アカデミー』)の実施  
(1)行政処分や指導に必要な法令の運用ノウハウ習得  
(2)不適正処理現場における行為者・暴力団関係者等  
への対処方法(講義、実例を撮影したビデオの上映、  
現場での実践指導体験)  
(3)模範的な行政実務マニュアルの習得と指導チームに  
よる評価・改善指導

- すべての都道府県市の産廃行政の対処能力を常に一定以上のレベルに保持。
- 産業廃棄物行政担当者の事務処理能力や不適正処理事案等への対処能力を向上

(新) 産業廃棄物処理事案対策立入調査指導費

33百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

## 1. 事業の概要

平成16年の廃棄物処理法改正において、「環境大臣は、産業廃棄物の不適正処理事案に対応するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県等に対し、必要な指示をすることができる」とこととされたところ。

このため、青森・岩手県境不法投棄事件のように複数の都道府県にまたがり広域的に発生した不適正処理事案等において、環境大臣の指示を行うにあたって必要となる環境保全上の支障等に関する現場調査の実施、調査結果に基づく関係地方公共団体間の調整等を行う。

また、環境大臣が広域認定を行った事業者や、PCB廃棄物の保管事業場等への立入検査等も行う。

## 2. 事業計画

現地調査等の実施

ア 産業廃棄物の不適正処理・不法投棄事案等において、環境大臣の指示を行うにあたって必要となる環境保全上の支障等に関して現場調査を行う。

イ 広域認定を行った事業者を対象として、処理施設が認定基準に適合しているか否かを実地にて調査・確認する。

ウ 上記の調査において、現場等で収去した廃棄物、採取した試料の分析(ダイオキシン、特定有害廃棄物、PCB等)を行う。

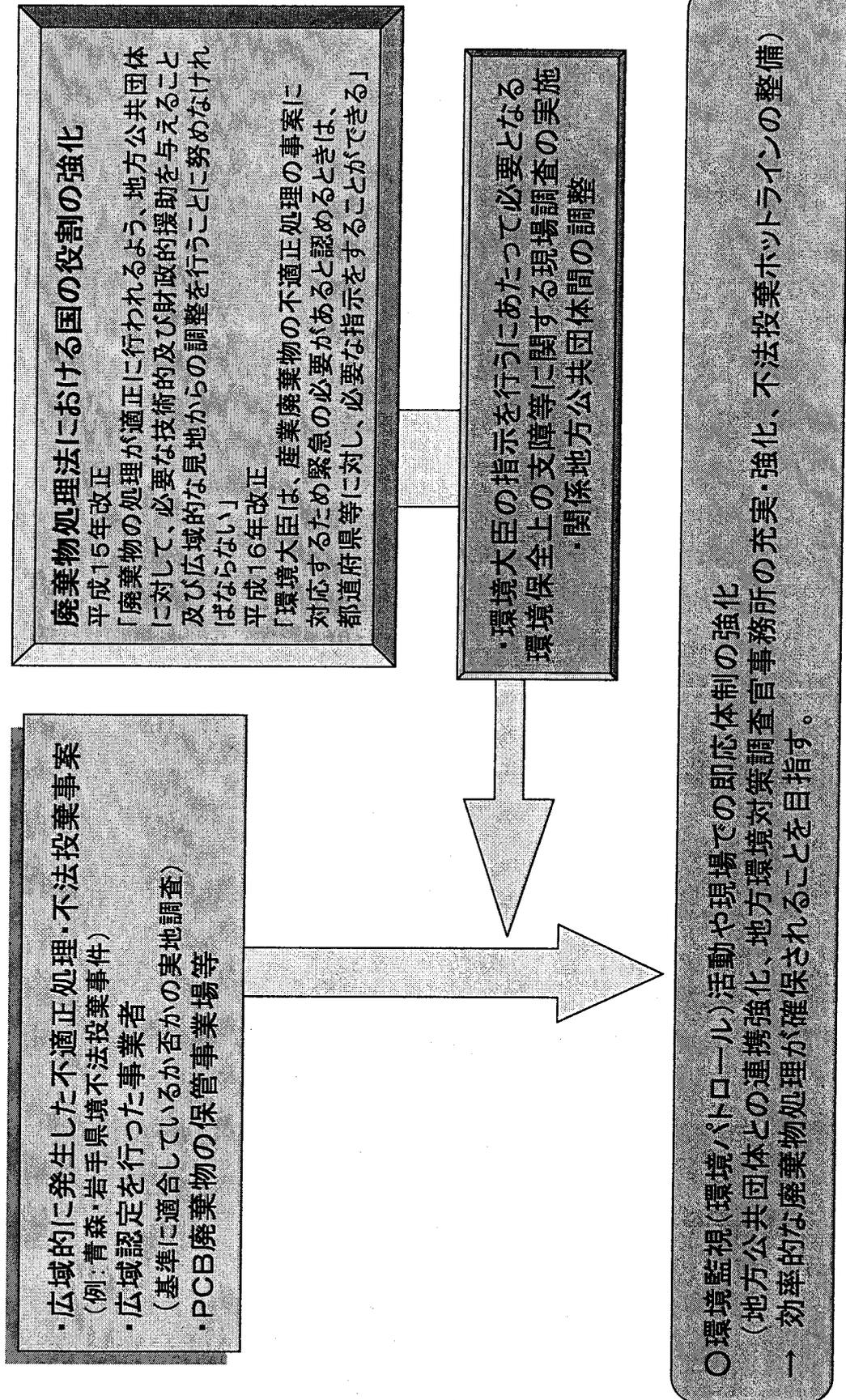
## 3. 施策の効果

産業廃棄物の不適正処理・不法投棄事案への迅速な対応

環境監視(環境パトロール)活動や現場での即応体制の強化

広域認定を受けた事業者や、PCB廃棄物の保管事業場等への立入検査等による指導による、効率的な廃棄物処理の確保

# 産業廃棄物処理事案対策立案調査指導



廃棄物・リサイクル対策部 適正処理・不法投棄対策室

## 1．事業の概要

産業廃棄物の不法投棄の拡大防止のためには、早期段階から調査を徹底し、法に基づき迅速かつ厳格な行政処分を実施していくことが必要である。このため、現場調査や関係法令等に精通した専門家集団（弁護士、会計士、技術士等の支援チーム）を設置し、自治体が行う調査等を現場で支援すること等を通じて、不法投棄の拡大防止、生活環境保全上の支障除去等の実施の徹底を図る。

不法投棄事案解明・支障除去等の対策の支援

- ・不法投棄関与者等の究明・責任追及
- ・排出事業者責任に関する調査
- ・効果的な支障除去等の手法に関する検討
- ・行為者等の資産調査

## 2．事業計画

不法投棄事案解明・支障除去等の対策の支援（平成15～19年度）

## 3．施策の効果

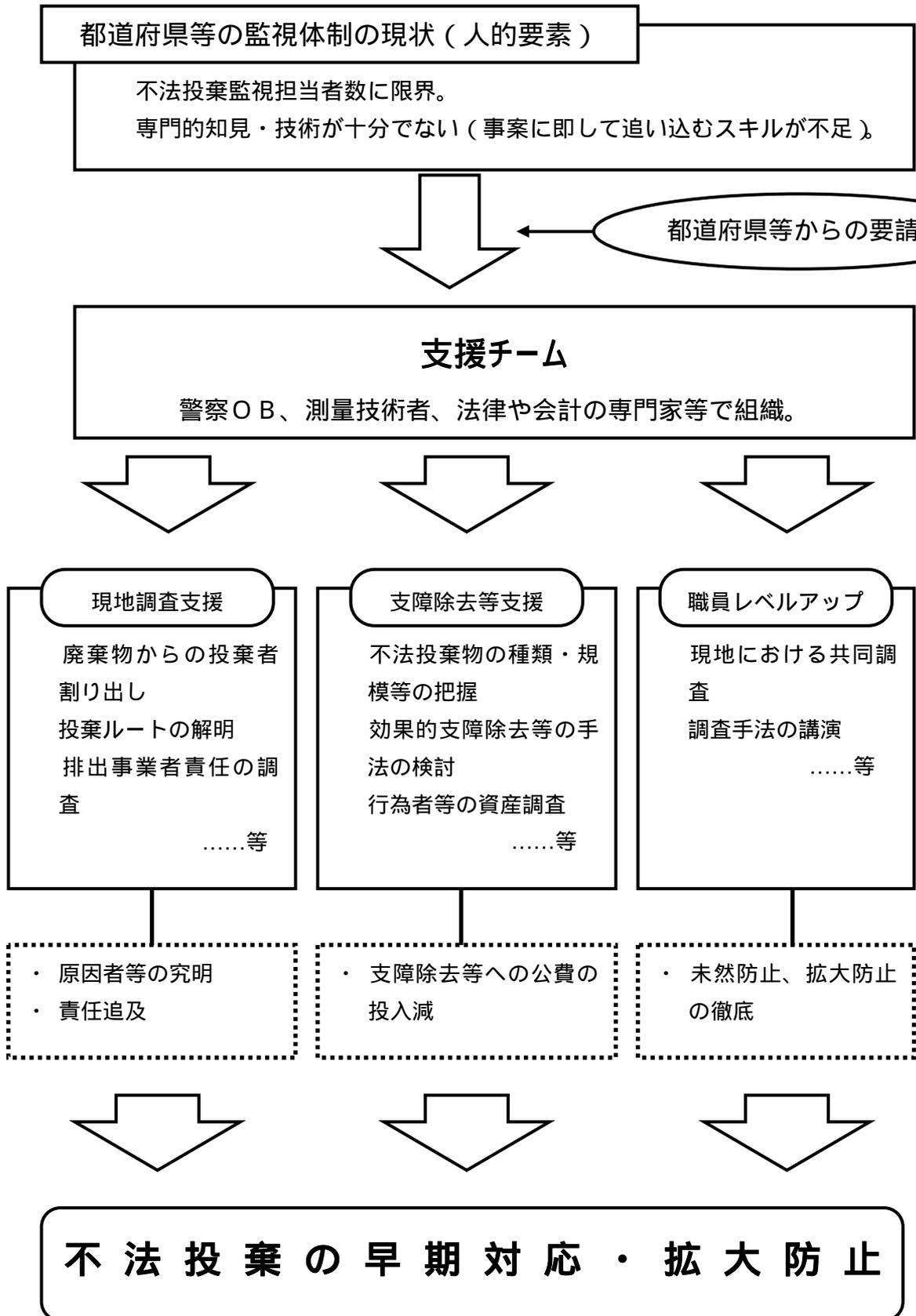
不法投棄そのものの抑制及び防止

早期対応による不法投棄の拡大防止

不法投棄に起因する支障除去等の着実な推進

不法投棄件数、不法投棄量を平成11年度に対し、平成22年度までに半減

# 不法投棄事案対応支援事業



電子マニフェスト普及促進事業費

230百万円(200百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

## 1. 事業の概要

電子マニフェストシステムにおいて、情報の大量処理や通信の高速度化に対応できるよう、インターネットを利用したシステム的大幅な改良を図るとともに、改良した電子マニフェストシステムとICタグ、GPS等を組み合わせた次世代移動管理システムを開発し、大都市圏をフィールドとした大規模な実証事業を行うことにより、電子マニフェストの普及拡大を図る。

## 2. 事業計画

### (1) 電子マニフェストの普及拡大方策の推進

電子マニフェストの普及拡大を図るため、システムの高速度化・大容量化、普及促進プランの策定、普及啓発事業等を行う。

### (2) 電子マニフェストとIT技術を組み合わせた次世代産廃移動管理システムの開発等

電子マニフェストを活用して産廃の流れを管理できる、より透明性のあるシステムとするため、ICタグ、GPS等を組み合わせた、次世代産廃移動管理システムの開発及び大都市圏をフィールドとして産廃の広域移動管理について大規模な実証モデル事業を行う。

### (3) 電子マニフェストデータの行政報告等への活用方策の検討

電子マニフェスト導入のインセンティブを一層向上させるため、電子マニフェストを活用して、より簡便に各種行政報告が実施できる仕組み等の検討を行う。

## 3. 施策の効果

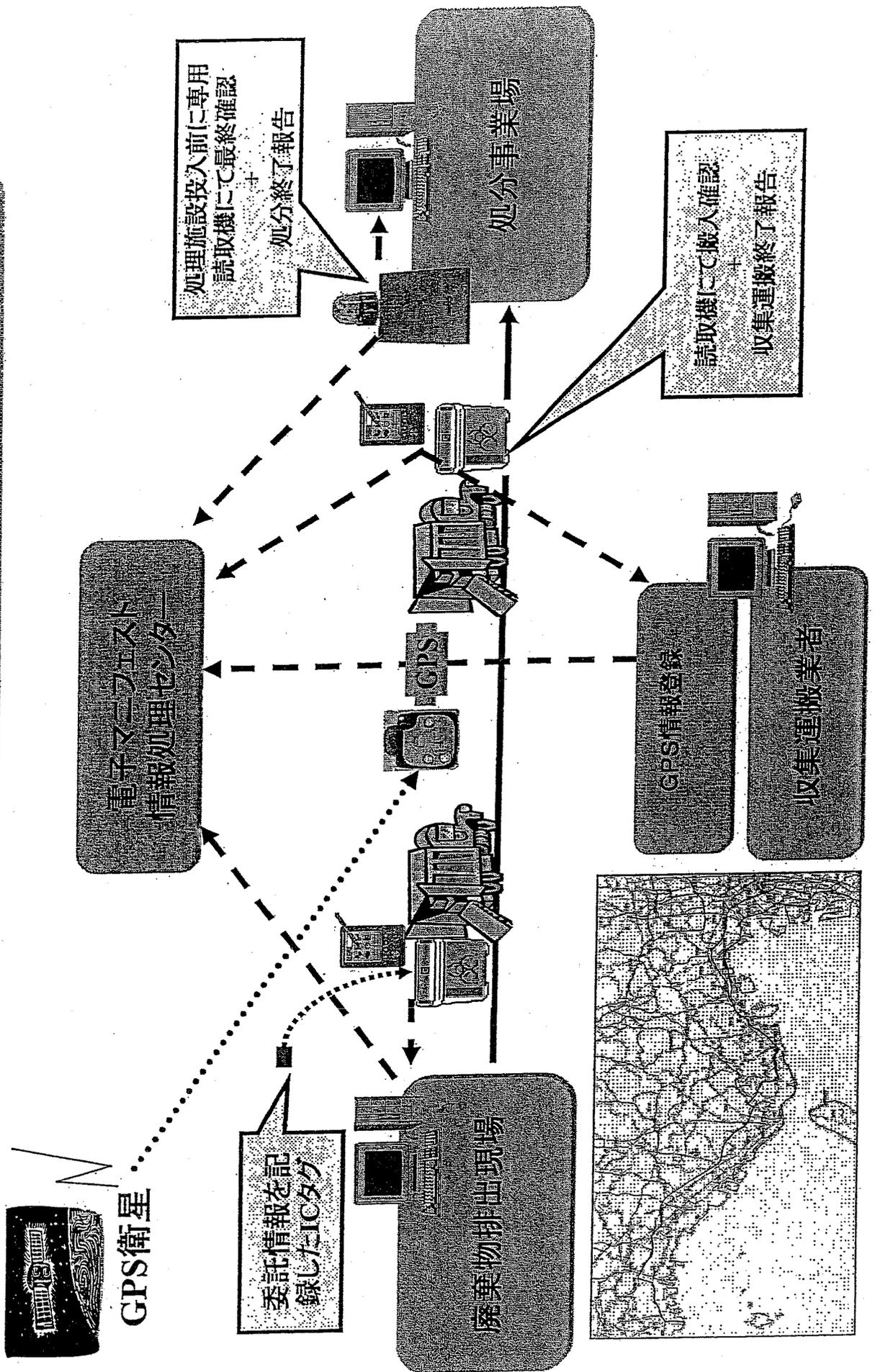
廃棄物処理システムの透明性の向上

排出事業者の処理責任の認識の徹底

排出事業者・処理業者の情報管理の合理化

行政の監視業務の合理化

# 産業廃棄物次世代移動管理システムのイメージ



環境と経済の好循環のまちモデル事業（一般会計・石油特会）

3,121百万円（1,301百万円）

総合環境政策局環境計画課

## 1. 事業の概要

環境と経済の好循環を実現するまちづくりについて、地域の創意工夫のアイデアを募り、第三者からなる検討委員会によって選定された各地域に対して、以下の事業を集中的に実施した上で、その環境、経済両面の効果を把握、評価し、国の内外に情報提供する。

### （1）地域エコ推進事業（一般会計：241百万円）

選定された地域における具体的な事業計画の策定、地域の各主体が連携する協議体の活動（勉強会の開催等）、事業計画に掲げる消費者向けセミナーの開催等のソフト事業の実施、事業の効果の把握と評価を、国の委託事業として実施する。

### （2）地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業（石油特会：2,880百万円）

選定されたモデル地域において、環境と経済の好循環を目指して行われる代エネ、省エネに係る二酸化炭素排出削減効果を有する具体的なまちづくり事業（風力発電設備の設置、建物の高断熱・遮熱化等）の実施に要する費用を交付金として交付する。

## 2. 事業計画

地域の事業計画の策定、事業の実施、事業効果の把握と評価、事業成果の普及を3カ年計画で進める。

なお、本事業は平成16年度から実施している10か所の事業実施地域に加え、平成17年度から新たに14か所の地域で事業を実施する。

（1カ所当たり3年間合計の予算規模（一般会計＋石油特会）  
（大規模事業地域：530百万円）、（小規模事業地域：120百万円）

### 3 . 施策の効果

本モデル事業を実施することにより、二酸化炭素排出量削減等を通じた環境保全と雇用の創出等による地域経済の活性化を同時に実現していく環境保全をバネにしたまちおこしの成功事例を広く国の内外に示すことが可能となり、周辺市町村をはじめ他の地域へのモデル事業の成功例を模範とした事業の普及と拡大が図られ、住民等の幅広い意識の変革にも貢献する。

# 環境と経済の好循環のまちモデル事業

## 事業のねらい

地域発の創意工夫を活かし、  
幅広い主体の参加を得た、  
特色あるまちづくり

二酸化炭素排出量の削減等を通じ、  
環境を保全

雇用の創出等により、  
経済を活性化

環境保全をバネ  
にしたまちおこし  
のモデル

## 予算の概要 (全国からの公募により選定された地域において、以下の予算を活用)

実施体制の整備と普及啓発などソフト事業の実施

二酸化炭素排出量を削減する具体的まちづくり事業の実施

(石油特会以外の事業の実施)

### ( 一 般 会 計 )

- ・地域の各主体が連携する協議体の活動(勉強会の開催、地域資源マップの作成等)
- ・具体的な事業計画の策定
- ・消費者向けセミナーの開催、環境インストラクターの育成、エコショップ等の認定など事業計画に掲げるソフト事業の実施
- ・効果の把握、評価

「地域エコ推進事業」

### ( 石 油 特 会 )

- ・風力発電設備の設置
- ・燃料電池、水素供給設備の設置
- ・建物の高断熱・遮熱化、複層ガラスの導入補助
- ・民生部門における代エネ・省エネ機器等による二酸化炭素排出削減実証事業の実施
- ・木質ペレットストーブの導入 等

「地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業」

(例)

- ・エコタウン事業
- ・エコ・コミュニティ事業
- ・エコツーリズム推進事業等

設備設置者は  
最低1/3を負担

実施地域:大規模12か所、小規模12か所、計24か所

予算規模〔3年間合計、1か所当たり(一般会計/石油特会)

大規模(3千万円/5億円)、小規模(2千万円/1億円)

平成17年度予算:2.4億円(一般会計)+28.8億円(石油特会)

(新)学校等エコ改修・環境教育モデル事業(一般会計・石油特会)

1,101百万円( 0百万円)

総合環境政策局環境経済課民間活動支援室

## 1. 事業の概要

地域社会の基礎単位である学校及びその校区において、環境への負荷の少ないまちづくり、学校と地域が協力した環境教育をモデル的に推進する。

### (1) 学校等エコ改修と環境教育事業(一般会計:101百万円)

それぞれの学校・校区において、学校改修を核とした校区内の施設整備、環境教育推進による環境負荷低減のための計画を作成し、施設や住宅等の整備、住み方等をテーマにした学校・地域での環境教育事業などのソフト事業を実施する。また、事業実施の効果把握と評価を行う。

### (2) 地球温暖化を防ぐ学校等エコ改修事業(石油特会:1,000百万円)

学校の環境改修、校区内における施設改善等の二酸化炭素排出削減効果を有する具体的なハード整備(遮光、屋上緑化による断熱など)の実施に要する費用を交付金として交付する。

## 2. 事業計画

校区内の具体的な事業計画の策定、事業の実施、事業効果の把握と評価、事業成果の普及を3カ年計画で進める。

10カ所の校区で事業を実施。

1カ所あたり3年間合計の予算規模(一般会計+特別会計)  
約 325百万円

## 3. 施策の効果

本モデル事業は、学校や校区内の施設のエコ化による二酸化炭素排出量削減と、これを題材として地域での環境教育の普及、環境建築技術者の育成等を図り、環境負荷の少ない地域づくり、地域における環境保全意識の醸成を促進する。また、建築、造園分野における環境技術を地域に普及し、建築、造園分野の環境ビジネスの基盤を地域において形成する。

# 学校等エコ改修・環境教育モデル事業

17年度予算要求額  
1億円(一般会計)  
10億円(特別会計)

## 地域での取組の枠組み

- ・基本構想
- ・学校、地域、NPO、企業の参画
- ・環境負荷低減の評価

## 一般会計

25百万円程度  
(3年間合計、1カ所あたり予算額)

一体的推進

## 学校等の施設のエコ化

- ・改修・改築期を迎えた校舎等の環境改修、整備
  - 断熱・遮熱等躯体の省エネ技術
  - 植樹・屋上緑化による環境改善
- ・校区内施設等でのシステム導入
  - 太陽光発電等の自然エネの導入
  - 燃料電池コジェネシステム導入
- ・校区全体の施設のエコ化
  - 通学路の街灯などの省エネ化など

## 特別会計

3億円程度  
(3年間合計、1カ所あたり予算額)

## 施設のエコ化を素材とした環境教育事業

- ・学校等での施設のエコ化を素材とした環境教育
- ・地域住民と連携した学校を中心とした環境教育の実施
- ・公共施設から民間建物への取組の拡大を促進する環境教育プログラム
- ・地域の民生部門関係建築技術者への研修

得られる効果

学校での環境教育の進展  
地域が参加した環境教育の展開  
施設からの環境負荷低減  
建築物での環境負荷に関わる技術者の拡大  
自然エネルギー等の利用による学校の災害対応機能の強化

(新)我が家の環境大臣事業

200百万円(0百万円)

総合環境政策局環境教育推進室

## 1. 事業の概要

持続可能な社会を構築するためには、国民一人ひとりの自発的な環境保全活動が必要であり、生活の中心となる家庭での環境教育、環境保全活動を推進することは、極めて重要である。このため、以下の事業を行う。

### インターネットによるエコファミリー事業

インターネット上でエコファミリーを登録。登録家族に対し、活動の記録や環境学習ができるプログラムを提供し、同時に、関連情報やアドバイス等の提供を行う。

### ファミリーエコクラブ事業

地域で環境に優しい活動を実践している家族単位の団体（PTA、町内会、企業等）を登録。家庭用の環境学習教材や情報を提供するとともに、要請に応じ環境カウンセラー等を派遣するなど、アドバイス体制を整備する。

### 普及啓発・実践活動事業

地域で環境イベント（活動発表会、環境保全活動の実施等）を開催し、活動の活性化や相互の交流の促進を図る。

## 2. 事業計画

平成17年度に、インターネットプログラムの構築やファミリーエコクラブ制度等の整備を行い、10年間でエコファミリーに100万世帯が登録することを目標とする。

## 3. 施策の効果

環境にやさしい活動に取り組む家庭が増加することにより、以下の効果が期待できる。

- ・民間部門におけるCO<sub>2</sub>の削減
- ・グリーンコンシューマーの増加
- ・環境保全活動への積極的な参加

# 我が家の環境大臣事業

## インターネットによるエコファミリー事業



我が家の環境大臣

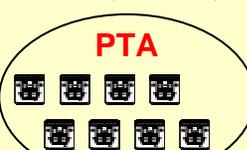
- ・環境にやさしい活動をすることを宣言する家庭をインターネットを通して登録、家族の代表者を「我が家の環境大臣」として認定する
- ・HP上の個人ページ(非公開)では、各家庭が活動を記録し、CO2削減量等がグラフ等でみられるようにする。
- ・HP公開面では、全国の取組の集計や、活動アドバイス、環境保全活動の情報を提供
- ・活動レポートを提出した家庭には、エコファミリー活動認定を行い、その中で特に優れた活動に対して表彰

参加

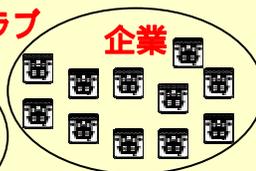
## エコファミリークラブの創設

- ・地域等で環境に優しい活動を行うことを宣言する家族単位の団体(家族、PTA、町内会、企業等)を募集し、エコファミリークラブとして登録
- ・家族向けの環境教育教材等を作成、配布
- ・エコファミリークラブの要請に応じられるよう、環境カウンセラー等による専門家のアドバイス体制を整備
- ・優れた活動を行ったクラブを表彰

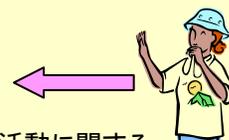
### エコファミリークラブ



PTA



企業



活動に関する  
アドバイス等

参加

## 地域でのイベント

- ・地方環境対策調査官事務所が、そのブロック内のエコファミリーを対象とし、地域に見合った環境イベントを開催。イベント等開催
- ・イベント内容は、環境家族活動発表会や講演会など教育・啓発型のものと、エコファミリー合同環境保全活動、ファミリーキャンプ、ファミリー観察会等
- ・地域における、エコファミリーやエコファミリークラブの支援や相互の交流の促進の場を提供する



## 愛知万博における環境教育・環境学習の啓発事業

440百万円（10百万円）

総合環境政策局環境教育推進室

### 1．事業の概要

「自然の叡智」を開催テーマとしている愛知万博（2005年3月25日～9月25日）は環境万博とも呼ばれており、環境省として下記の事業を通して、環境問題・環境政策に関する普及啓発を行う。

- (1) 環境関連イベント
- (2) 環境省による出展
- (3) 環境関連データ等の紹介
- (4) 万博エコツアー事業

### 2．事業計画

#### (1) 環境関連イベント

環境の日（6月5日）に会場内の施設において、環境問題の現状と解決に向けた方向性を、来場者に分かりやすく伝えるイベントを開催。

#### (2) 環境省による出展

環境問題・環境政策に関する普及啓発活動を行うため、会場内（森林体感ゾーン入口）の施設を使用して出展を実施。

#### (3) 環境関連データ等の紹介

会場内に設置される電子掲示板を用いて、環境省の取組や環境関連データを分かりやすく紹介。

#### (4) 万博エコツアー事業

万博会場内の環境配慮の取組・施設を分かりやすく伝えるエコツアーや、森林体感ゾーンにおける自然体験を目的としたプログラム等を実施。

### 3．施策の効果

「自然の叡智」という愛知万博の開催テーマに沿って、環境問題・環境政策に関する普及啓発活動を行うことにより、1500万人以上と見込まれている来場者に対して、環境保全に関する意識の高揚を有効に働きかけることが期待できる。

## 国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業

17百万円（10百万円）

総合環境政策局環境教育推進室

### 1. 事業の概要

平成14年12月の第57回国連総会において、2005年からの「持続可能な開発のための教育の10年」の実施に関する決議が採択され、現在ユネスコが中心となり、関係国際機関、各国政府、NGO等の協力を得つつ、国際実施計画を作成しているところである。

この国際実施計画を受けて、我が国においても「持続可能な開発のための教育」を主体的に展開していくことが求められるが、国内における持続可能な開発のための環境教育についてのガイドラインの策定と普及啓発を行う。

### 2. 事業計画

ガイドライン策定のための検討委員会開催

ガイドライン策定のための関係機関との調整

持続可能な開発のための環境教育についての最終的なガイドラインの策定

ガイドライン普及のためのシンポジウム開催

国連広報センターと協力しての国連持続可能な開発のための教育の

10年の普及啓発のためのセミナー等の開催

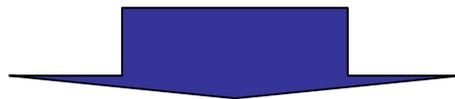
### 3. 施策の効果

2005年から始まる「国連持続可能な開発のための教育の10年」の着実な実施を推進することにより、国民に広く環境保全の普及・啓発活動を行うことが期待されるとともに、国民、NPO、行政等の各主体間のパートナーシップの連携が強化される。

# 国連持続可能な開発のための教育の10年の促進事業

## ヨハネスブルグ・サミットで我が国が「持続可能な開発のための教育の10年」を提案

- ・H14.12. 国連総会において、2005年1月から、「国連持続可能な開発のための教育の10年」とする決議案採択
- ・現在、ユネスコがリードエージェンシーとして国際実施計画を作成中
- ・ユネスコの国際実施計画策定後、各国が国内実施計画を策定予定



## 2005年からの「国連持続可能な開発のための教育の10年」を推進する

- ・ガイドライン策定のための検討委員会開催
- ・持続可能な開発のための環境教育についての**最終的なガイドラインの策定**
- ・ガイドライン普及のための**シンポジウム開催**
- ・**国連広報センターと協力しての普及啓発のためのセミナー開催**



ガイドラインの策定、シンポジウム・セミナー開催

環境に配慮した事業活動促進のための社会・市場評価基盤整備事業  
93百万円（70百万円）

総合環境政策局環境経済課

### 1．事業の概要

今日の環境問題の解決のためには、環境と経済の好循環を構築していくことが必要であり、事業者の自主的・積極的な環境配慮の取組を促進することが重要である。

このため、本事業では、環境報告書の普及促進や信頼性の向上のための手法の検討、環境会計ガイドラインや環境負荷の状況を把握するための環境パフォーマンス指標など事業活動における環境配慮を促進するための手法の開発などを実施する。さらに、本年5月に成立した「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（環境配慮促進法）の円滑な施行に必要な環境報告書の記載事項等の検討など環境報告書の作成・公表の支援や環境報告書の利用の促進などの事業を実施する。

### 2．事業計画

	H16	H17	H18	H19以降
環境配慮促進法施行事業				
企業の環境会計手法策定事業（H6～）				
環境パフォーマンス評価手法に係るガイドライン策定調査（H12～）				
環境報告書信頼性向上推進事業				

### 3．施策の効果

本施策の実施により環境報告書の普及促進のほか、環境会計などの環境配慮手法の確立が見込まれる。さらに環境情報の利用を促進することにより、事業者の環境配慮の取組が社会や市場から適切に評価されるようになる。これにより、事業者の環境配慮の取組のより一層の促進が期待される。

# 環境に配慮した事業活動促進のための社会・市場評価基盤整備事業

## 事業活動における環境配慮手法の開発

事業活動において環境配慮を織り込み、その成果を適切に把握

### 企業の環境会計手法策定事業

- ・環境会計手法の精緻化

### 環境パフォーマンス評価手法にかかるガイドライン策定調査

- ・環境パフォーマンス評価手法の精緻化

## 信頼できる環境情報の基盤整備

事業者によって開示される環境報告書に記載された情報の比較可能性及び信頼性の向上

### 環境報告書信頼性向上推進事業

- ・環境報告書審査基準の策定
- ・審査人の育成

## 社会・市場における評価基盤の整備

### 現状の課題

十分な判断材料がない  
環境配慮を実践する十分な基盤がない

### (新)環境配慮促進法施行事業

- ・環境報告書の普及促進による環境情報の開示促進
  - 記載事項の検討
  - 作成マニュアル
- ・環境に配慮した投資等を促進するなど環境情報の利用の促進
  - 利用者講習会
  - データベース
- ・環境配慮手法のグローバルスタンダード化促進
- ・環境配慮促進のための企業の社会的責任検討

環境対策に積極的に取り組む企業に対する社会・市場からの高い評価

消費者・投資家・事業者等が投資等で環境配慮を実践

### 環境配慮の取組に対する高い評価

- グリーン購入
- エコファンド など

### 環境と経済の好循環

### 事業活動における環境配慮の進展

- 環境マネジメントシステム構築
- 環境報告書作成
- 環境配慮設計 など

事業者等が自らの事業活動の中で環境配慮を実践

(新)金融のグリーン化促進事業

16百万円(0百万円)

総合環境政策局環境経済課

### 1. 事業の概要

我が国の産業界における環境配慮の取組は国際的にも先進的なものが多い。こうした動きを加速していく上で、金融機関は投融資を通じて取引先企業に影響を及ぼし得る立場にある。しかし、金融業界においては、短期的な企業業績評価や環境配慮をコスト要因と捉える考え方がいまだ支配的である。このため、金融業における環境配慮行動の促進及び環境配慮型金融商品の普及促進を図るための施策を実施する。

具体的には、

- ・金融機関や機関投資家等との実務研究会の実施（金融機関の環境配慮促進）
- ・環境に配慮した投融資のためのガイドラインの策定（金融業における環境配慮手法の調査検討）
- ・環境配慮型金融商品等に関する実態調査・情報提供（投資家への環境配慮普及促進）

などの事業を実施する。

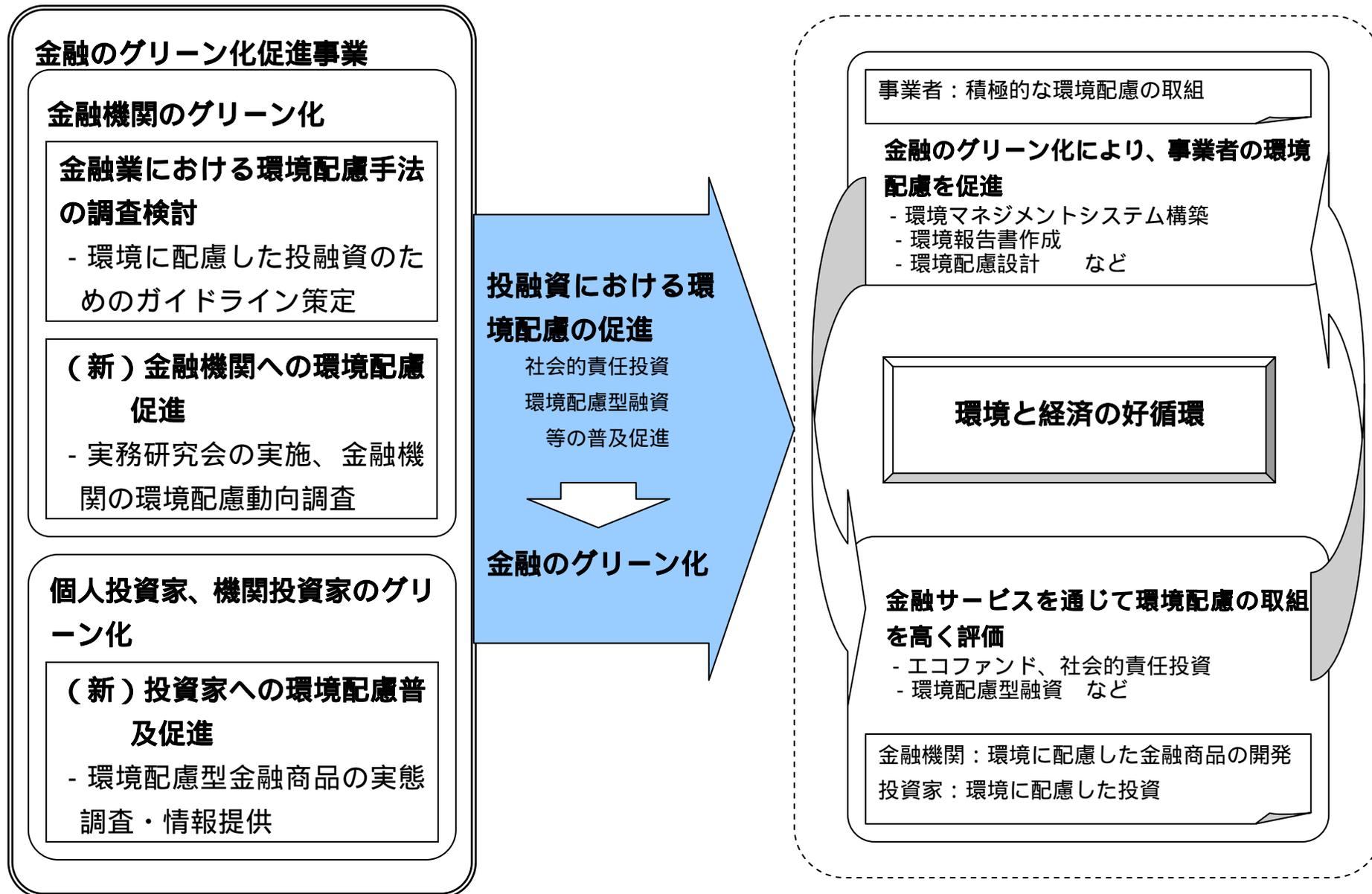
### 2. 事業計画

	H16	H17	H18	H19以降
金融機関への環境配慮促進				
金融業における環境配慮手法調査検討				
投資家への環境配慮普及促進				

### 3. 施策の効果

本施策の実施により、エコファンドや社会的責任投資ファンドといった環境配慮型金融商品の普及が見込まれる。そうした環境配慮型金融商品を通じて投資家等が環境に配慮した事業者を適切に評価することになり、これによって事業者の環境配慮の取組が一層促進される。

## (新) 金融のグリーン化促進事業



## ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業

603百万円(350百万円)

総合環境政策局総務課環境研究技術室

### 1. 事業の概要

ナノテクノロジーは最近急速に発展してきている分野であり、第二期科学技術基本計画でも重点分野に指定され、環境分野への応用も期待されている。ナノテクノロジーを環境技術に応用することにより、小型化・高機能化のメリットを活かした革新的な環境技術の開発を目指す。

具体的には、産学官連携により、以下のようなナノテクノロジーを活用した環境技術を開発する。

- (1) 超小型・高機能環境モニタリング技術
- (2) 健康・生態影響の多角的評価システム
- (3) 有害物質の高効率除去膜
- (4) 環境汚染修復のための新規微生物の迅速機能解析技術の開発
- (5) 新たな炭素材料を用いた環境計測機器の開発
- (6) 環境負荷を低減する水系クロマトグラフィーシステムの開発
- (7) 巨大表面積ナノ電極を用いた大容量スーパーキャパシタの開発と環境浄化技術への応用

### 2. 事業計画

各技術について5ヶ年間で技術の実用化を図る。

- (1)～(3)：平成15～19年度
- (4)、(5)：平成16～20年度
- (6)、(7)：平成17～21年度

### 3. 施策の効果

(アウトプット)

- ・超小型・高速・高機能な測定分析システムや、高効率・低コストな有害物質除去・浄化技術等の開発

(アウトカム)

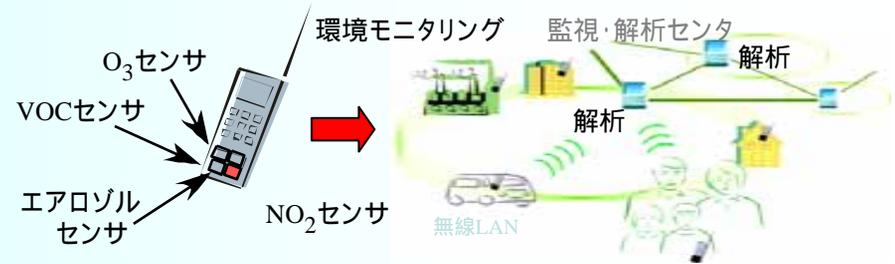
- ・新たな環境産業の創出や活性化に資する。
- ・革新的環境技術により、各種の環境保全施策の高度化が期待される。

# 環境技術開発へのナノテクノロジーの活用(その1)

## 環境モニタリング

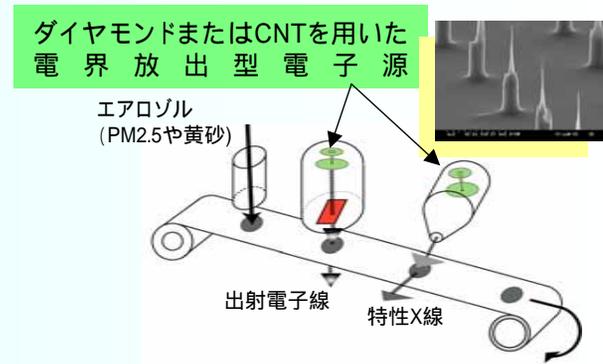
### 1) 超小型・高機能環境モニタリング技術の開発

個人が身の回りの有害物質の状況を把握し  
意識改革・環境配慮型行動様式へ転換



### 2) 新たな炭素材料を用いた環境計測機器の開発

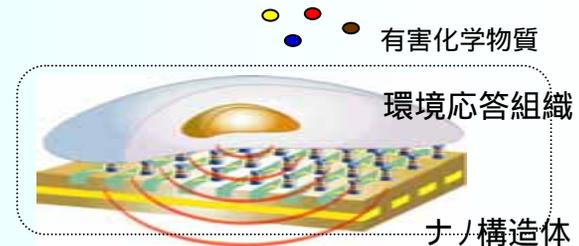
小型で省電力なX線源・電子線源を用いて、  
広域・高密度なエアロゾル観測及び  
現場での非破壊分析が可能



## 健康・生態影響評価

### 1) 健康生態影響の多角的評価システムの開発

迅速・正確な健康・生態影響の評価により  
環境配慮型製品の製造・普及の促進



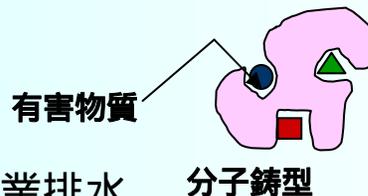
### 2) 水系クロマトグラフィーシステムの開発

タンパク質等、有機溶媒下で変性する物質についても、  
生体内と同じ状態(水溶媒下)で分析が可能

# 環境技術開発へのナノテクノロジーの活用(その2)

## 環境汚染防止対策

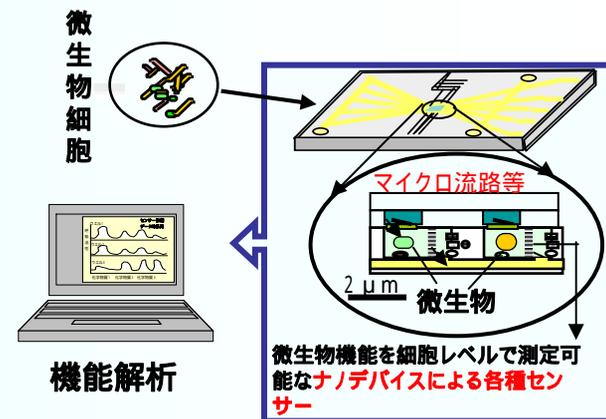
### 1) 有害物質の高効率除去膜の開発



環境ホルモン等の効果的除去のほか、農業排水からの肥料の回収・再利用等への波及効果も期待

### 2) 環境汚染修復のための新規微生物の迅速機能解析技術の開発

様々な場所・条件で採取された多数の微生物群の中から、環境保全効果を有する微生物を探し出すことが可能



マイクロ細胞単離・機能解析システム

### 3) 巨大表面積ナノ電極の環境浄化技術への応用

飲料水中の鉛やクロムなどに対し、単なる吸着除去と比較して選択性が高く安全な化学物質除去が可能

## 1．事業の概要

環境技術については、有用と思われる技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーが安心して使用することができず、普及が進まない場合がある。

このため、既に適用可能な段階にありながら、普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者（地方自治体等）が客観的に実証する事業をモデル的に実施する。

## 2．事業計画

平成15～19年度の5カ年間、実証を行う技術分野を毎年度新たに追加しつつモデル事業を実施し、環境技術実証の手法・体制の確立を図る。

## 3．施策の効果

### (アウトプット)

- ・モデル事業終了後（平成20年以降）の本格事業実施に向け、望ましい技術実証の手法・体制を確立。

### (アウトカム)

- ・ベンチャー企業等が開発した優れた環境技術の普及が促進されることにより、環境保全とあわせ、地域の環境産業の育成に資する。
- ・地方自治体研究機関等の実証機関としての技術的対応能力が強化される。

### 【参考】平成15・16年度に実証の対象とした技術分野の例

- ・ 酸化エチレン処理技術分野
- ・ 小規模事業場向け有機排水処理技術分野
- ・ 山岳トイレ技術分野
- ・ 化学物質に関する簡易モニタリング技術分野
- ・ ヒートアイランド対策技術分野（空冷室外機から発生する顕熱抑制技術）
- ・ VOC処理技術分野（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術）

# 環境技術実証モデル事業

## プロジェクトの概要

既に適用可能な段階にありながら普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に行う。

## 研究開発の背景と効果

環境技術については、有用と思われる技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、自治体や消費者などのエンドユーザーが安心して使用することができないことから、普及が進まない場合がある。

本事業の実施により、環境技術の普及が促進され、環境保全と地域の経済活性化が図られる。

特に、知名度に乏しいベンチャー企業、中小企業等の技術の普及において効果が大きいと考えられる。

## 年次計画

15年～18年度：実証試験実施要領の作成、実証の実施  
19年度：実証試験実施要領の作成、実証の実施、モデル事業全体の成果のとりまとめ

## 参加機関

環境省、地方公共団体、（独）国立環境研究所等

## 現在の問題点

環境技術の環境保全効果等に関する客観的評価の不足

ユーザーが安心して技術を利用できない

環境技術の普及が十分進まない



## 環境技術実証モデル事業

先進的環境技術の環境保全効果等を第三者が客観的に実証し、そのデータを公表

ユーザーによる環境技術の利用の促進

環境保全への貢献  
地域の環境産業の発展



環境保全への貢献



環境産業の発展

(新)環境と交通に関する世界会議in愛知開催事業

100百万円(0百万円)

環境管理局自動車環境対策課

1. 事業の概要

都市における持続可能な交通環境を実現するため、2005年8月愛知万博事業として名古屋で「環境と交通に関する世界会議in愛知」を環境省、経済産業省、国土交通省等の主催により開催。本事業は「シンポジウム」「くるま・環境・技術2005」「地域フォーラム」の3プログラムを同時開催し、より高い相乗効果を狙う。

国内外の著名人、学識経験者、産業界、一般、NGOなどを参集し、万博会場、名古屋大学、名古屋マリオットホテル等を会場として、延べ10,000人以上の参加を見込む。

2. 事業計画

世界会議キックオフ：万博会場にて開会式、基調講演を行い、環境と交通に関する先進的な取組み等について啓発、情報提供を行う。

環境と交通に関するシンポジウム：環境に配慮した最新鋭自動車技術、環境配慮型交通システムの導入、市民自らの取組み方などにつき、各テーマ毎に産学官・国内外の有識者のリードにより議論する。

くるま・環境・技術2005：環境に配慮した自動車技術、交通技術の情報交換等広く多くの参加者の教育・啓発に繋げる。

地域フォーラム：アジア地域における持続可能な環境に配慮した交通システムの実現に向けて、国毎の戦略計画、アジアイニシアティブ、アジアEST戦略の策定について議論する。

3. 施策の効果

国内外の有識者、産学官、NGO、市民など幅広いステークホルダーにより、環境に配慮した交通の実現を目指す。

アジア諸国、国際機関等とも有機的な連携体制を築き、わが国の経験・知見を活用し、アジア地域の持続可能な交通環境の実現を支援する。

このため、今回の世界会議を契機に「地域フォーラム」が正式発足する。

## 環境と交通に関する世界会議 in 愛知

主 旨：環境と交通の調和については、世界的に関心が高まってきている中、産学官を問わず様々なステークホルダー等が環境と交通について幅広く議論するとともに、一般市民にこの問題についての関心、啓発を促し、これらの動きを結集し、次へのステップとなる『環境と交通に関する世界会議in愛知』を万博関連プロジェクトとして実施。

日 時：2005年8月1日(月)～5日(金)の5日間

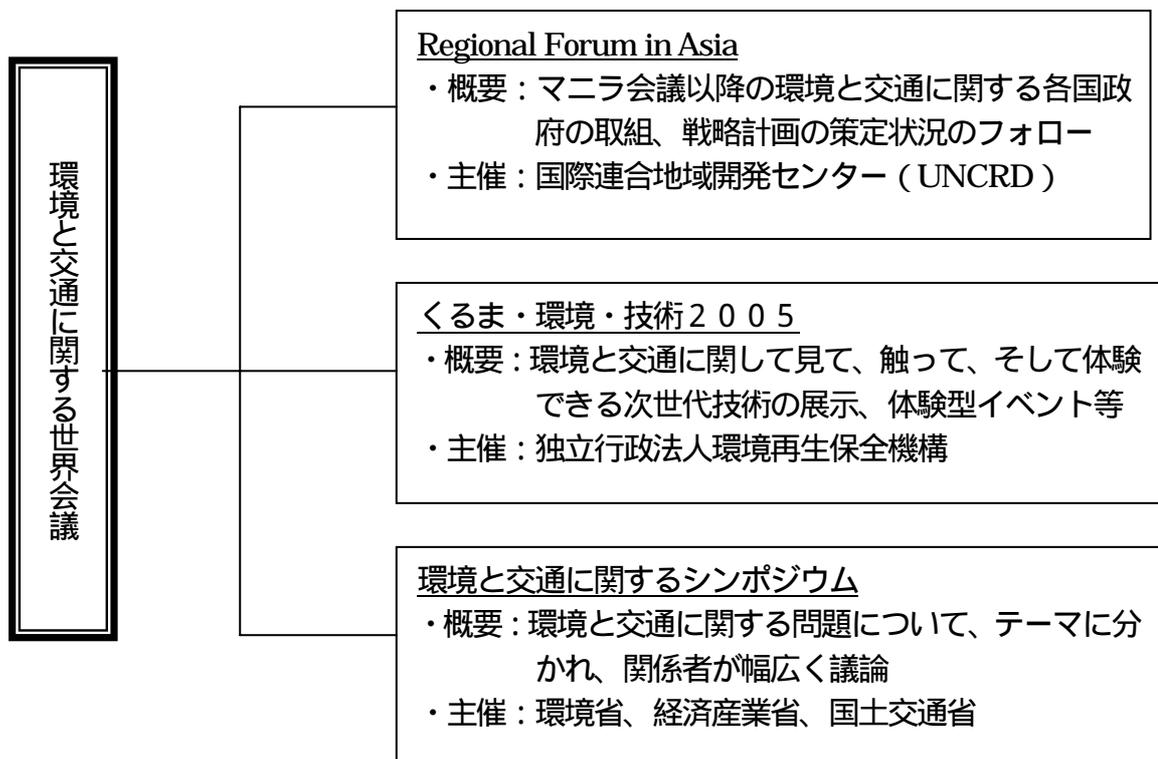
場 所：万博会場、名古屋市内等

参 加 者：アジア諸国、国際機関、自治体関係者、産業界、研究者、NGOなど

主 催：環境省、経済産業省、国土交通省、国連地域開発センター（UNCRD）、  
（独）環境再生保全機構

後 援：愛知県、名古屋市、名古屋大学、（社）日本自動車工業会、  
（財）2005年日本国際博覧会協会、Clean Air Initiative for Asian Cities  
（CAI - Asia）

環境と交通に関する世界会議in愛知組織委員会：  
委員長 豊田章一郎日本経団連名誉会長



## 世界の水環境保全のための国際的活動経費

106百万円(80百万円)

水環境部水環境管理課

### 1. 事業の概要

アジア水環境パートナーシップ事業は、アジアモンスーン地域を対象として、水質モニタリングや水質汚濁防止技術の優良事例など、水環境管理のための有用な情報を収集整理し、関係諸国と共有可能なデータベースを構築する。

また、今後開催される世界の水問題に関する会議等において、水環境分野における我が国の取組について積極的に情報発信する。具体的には、「第13回国連持続可能な開発委員会(CSD13)」、「第4回世界水フォーラム」、「国連水と衛生に関する諮問委員会」等の会議を活用する。

さらに、世界の水環境分野における我が国の今後の取組の方向性について検討するため、世界の水環境の課題整理、世界の水環境保全に向けた施策検討等の調査研究を行う。

### 2. 事業計画

	H16	H17	H18	H19	H20
(1) アジア水環境パートナーシップ事業 ・ データベース構築 ・ 技術研修の実施					
(2) 水環境保全活動の情報発信 ・ 国際会議等への参加、報告 ・ 国際会議でのイベント等の開催					
(3) 世界の水環境保全のための調査研究 ・ 世界の水環境の課題整理及び分析 ・ 世界の水環境保全に向けた施策の検討					

### 3. 施策の効果

水環境関連情報を共有することにより、アジアモンスーン地域における水環境保全施策がより一層推進される。また、国際会議への参加、世界の水環境問題の調査研究を通じ、世界の水環境分野における我が国の今後の取組の方向性について明らかにすることができる。

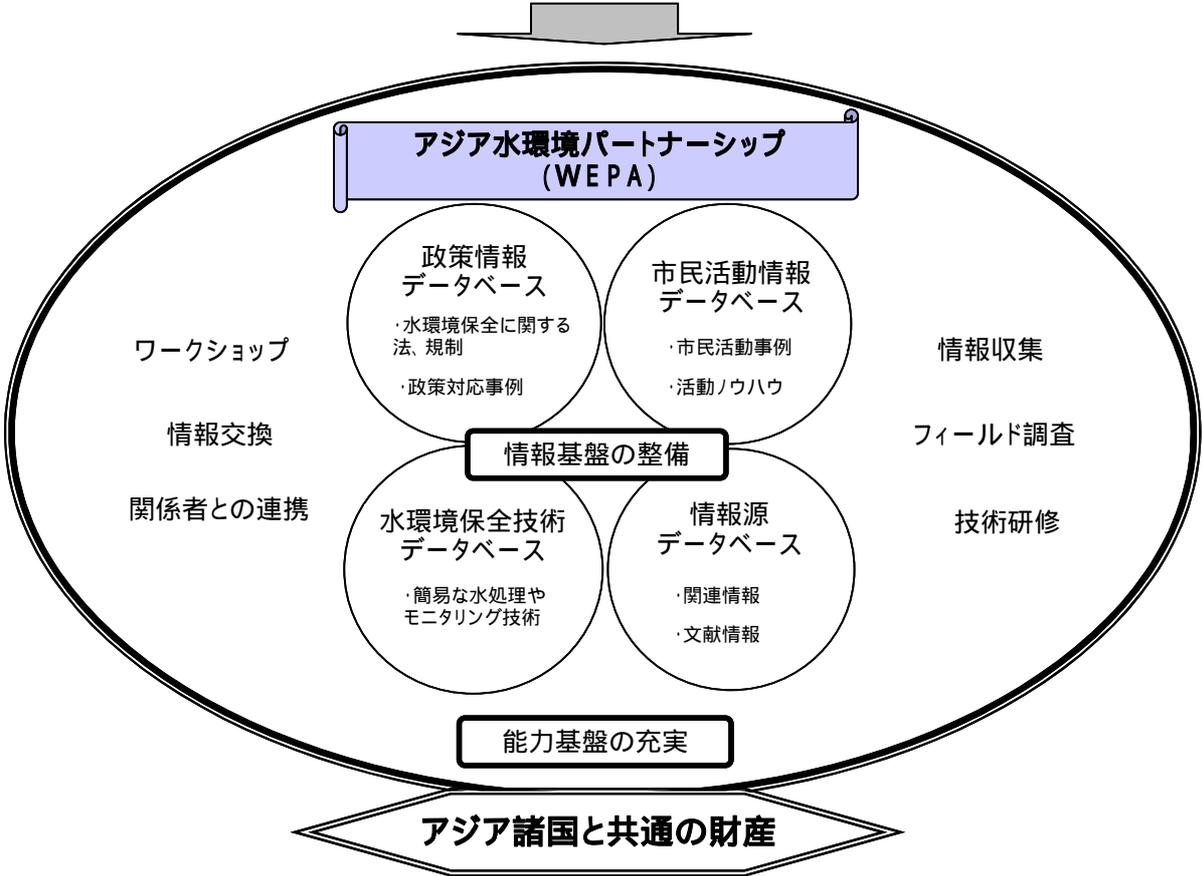
**アジア水環境パートナーシップ事業 (WEPA)**  
(Water Environmental Partnership in Asia)

アジアの水問題は危機的状況  
しかし、水問題解決の対応が困難

**第3回世界水フォーラム**

**【閣僚宣言】** 水環境ガバナンスの強化  
キャパシティビルディングの充実

**【水行動集】** 水問題解決のための自助努力を支援  
・アジア水環境パートナーシップ



平成16年度



平成20年度

**情報収集**  
・文献調査、フィールド調査、  
ワークショップ、技術研修

**情報提供**  
・データベース構築  
・関係国の関係者との連携

第4回世界水フォーラム:(H18.3)

プロトタイプのパブリック

第5回世界水フォーラム:(H21.3)

WEPA総合評価発表

# 世界の水環境保全のための主な国際会議

## 国連持続可能な開発委員会 (CSD)

1992年6月に開催された「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」で設置が決まった国連の組織。2005年4月には13回目のCSD13を開催予定。「水、衛生、人間居住」の今後の取組について協議予定。

## 世界水フォーラム (WWF)

水に関する国際NGOである世界水会議が、3年毎に開催している会議。第1回(1996年)はモロッコ、第2回(1999年)はオランダ、第3回は2003年3月に日本で開催。第4回は2006年3月にメキシコで開催予定。

## 国連水と衛生に関する諮問委員会

2004年3月22日の国連世界水の日、アナン事務総長が設置を発表。議長の橋本龍太郎元総理をはじめとして、各界の経験豊富な人々で構成される。第1回の諮問会議は、7月22日～23日にニューヨークの国連本部で開催。

# 世界の水環境保全に向けた施策の検討

## 早急な対応が必要とされる代表的事例

- (アジアモンスーン)  
公共用水域の水質汚濁等
- (中央アジア)  
カザフスタンにおけるアラル海の面積減少及びヌラ川水銀汚染等
- (南アジア)  
バングラデシュの地下水ヒ素汚染等
- (中東)  
淡水資源の確保(海水淡水化)等
- (東欧)  
ルーマニア、ブルガリアの国際河川の水質汚濁等
- (アフリカ)  
チャド、シエラレオネにおける安全な水の確保等
- (戦後復興国)  
イラクの復興支援等

## 世界の水環境保全に向けた施策の検討

上記の事例分析を行うことなどにより、水質改善に向けた共通の課題を抽出するとともに、課題の解決に向けた国際的な取組のあり方を検討する。

(新)アジア太平洋環境開発フォーラムセカンドステージ (APFED ) 活動推進費	146百万円(0百万円)
--	--------------

地球環境局総務課

## 1. 事業の概要

アジア太平洋環境開発フォーラム (APFED) はアジア太平洋地域にふさわしい、より衡平で持続可能な発展のモデルを提示することを目的にエコアジア2001において設立され、橋本龍太郎元首相を議長に、ハイレベルの有識者による議論を行い、平成16年12月には、具体的な取組の提言を含む、最終報告文書を採用する見込みとなっている。最終報告文書の中では、APFEDが今後、持続可能な開発に関する「知識管理」と「革新の促進」を推進するアジア太平洋地域の一つのセンターとして活動していくというセカンドステージに移行することを提案している (APFED )。

平成17年度以降は、この提言が、アジア太平洋地域全体で実行されるよう支援することが重要である。このため、提言の周知を目的とした啓蒙活動を行う。また、あらゆるレベルでステークホルダーの交流を図り、提言の実行に向けての情報共有・意見交換を進める。さらに、取組の優良事例や研究開発成果などの知識の共有化を促進する。

## 2. 事業計画

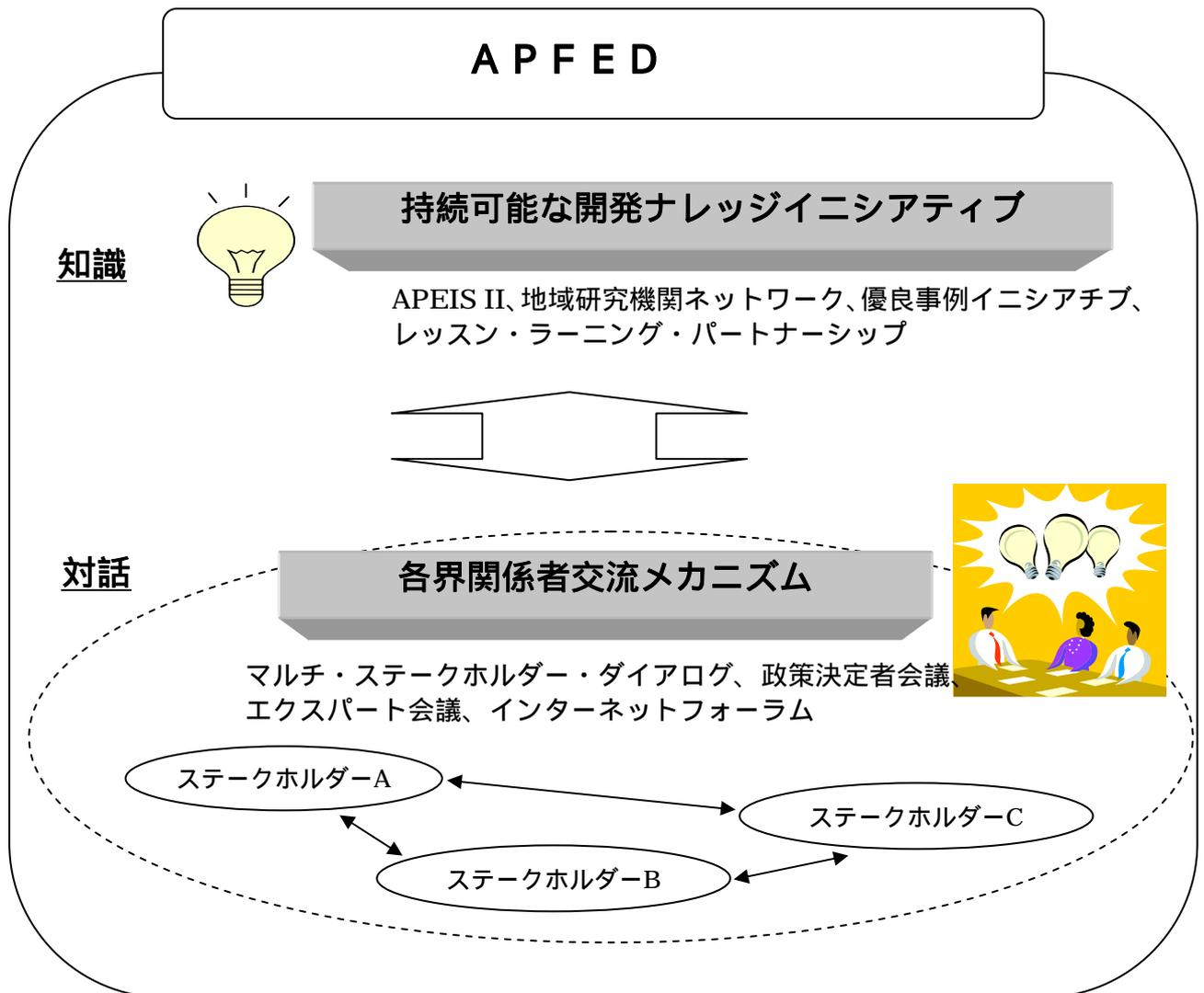
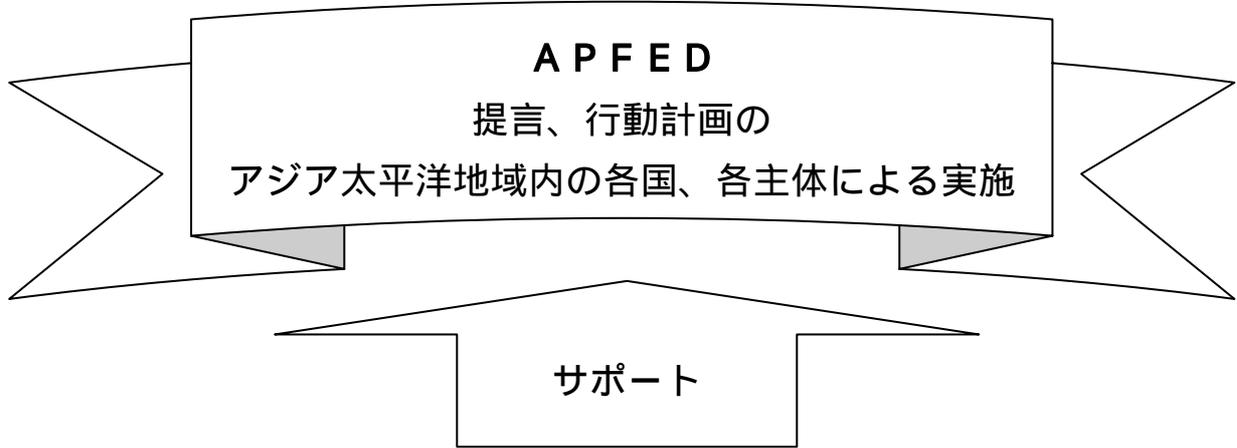
	H17	H18	H19	H20	H21
・ APFEDの提言の周知、啓蒙					
・ APFED					
1. 各界関係者交流メカニズム					
2. 持続可能な開発ナレッジイニシアティブ					

## 3. 施策の効果

APFEDの提言の周知、啓蒙や、地域内の各国政府、関係国際機関、NGOや企業など多くの主体間の開かれた対話を進めることにより、APFEDの提言実施に向けた意識を高めるとともに、取組事例や研究成果を集積し、提言を実施する取組に必要な知識を地域内に提供する。これらを通じて、アジア太平洋地域環境共同体構想の長期的方向性についての体系的な検討に資する。

こうした支援を進めることにより、APFEDの提言及び行動計画のアジア太平洋地域のあらゆる主体による実施が図られ、地域の、ひいては世界の持続可能な社会の形成に貢献するものとなる。

# APFED II の全体構成



(新)イラクに対する環境協力推進費

35百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課環境協力室

## 1. 事業の概要

イラク環境省をカウンタパートとする環境分野における支援プログラムを中長期的な視点にたって作成するため、以下の事業を行う。

### (1) 文献・資料の整理

戦争後のイラクの環境について調査を実施している国連環境計画(UNEP)等の国際機関や米国国際開発庁(USAID)等の二国間援助機関(ドナー)によって公開されている文献・資料を収集・整理する。

### (2) 国際機関・二国間援助機関からのヒアリング調査

イラクへの環境協力・支援に係る二国間援助機関及び国際機関等の動向を関係機関を訪問し、情報収集する。

また、国内外のNGOが、イラクに対して実施している支援の内容についても把握する。

### (3) イラク環境省担当者からのヒアリング及び現地調査

イラク国内で環境担当者から水質汚染、大気汚染、廃棄物管理、湿地保全等についてヒアリングを行うとともに、現地調査を実施する。

また、イラク環境省の政策担当者を日本に招聘し、環境分野での中長期的協力プログラム策定のためのヒアリング等を行う。

### (4) 我が国の環境協力プログラムの検討・策定

上記の調査結果に基づき、我が国のイラクにおける中長期的な環境協力プログラムについて、有識者で構成する検討会において検討し、策定する。

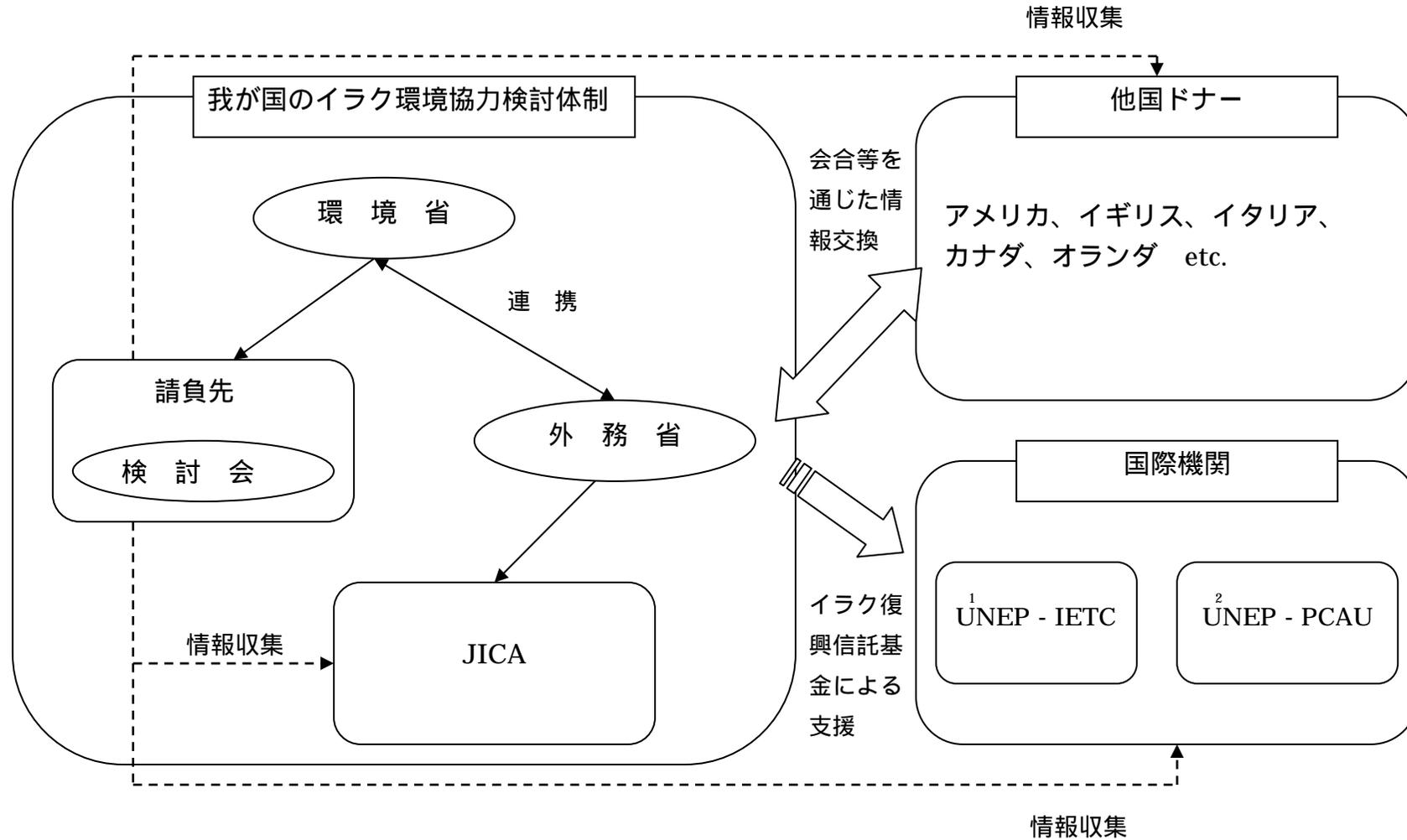
## 2. 事業計画

平成17年度限りの事業

## 3. 施策の効果

イラク復興支援の一環として、環境分野に係る協力・支援の方策及びその具体化の可能性を検討し、イラクにおける中長期的な環境協力プログラムを策定し、イラクの環境面での復興支援に貢献する。

# イラクに対する環境協力



1 UNEP - IETC: 国連環境計画 国際環境技術センター

2 UNEP - PCAU: 国連環境計画 紛争後評価ユニット

ロンドン条約 96 年議定書国内対応事業費 56 百万円 (15 百万円)

地球環境局環境保全対策課

## 1. 事業の概要

廃棄物の海洋投棄に関する規制を強化したロンドン条約 96 年議定書の内容を踏まえ、海洋汚染防止法の改正が先の通常国会で行われ、5月に公布されたところ。新法施行(公布日より3年以内)までの間に、新制度の運用が速やかに開始できるよう体制を整えておくことが必要。

### (1) 環境影響評価にかかる基礎情報の収集

廃棄物の海洋投入処分海域の現状を把握するための調査を実施。

### (2) 審査業務に必要な情報の効率的整備・更新

審査に必要となる情報を統一的に管理し効率化を図る。

### (3) 新制度の事業者等への情報提供・周知徹底

説明会の開催。許可申請、海洋監視等に必要な情報をホームページで提供。

## 2. 事業計画

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度～
環境影響評価ガイドラインの作成 等					
環境影響評価にかかる基礎情報の収集					
審査業務に必要な情報の効率的整備・更新					
新制度の事業者への情報提供・周知徹底					

## 3. 施策の効果

ロンドン条約 96 年議定書に対応した国内制度等が整備され、国際的な責務を果たすとともに、海洋汚染の予防に資する。

# ロンドン条約96年議定書国内対応事業費

実施事項		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度以降
整備 議定書に対応した国内体制の	海洋投入処分量削減努力の審査方法の確立	→				
	環境影響評価ガイドラインの作成	→				
	モニタリングガイドラインの作成	→				
運用 改正法体制による新たな許可制度の整備	環境影響評価にかかる基礎情報の収集		→			
	審査業務に必要な情報の効率的整備・更新		情報の整備	情報の更新		
	新制度の事業者等への情報提供・周知徹底		事前の説明会	ホームページコンテンツの作成	ホームページコンテンツの更新	

許可申請受理開始

地球環境研究総合推進費（競争的資金）

4,670百万円（3,015百万円）

地球環境局 総務課 研究調査室

## 1. 事業の概要

地球環境問題への適切な対応には、正確かつ最新の科学的知見が重要な役割を担っている。本経費は、地球環境問題の解決に対し科学的側面から貢献することを目的としており、オゾン層の破壊、地球の温暖化、酸性雨など、様々な地球環境問題を対象とし、産学民官の研究機関に所属する研究者から、提案公募方式により研究課題を募っている。

本経費については、科学の振興という観点とは異なり、地球環境保全政策の科学的な支援という観点を第1に指向し、地球環境保全に関する関係閣僚会議が策定する「地球環境保全調査研究等総合推進計画」との整合性を図りつつ、学際的・国際的な観点からの運営を図っている。

平成17年度は研究資金を拡充し、専属プログラムオフィサーの確保、温暖化影響の総合評価プロジェクトの開始、十分な採択課題数の確保、間接経費の全研究課題への導入などを図る。

## 2. 事業計画

1 研究課題当たりの研究期間は3～5年間。新規、継続含め、16年度の場合は46の研究課題を実施中。継続予定の研究課題については中間評価等を実施し、その結果を研究計画や資源配分へ適切に反映させつつ、研究を実施する。

新規研究課題については、研究テーマを公募しその中から課題を選定するボトムアップ型のシステムのほか、トップダウン型のシステム（研究テーマや代表者を事前に定めた上で、細部を公募し競争的に選定する仕組み）の拡充・活用を図り、温暖化の危険な水準及び安定化レベルに関する政策判断のための科学的知見を提供することを目指した温暖化影響の総合評価プロジェクトに着手する。

## 3. 施策の効果

研究成果は、地球温暖化対策を始め地球環境政策の立案・実施に科学的基盤を与えるとともに、IPCC等の国際的取り組みに貢献する。更に最新の研究成果を判り易く広報することにより、地球環境問題の普及啓発に貢献する。

# 地球環境研究総合推進費(平成2年度～)

概算要求・要望額  
4,670,000千円(3,015,000千円)

## 背景と目的

- ・地球環境政策の立案・推進には、  
科学的な裏付けや科学的なデータが不可欠
- ・地球の温暖化をはじめ、様々な地球環境問題が深刻化  
問題解決に向けた取り組みとして、科学研究は有効かつ重要なものの一つ

**地球環境政策を科学的に支える研究**を、総合的に推進し、  
地球環境問題の解決に寄与

IPCC(気候変動に関する政府間パネル):地球温暖化に関する最新の科学的知見をまとめ、  
温暖化防止政策に科学的な基礎を与えることを目的として1988年に設立された国連の組織

## 制度の特徴

・わが国の研究資源の総力を結集し、チャレンジングな研究を推進するための**政策反映指向型競争的資金**

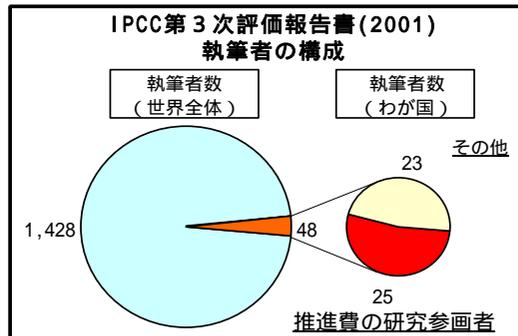
- ・地球環境保全に関する関係閣僚会議の作成する「**地球環境 保全調査研究等総合推進計画**」と整合性を図りつつ、
- ・**ボトムアップ**的な仕組みと**トップダウン**的な仕組みの双方を活用し、**地球環境研究を総合的に推進**

トップダウンプロジェクトとして「**温暖化影響の総合評価プロジェクト(仮称)**」を新たに開始

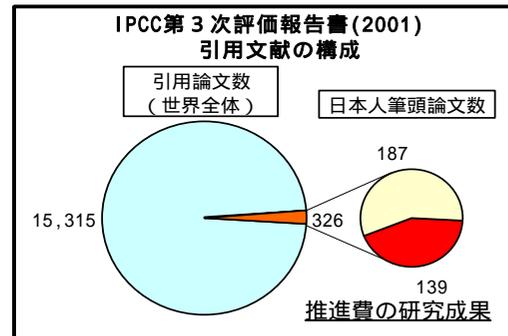
- ・推進費専属の**プログラムオフィサー(PO)**を確保し、研究者に対する**指導助言体制を強化**

## 期待される成果

- ・例えば温暖化対策において、**京都議定書の第2約束期間以降の政策立案を科学的に支えるデータの提供**等
- ・例えばIPCC第4次評価報告書に対し、わが国の生産論文の引用比率を、飛躍的に拡大し、国際的な地球環境政策の検討に貢献等



わが国の主な研究者が推進費研究に参画



推進費研究成果はわが国による貢献の主を占める

(新) 集水域の酸性化メカニズム解明調査費  
(酸性雨調査研究費の内)

50百万円( 0百万円)

地球環境局環境保全対策課

### 1. 事業の概要

今般、過去20年間の酸性雨対策調査をとりまとめたところ、岐阜県伊自良湖等への流入河川や周辺土壌において酸性度の増加等酸性雨の影響が疑われる理化学性の変化が認められるケースが見つかった。これらの変化はいずれも直ちに人の健康並びに流域の植物及び水生生物等に影響を及ぼすレベルにはないものの、こうした集水域については引き続き重点的な調査を行う必要がある。このような背景のもと、以下の事業を実施する。

酸性雨に対し耐性が弱いと考えられる伊自良湖等の集水域に関し、耐性に影響を与える地質の風化速度等の基礎的実験データ並びに林内雨等の酸性降下物や樹木の年輪等の生態影響の測定データを取得し、解析過去のモニタリング結果等も活用し、集水域における物質収支を考慮した土壌・陸水酸性化のプロセスを解明

以上の結果から、酸性降下物と集水域の物理化学的变化と植生変化を関連づけた陸域影響予測モデルを作成し、今後の影響発現について予測

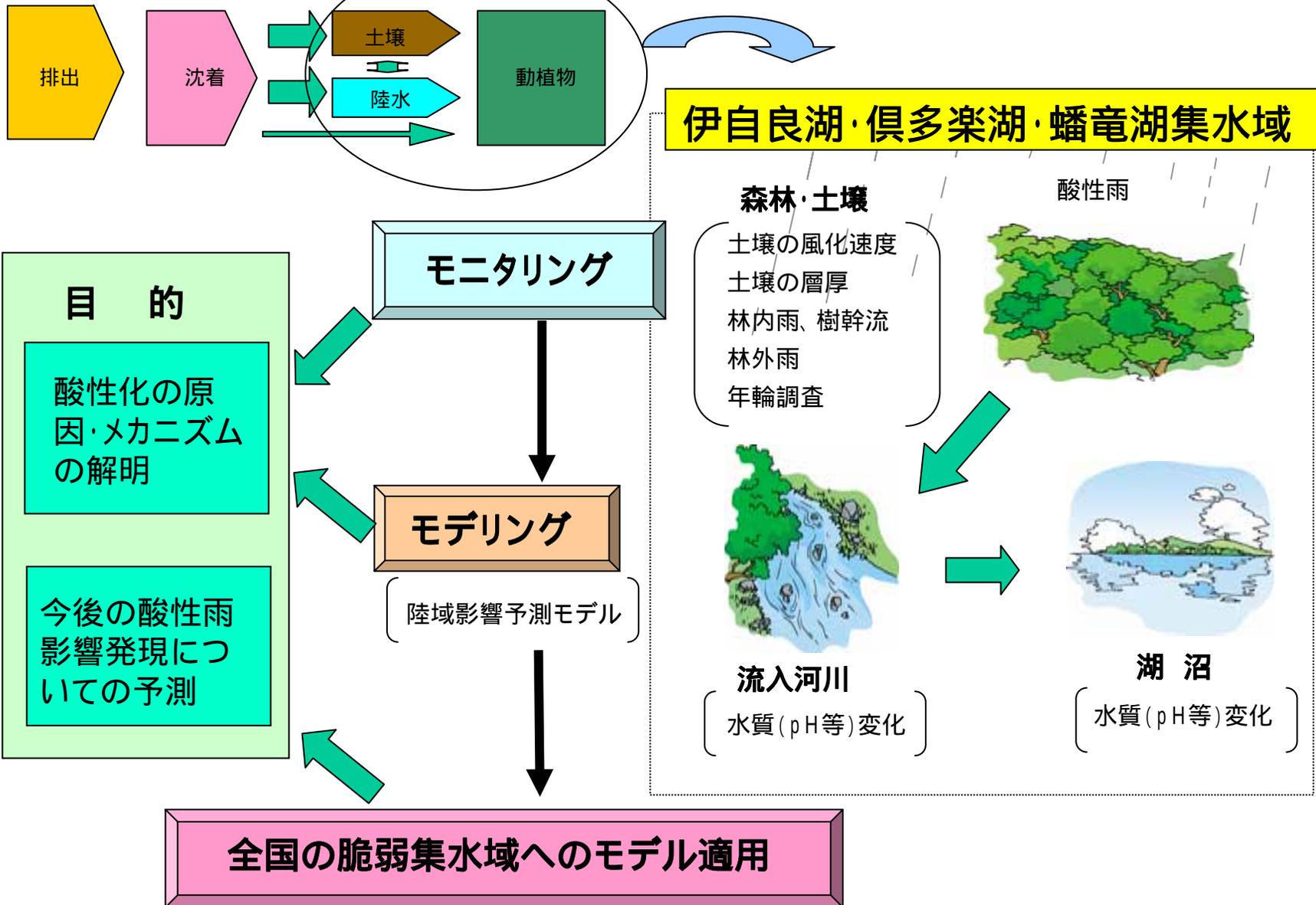
### 2. 事業計画

項目	内容	17年度	18年度	19年度
岐阜県・伊自良湖、北海道・倶多楽湖、島根県・蟠竜湖等全国の脆弱集水域の重点調査	土壌・植生重点調査、酸性化メカニズムモデル化			

### 3. 施策の効果

我が国の湖沼集水域における、土壌植生等の生態系の変化や酸性化の原因及びメカニズムが解明される。さらにこれを受けて、今後の我が国における酸性雨影響発現についての予測を行い、その未然防止に資する。

# 集水域の酸性化メカニズム解明調査



(新) 漂流・漂着ゴミに係る国際的削減方策調査費

30百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課

## 1. 事業の概要

漂流・漂着ゴミは、海浜景観を損なうだけでなく、海洋環境の保全の面からも国際的に問題視されている。我が国の海岸にも日本海側を中心として外国から漂着したゴミが見られるが、この問題へ対応していくには、近隣諸国や国連環境計画等と協調した取り組みを行っていくことが必要不可欠である。

このため漂流・漂着ゴミの削減に向けた国際的な協力関係を構築することを目的として、以下の調査等を実施する。

### (1) 漂着ゴミの実態調査

我が国海岸への海外からの漂着ゴミの実態調査を行う。

### (2) 漂流・漂着ゴミの予測手法検討

ゴミの漂流ルート等を推定するシミュレーションモデルを構築する。

### (3) 漂流・漂着ゴミ問題に関するホームページコンテンツ及びリーフレットの作成

現状の問題等を紹介し、国民及び近隣諸国への啓発を図る。

### (4) 国際ワークショップ等の開催

中国、韓国、ロシアや国連環境計画の北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)との協力の枠組みの構築を図る。

## 2. 事業計画

検討事項	17年度	18年度	19年度
漂着ゴミの実態調査			
漂流・漂着ゴミの予測手法検討			
ホームページコンテンツ、リーフレットの作成			
国際ワークショップ等の開催			

## 3. 施策の効果

漂流・漂着ゴミに関する関係国間の共通認識が形成され、削減に向けた国際的な協力関係が構築される。

# 漂流・漂着ゴミに係る国際的削減方策調査費

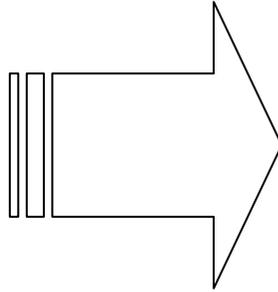
## ゴミの漂流予測シミュレーションモデルの構築

実態調査のデータをインプット

・シミュレーションモデルの  
精度向上

シミュレーションモデルの精査

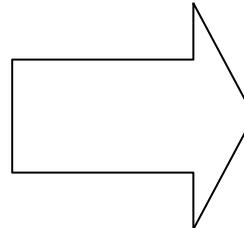
漂着ゴミの実態調査



- ・発生源の推定
- ・漂流経路の推定
- ・我が国における漂着量の推定
- ・漂着ゴミの調査手法確立

## 国際ワークショップの開催

(関係諸国等から専門家を招請)



専門家レベル  
の会合の成果  
を活用

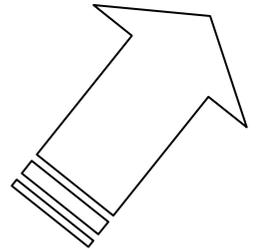
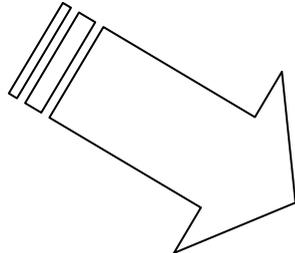
## 政府担当者レベルの会合の開催



漂流・漂着ゴミの削減に向けた  
国際的な枠組みを形成

## 国内外への啓発

ホームページの開設、リーフレットの作成



## 1. 事業の概要

- (1) 「国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)」は、サンゴ礁、藻場、マングローブなどの保全を目的とした国際協力の枠組で、「日米コモンアジェンダ(平成8年)」を契機として日米豪仏等により開始されたものであり、現在、40ヶ国及び40機関が参加。
- (2) 平成16年6月には、沖縄において「国際サンゴ礁シンポジウム」が開催され、世界のサンゴ礁劣化の危機的状況を踏まえ、ICRIの活動の推進のほか、サンゴ礁の多角的・継続的な調査、モニタリングの推進を強く求める「沖縄宣言」が採択された。
- (3) ICRIの事務局は参加国が持ち回りで担うことになっており、上記の経緯を踏まえ、次期(平成17年7月～19年6月)は我が国とパラオ共和国が共同で事務局を担当することになった。
- (4) このため、事務局国として、総会の定期開催やウェブサイトの管理運営等を担う。また、サンゴ礁を持つアジア・太平洋地域の先進国として、サンゴ礁モニタリングの推進や、国際的に保全すべき重要浅海域のリストの作成等を主導的に行う。

## 2. 事業計画

- (1) 「国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)」事務局運営(平成17～19年度)
- (2) サンゴ礁モニタリング推進、データベース作成(平成17～19年度)
- (3) 重要浅海域リストの作成(平成17～19年度)

## 3. 施策の効果

ICRI事務局の運営等により、今後のサンゴ礁保全の方向性を決定するとともに、サンゴ礁保全の重要性について国際的理解を高めることができる。

さらに、ICRI関連で、サンゴ礁モニタリングを推進し、重要浅海域リストを作成すること等により、世界のサンゴ礁を含む浅海域の保全活動が促進されるとともに我が国の国際的評価が高まる。

# 国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)推進事業

～世界のサンゴ礁保全のリーダーシップ～

## 危機にある世界のサンゴ礁保全と再生に向けた沖縄宣言

「第10回国際サンゴ礁シンポジウム」において採択

- ・国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)を中心とした国際協力の推進
- ・モニタリングの推進

## ICRIの推進

### ICRI事務局の実施

平成17年度からパラオ共和国と共同で、ICRIの事務局を担当し、世界のサンゴ礁保全の方向性を決定

- ・総会(年2回)の開催
- ・ウェブサイトの管理
- ・途上国の支援



### ICRI関連活動の推進

サンゴ礁モニタリングの推進:

- ・各国のモニタリングデータの収集
- ・データベースの構築

\* 国際サンゴ礁モニタリングセンター(沖縄)及びパラオ国際サンゴ礁センターを中心に実施

重要浅海域リストの作成:

- ・ワークショップの開催
- ・重要サンゴ礁リストの作成



我が国のODA及び民間海外事業における環境配慮強化調査費

15百万円(10百万円)

地球環境局環境保全対策課環境協力室

1. 事業の概要

- ・ 東南アジア地域での日系企業の環境配慮に関する具体的取組や経験を事例集等に取りまとめ、既に途上国において事業活動を行っている企業や進出予定の企業に情報を提供する。
- ・ ODA事業や民間企業が公的支援を得て行う海外事業における環境配慮に関して、以下の調査等を行い、我が国の援助実施機関、民間企業、開発途上国の環境当局等に情報提供する。
  - 環境配慮手続きの国際的動向の調査
  - 国際的な水準に沿った具体的な環境保全対策技術の手引きの作成

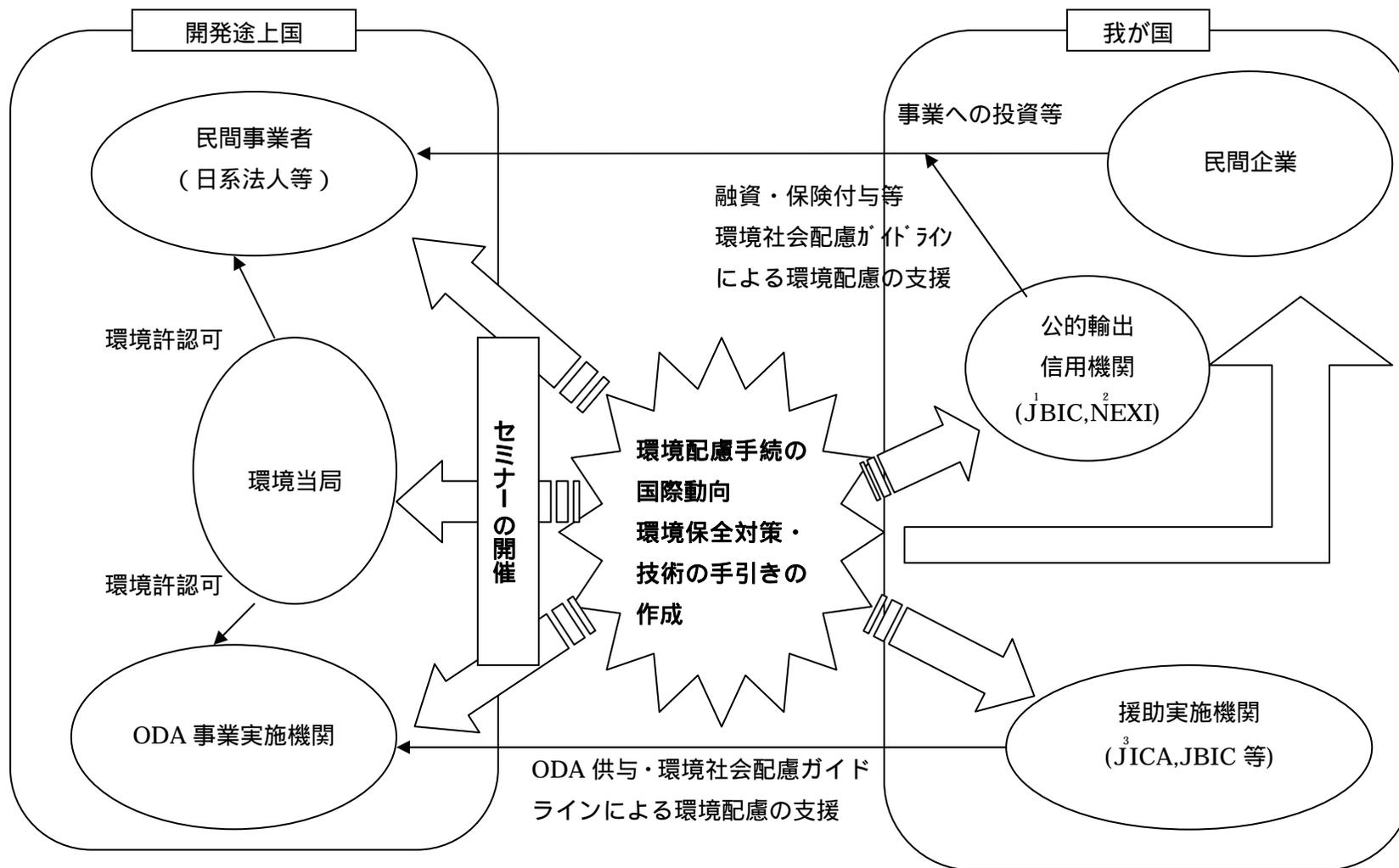
2. 事業計画

(4カ年計画)	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
東南アジア地域での環境分野毎の取組に関する現地調査等	←→			
検討会での総括的検討			←→	
ODA等の環境配慮手続きの国際的動向調査	←→			
環境保全対策・技術の手引きの作成		←→		
途上国環境当局等向けの技術セミナーの開催		←→		

3. 施策の効果

- ・ 東南アジアに進出する日本企業の環境配慮の円滑な実施と水準の向上
- ・ ODA事業等における環境ガイドラインに沿った環境配慮の着実な実施

# ODA及び民間海外事業における環境配慮の強化



1 JBIC：国際協力銀行

2 NEXI：独立行政法人日本貿易保険

3 JICA：独立行政法人国際協力機構

(新)環境ODAによる環境改善効果に関する評価・分析調査

(21世紀初頭における環境・開発統合支援戦略策定費の内)

6百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課環境協力室

## 1. 事業の概要

開発途上国における環境と開発の統合を効果的に支援するための一環として、これまで実施してきた環境ODAについて、大気汚染対策や自然修復など比較的対策効果が見えやすい分野を抽出し、実施後ある程度の期間を経て、効果が定着したプロジェクトを対象に、環境ODA実施による環境改善効果について、具体的なデータを把握してプロジェクトの評価・分析を行う。

## 2. 事業計画

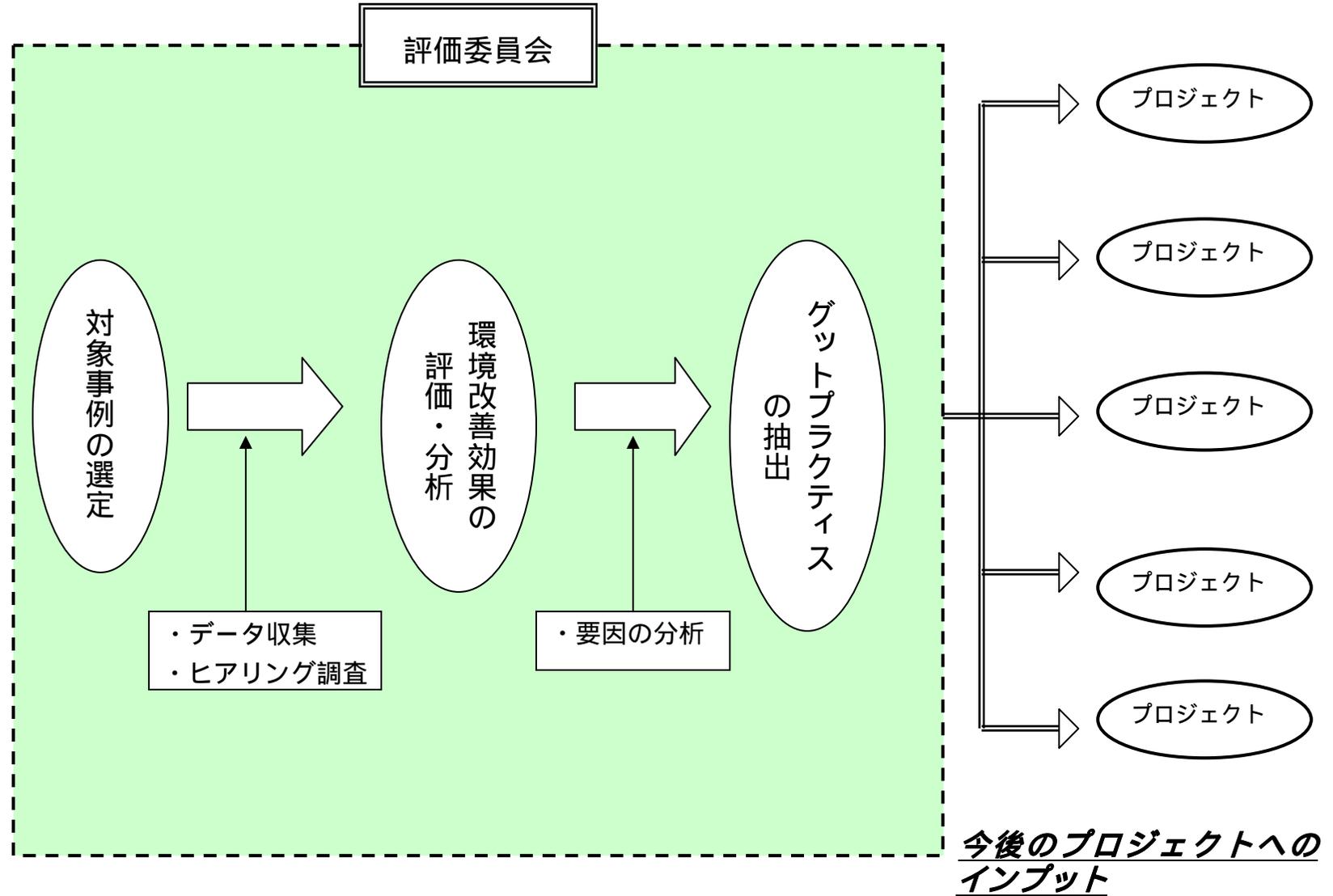
(17年度)

大気汚染対策や自然修復など、比較的対策効果が見えやすい分野からプロジェクトを抽出して評価する。

## 3. 施策の効果

これまで実施の環境ODAについて、評価・分析を行い、また、環境ODA実施における教訓を取りまとめることにより、今後の環境ODAの効果的・効率的な実施に資する。

# 環境ODAによる環境改善効果に関する評価・分析調査のイメージ



これまでのプロジェクト

今後のプロジェクトへの  
インプット

エコツーリズム総合推進事業費

300百万円(114百万円)

自然環境局総務課自然ふれあい推進室

## 1. 事業の概要

エコツーリズム(自然環境や歴史文化を対象とし、それらを学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方)の普及・定着へ向け、「エコツーリズム推進会議(小池大臣議長)」において、5つの推進方策をとりまとめ、それぞれに着手したところ。

今後は、概念やノウハウが行き渡っていない、人材が育っていない等の課題を克服するため、モデル事業をはじめとする推進方策を着実、かつ効果的に展開して普及・定着を進めるとともに、さらにエコツーリズムの取組が適正に展開するよう、各種事業を実施する。

## 2. 事業計画

エコツーリズム大賞など、5つの推進方策について引き続き取り組むとともに、自治体に対する幅広い支援のための推進セミナーの開催、海外の専門家を交えた国際シンポジウムの開催、全ての国立公園におけるエコツーリズムの仕組みづくりなどを実施する。

## 3. 施策の効果

エコツーリズムの推進により、次の効果を期待できる。

地域資源の持続的利用の促進

地域住民及び旅行者の環境保全意識の向上

多彩なプログラム提供による利用の分散、通年観光化

環境学習・環境教育の機会の提供

新たな雇用の機会の創出

地域活性化、地域経済への貢献

自然公園行政、野生生物行政などへの理解の促進

都市と農山漁村の共生・対流、観光立国など、国の重要施策への貢献

# エコツーリズム総合推進事業費



エコツーリズムとは  
 自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方

エコツーリズムの効果  
 地域資源の持続的利用の促進、地域住民や旅行者の環境保全意識の向上、多彩なプログラムによる利用の分散、通年観光化、環境学習・環境教育の機会の提供、新たな雇用の創出、地域活性化、地域経済への貢献、自然公園行政、野生生物行政などへ理解の促進、都市と農山漁村の共生・対流、観光立国など、国の重要施策への貢献

## 旅行者

## 事業者

## 地域(主に自治体)

国際シンポジウム  
シンポジウムエコツアー

理念の普及・  
国際的先進事例の  
ノウハウ集積と  
事業者・自治体への普及

エコツアー総覧

情報の流通  
(事業者・利用者)

(エコツーリズム憲章)

理念の普及(特に旅行者)

生態系ごとの適正収容力  
算定手法調査

動植物等への配慮事項調査

環境配慮への取り組み促進

エコツーリズム推進セミナー

エコツーリズム大賞

(エコツーリズム推進マニュアル)

モデル事業

底辺の拡大

国立公園  
内エコツー  
リズムの  
仕組みづく  
り

第2ステージ  
＜展開・深化＞  
先進国への  
キャッチアップ  
確実な環境配慮  
の推進  
国立公園における  
先導的事業実施

第1ステージ  
＜普及・定着＞  
理念の普及  
情報の流通  
底辺の拡大

(新) 国立公園等現地管理体制強化(アクティブ・レンジャー(仮称)) 推進費  
350百万円( 0百万円)

自然環境局総務課自然保護事務所管理指導室

## 1. 事業の概要

自然保護事務所が果たす本来的な機能である国立公園の管理、野生生物の保護及び地域の自治体・専門家・NPOとの連携の強化を図りながら、国民に顔の見える環境省自然保護官の現地管理体制を確立するための事業。

## 2. 事業計画

自然保護官が行う業務のうち、自然保護地域内のパトロール、利用者への指導、自然解説などの現地業務や自然公園指導員等のボランティアとの連絡調整を主体的に担当するアクティブ・レンジャー(仮称)を全国で100名雇用し、現地管理体制の充実強化を図る。

### (1) 主な業務

- ・パトロール
- ・利用者指導
- ・自然解説
- ・自然公園指導員及びパークボランティアとの連絡調整

### (2) 100名の配置内訳

#### ・2名配置

自然保護事務所(11か所)

自然保護官事務所(9か所)

知床(ウトロ)、大雪山(上川)、十和田、白神山地(西目屋)、尾瀬、上高地、熊野、雲仙、屋久島

#### ・1名配置

上記以外の自然保護官事務所(60か所)

## 3. 施策の効果

アクティブ・レンジャー(仮称)が利用者への指導・啓発業務を担うことにより、自然保護官は許認可等の管理や調整、現地での調査や保護管理業務に専念できる。さらに、自然保護事務所と自然保護官事務所との間で応援態勢を構築することによって、有益かつ効率的な現地管理体制が確立される。

国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費  
328百万円(300百万円)

自然環境局国立公園課

### 1. 事業の概要

国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、国立公園等の管理のグレードアップを図るとともに、自然環境保全活動の推進を図る。

具体的には、

(1) 地域のニーズに対応したきめ細かな活動(地域密着型事業)

野生生物の保護・保全、 利用集中山岳地の保全・管理、 スノーモービル等の乗り入れ禁止地域の監視、 清掃困難地等における環境美化等

(2) 自然環境保全に係る政策的課題に広域的又は重点的に取り組む活動(広域・重点型事業)

外来種対策、 世界自然遺産登録地及び候補地における保全管理、ラムサール登録地及び候補地における保全管理の充実を図る。

(3) 自然と共生する地域づくりを支援する活動(地域再生・支援型事業)

観光立国及び景観法の対応としての景観形成、 エコツーリズム推進の支援に新たに取り組む。

### 2. 事業計画

平成13年度	49事業を実施	(1.9億円)
平成14年度	127事業を実施	(5.2億円)
平成15年度	70事業を実施	(1.5億円)
平成16年度	88事業を実施	(3.0億円)
平成17年度	92事業を実施予定	(3.3億円)

### 3. 施策の効果

上記事業の成果を得ることにより、国立公園の管理のグレードアップを図ると同時に、環境分野での新たな雇用の確保や地域の活性化、観光立国・良好な景観形成の実現に貢献。

事業費100百万円あたり、概ね4,000人日の雇用見込み。

# 国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業費

## 国立公園等の保安全管理上の諸問題

高山植物の盗採や高山蝶等の密猟があとをたたない  
外来動植物の侵入による自然生態系への影響が懸念  
山岳地や湖沼等での投棄物の処理に苦慮  
利用集中期のお花畑等への踏み込みがあとをたたない  
利用集中山岳地の登山道が荒廃  
人為による裸地や里地里山・人工林の放置による生物多様性の喪失  
野生動植物の生息・生育地への違法な車両の乗り入れがあとをたたない 等々

スノーモービル等乗り入れ禁止区域での指導



## 国立公園等の保安全管理グレードアップ

盗採・密猟の監視活動による貴重な動植物の保護  
外来種の除去・捕獲による健全な自然生態系の確保  
投棄物回収による自然の風景の維持  
過剰利用からの自然植生の保護  
利用集中山岳地における登山道のきめ細かな維持管理の実施  
森林の保全再生による生物多様性の保全と地球温暖化の防止  
違法な車両の監視活動による野生動植物の生息・生育環境の保全 等々

山頂での埋設ゴミの回収



## グリーンワーカー事業の実施

自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し事業を実施

(新) 国立公園自然風景地再生推進計画調査費 48百万円(0百万円)

自然環境局国立公園課

## 1. 事業の概要

- (1) 景観法の制定に見られるように、日本の美を再認識するとともに、地域ぐるみでの景観保全・形成の取組が重視されている。
- (2) 我が国を代表する傑出した自然の風景地である国立公園は、自然景観資源を保全しつつも、日本の美に接することにより感動を体験することができる場として期待が大きい。
- (3) しかし、時代の変化とともに自然景観資源が損なわれている例も少なくない。(例：展望のきかなくなった展望地、本来の景観を失った里地・里山、老朽化した施設、放置された廃屋等)
- (4) 本事業では、モデル地域において、地域と一体となって自然景観資源を見直し、当該地域の将来像を描きながら、景観再生を中心とした総合的な自然風景地再生推進計画を策定し、自然と共生する地域作りを支援する。

## 2. 事業計画

平成17年度	自然風景地再生モデル地区(3地区)選定 現況調査、課題の抽出
平成18年度	モデル地区における再生計画(案)策定
平成19年度	モデル地区におけるモデル事業の試験的实施・評価 モデル地区における再生計画策定

## 3. 施策の効果

モデル地区において自然風景地再生推進計画が策定され、その結果、当該地区における自然公園等事業、グリーンワーカー事業、地方自治体による地域振興に関する事業及び関係NPO並びに地域住民による活動の方針が定まり、風景地の再生が推進できる。

また、モデル地区における検討結果を踏まえ、全国的に同様の課題を抱える国立公園の自然風景地の再生を順次推進できる。

# 国立公園自然風景地再生推進計画調査費

## 自然景観資源の現状

展望がきかない展望地



本来の景観を失った里地・里山



老朽化施設

廃屋等・廃棄物の集積等

本来の魅力が喪失

## 国立公園自然風景地再生推進計画調査

- ◆ 自然景観資源の現況、利用者ニーズ等の調査
- ◆ 地域住民等の参画(意見交換会など) / 専門家による検討会

地域景観の演出

- ・ どう見せるか
- ・ どう楽しんでもらうか

## 自然風景地再生推進計画

自然景観資源の再生・活用

自然公園の活性化

きめ細やかな利用環境整備

国際化・バリアフリー化など

地域主体の管理体制

グリーンワーカー事業など



観光立国！ 地域再生！

魅力あふれる国立公園



(新) 温泉の適正利用の推進等に関する検討調査

40百万円( 0百万円)

自然環境局自然環境整備課

## 1. 事業の概要

温泉をめぐる諸問題を討議し、行政上の課題等の整理を行う「温泉の保護と利用に関する懇談会」の中間報告(平成16年6月)において、温泉に関する掲示内容のあり方や各温泉地の創意工夫による取組の促進等の諸課題が指摘されている。このため、以下の事業を実施し、温泉行政の推進に資する。

### (1) 温泉の適正掲示等の推進に関する検討

長野県白骨温泉における入浴剤添加問題など、温泉に関する国民の不信が高まっていることから、今年度の実態調査を踏まえ、さらに詳細な現地調査を実施し、適正な掲示のあり方、利用施設における温泉成分等の分析手法等について検討を行い、国民のニーズに的確に対応する。

### (2) 温泉地活性化推進モデル事業

市町村を中心に、泉質、景観、保養等の3タイプについて、各温泉地の特性を活かした魅力的な温泉地計画を策定し、温泉資源保護や景観づくり、人材育成等を行うモデル事業を実施し、温泉地の先駆的取組の促進を図る。

## 2. 事業計画

### (1) 温泉の適正掲示等の推進に関する検討(平成17年度～19年度)

- ・加水、加温、入浴剤添加など利用施設における詳細な調査を実施。
- ・利用施設の温泉成分分析手法等に関する知見等の収集・整理を実施。
- ・上記を踏まえ、基準改定等の基礎資料をとりまとめ。

### (2) 温泉地活性化推進モデル事業(平成17年度～19年度)

- ・計画策定と事業実施の2ヶ年計画を2回。(3タイプ×1地域×2回)

## 3. 施策の効果

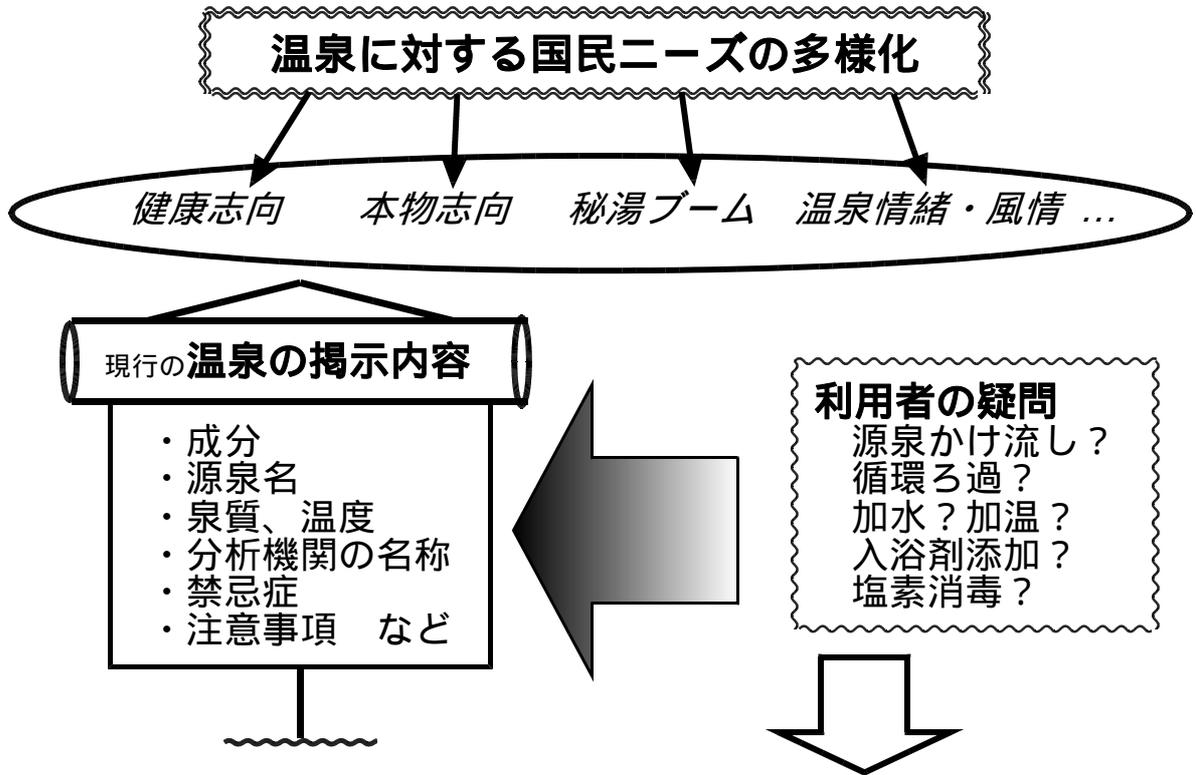
### (1) 温泉の適正掲示等の推進に関する検討

掲示項目等、温泉利用施設における温泉成分の分析手法、温泉飲用利用基準の改定を行い、温泉の適正利用の推進を図る。

### (2) 温泉地活性化推進モデル事業

優れた温泉地計画を策定し、温泉地の先駆的取組の促進を図り、その成果をとりまとめ、各地域における魅力ある温泉地づくりに活用する。

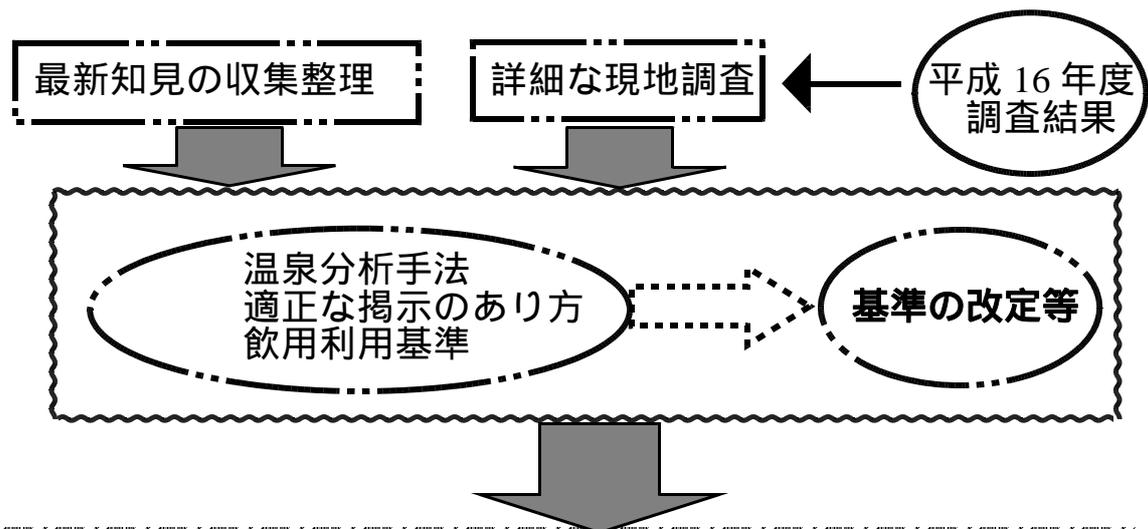
# 温泉の適正掲示等の推進に関する検討



温泉の保護と利用に関する懇談会 中間報告（平成16年6月）

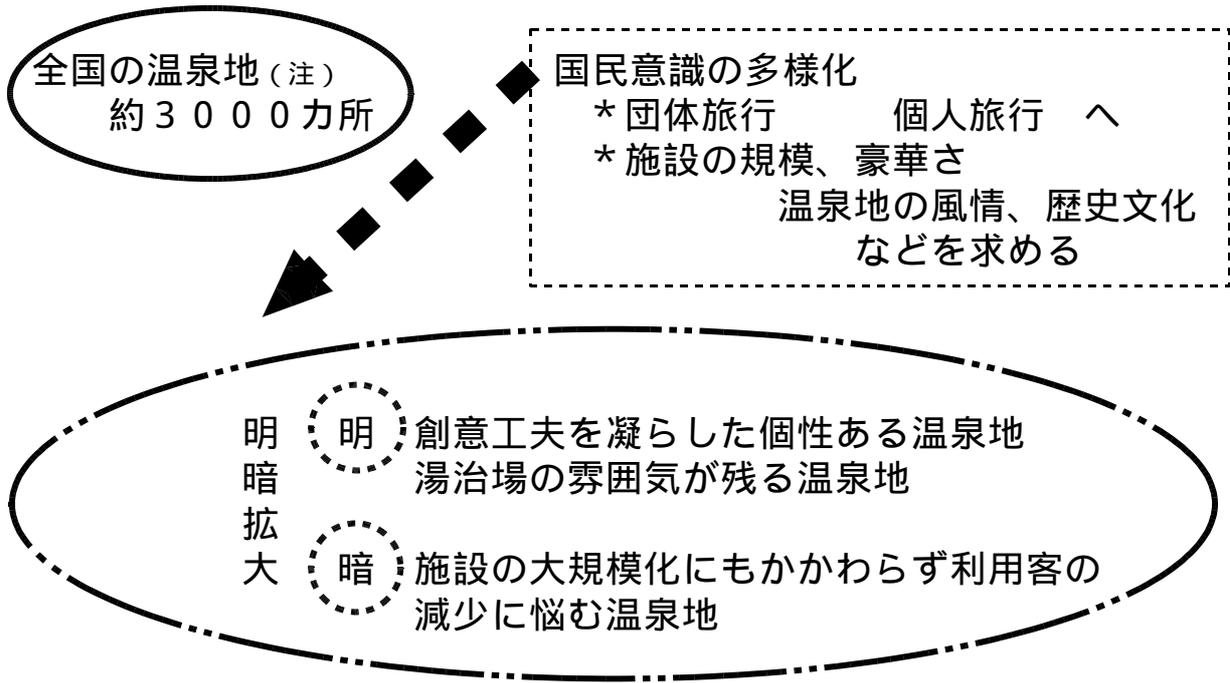
温泉の質や衛生面に対し国民の不安・不信が生じている。

国民が安全・安心して温泉を利用できるように、温泉利用の適正管理と情報提供を進める必要がある。

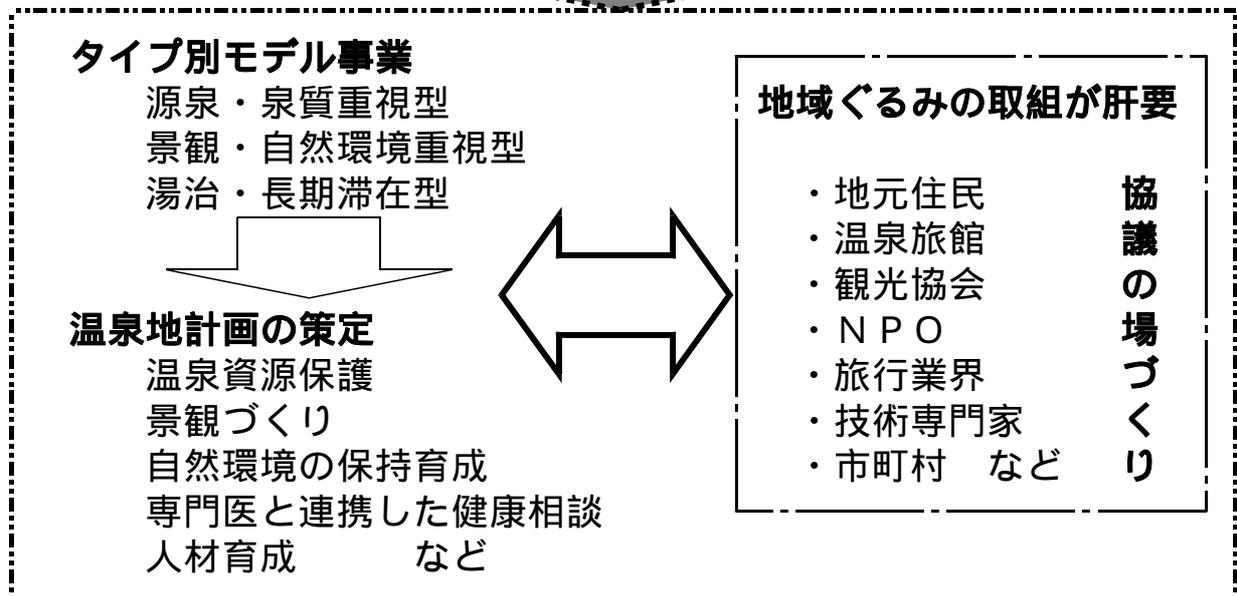


温泉の適正利用を推進し、利用者のニーズに的確に対応

# 温泉地活性化推進モデル事業



## 魅力ある温泉地づくりのために



## 温泉地の先進的取組の促進

(注) 温泉地数は、宿泊施設のある場所を計上。<環境省集計>

自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

(1) 外来生物対策の情報基盤整備

外来生物飼養等情報データベースシステムの開発と運用

外来生物法の施行に伴い、特定外来生物の飼養等許可・届出情報を管理するために必要な情報データベースシステムを開発し運用を開始する。

外来生物情報支援ネットワークの整備

外来生物問題に対する国民の理解増進を図るとともに、特定外来生物の指定や防除に適切に対応するため、法制度や手続情報、主要な外来生物の生態、各地の外来生物の存在状況や防除実例等、必要な情報をインターネット上で提供し、関係者間でやりとりできるネットワークを整備する。

(2) 外来生物対策の実施管理

特定外来生物等の選定、基準策定等の事務

専門の学識経験者等からの意見聴取などにより外来生物の関連情報を収集し、特定外来生物の選定や飼養等基準の策定等を円滑に行う。

飼養等の許可事務

外来生物法の施行に伴い発生する特定外来生物の飼養等許可や届出に対し、適切に対応できる事務処理体制を確保する。

水際での輸入管理事務

輸入業者や旅行者への普及啓発、任意放棄個体への対応等、特定外来生物等の輸入管理に関する適切な対応を図る。

2. 事業計画

(年度)

	15	16	17	18	19	
(1)外来生物対策の情報基盤整備						→
(2)外来生物対策の実施管理						→

3. 施策の効果

外来生物法の適切かつ効果的な運用と外来生物に係る普及啓発を通じ、特定外来生物の新たな逸出や不適法な輸入の防止を図り、外来生物による日本の生態系等に係る被害を防止する。

1. 事業の概要

(1) 特定外来生物防除直轄事業

以下の重点地域において、環境省直轄により防除事業を実施する。

奄美大島及び沖縄本島やんばる地域において、希少野生動物等を捕食するジャワマングースの10年以内の完全排除を目指し、集中的なワナの配置や移動抑制柵の設置など戦略的に防除事業を実施する。

西表島において、毒を持つオオヒキガエルの侵入を防止するためのモニタリング及び防除事業を実施する。

皇居外苑濠において、ブルーギル等外来魚の駆除及び調査捕獲を行う。

(2) 広域分布外来生物防除モデル事業

アライグマやカミツキガメ等、都道府県の区域を越えて広域に分布して被害を及ぼす外来生物について、種類及び生態系のタイプに応じて、地方公共団体と連携した防除のためのモデル事業を実施する。その成果を防除手法のマニュアルとしてとりまとめ、各地の防除に活用する。

2. 事業計画

(年度)

	15	16	17	18	19	
(1)特定外来生物防除直轄事業						
沖縄・奄美地方マングース防除	→					
西表島オオヒキガエル防除・モニタリング	→					
皇居外苑濠外来生物駆除			→			
(2)広域分布外来生物防除モデル事業			→			

3. 施策の効果

重点地域における集中的な防除の実施により、完全排除への道筋をつけるとともに、国や地方公共団体等、各主体の役割に応じた総合的・効果的な防除の推進方策を明らかにすることにより、外来生物による日本の生態系等に係る被害を低減し、被害の拡大防止を図る。

# 生物多様性国家戦略

## 外来生物法

### 特定外来生物

生態系等に被害を及ぼす、  
又は及ぼすおそれのある外  
来生物を政令指定

### 飼養・輸入等の規制

・主務大臣の許可を受けた場  
合を除き、輸入・飼養等の禁止  
・譲渡し等で届出必要

### 防除

国のほか、地方公共団体等の  
参加により総合的な防除を推進

国民の理解の増進、科学的知見の充実

## 外来生物対策の推進

### 1. 外来生物対策基盤整備・管理事業

#### 外来生物対策の情報基盤整備

特定外来生物の飼養等情報のデータベース  
システムの開発と運用

外来生物対策の知見や情報を国民・関係  
機関と共有するネットワークの整備

#### 外来生物対策の実施管理

特定外来生物の選定、飼養基準の策定

飼養等の許可・届出の受理等の事務

水際での輸入管理関係の事務

外来生物対策に必要な  
情報収集と提供等

施行に伴う許可届出や  
輸入管理業務の正確且つ  
迅速な対応

### 2. 特定外来生物防除等推進事業

(重要生態系重点地域)

#### 特定外来生物防除直轄事業

沖縄・奄美におけるマングースの集中防除

西表島におけるオオヒキガエルの防除と監視

皇居外苑壕におけるブルーギル等駆除

(広域分布、全国的な蔓延)

#### 広域分布外来生物防除モデル事業

アライグマやカミツキガメ等、広域に分布  
して被害を及ぼす外来生物について、地  
方公共団体と連携して、モデル事業を実  
施し防除手法を確立

国として防除  
の責務が発生

実効性の確保  
に連携が必須

都道府県等の参加に  
よる防除の促進

## 1. 事業の概要

## (1) 白神山地、屋久島（平成5年既登録地）

これまで世界自然遺産地域として必要な保全管理を進めてきたが、遺産地域の自然環境が許容し得る負荷を踏まえた利用のあり方を遺産地域内外を含めて確立していくべき時期にきている。このため白神山地では適切な保全地域のあり方、エコツーリズムを手段とする保全管理等を、屋久島では入込者の制限、利用者負担による施設維持管理の可能性等を検討する。

## (2) 知床（登録候補地）

知床の世界自然遺産登録については、来年7月に決定される見通しであり、入込者の増加による影響を未然に防ぐためにも、利用の実態を把握するとともに自然環境への影響評価を行い、遺産地域として適正な利用に誘導していくことが必要である。このため、適正利用計画の策定を目指し、自然環境や利用等の状況を把握・評価する手法の検討や、ワークショップ、インターネットを活用して各種情報や住民の関心等を共有化するための仕組みづくり等を行う。

## 2. 事業計画

## (1) 白神山地及び屋久島については、平成16～17年度

## (2) 知床については、平成17～21年度

	17	18	19	20	21
自然環境等の把握・評価手法、情報共有化の仕組みの検討	←	→			
自然環境等の把握・評価、適正利用のあり方の検討		←		→	
適正利用計画の策定			←	→	
ワークショップの実施	←	→			

## 3. 施策の効果

- ・過剰利用等による自然環境への影響の抑制により、適正利用を推進し、世界自然遺産としての価値を将来にわたって保全する。
- ・利用者負担による施設維持管理や各種情報・住民の関心等の共有化等、世界自然遺産地域の長期的な保全管理の仕組みを構築する。

# 世界自然遺産地域保全対策費

## 「白神山地」・「屋久島」

平成 5 年：我が国で最初の世界自然遺産として登録

## 「知床」

平成 17 年：世界自然遺産として登録予定

### < 世界遺産登録に伴う影響 >

- ・ 入込者数の増加による影響（白神山地、屋久島では 1.5 倍程度増加）
- ・ 登山者による踏圧、し尿等による水源地の汚染
- ・ 地域社会に対する社会的影響 等

**世界自然遺産地域だけではなく、周辺地域も含めた保全管理の確立が必要！**

## 世界自然遺産地域保全対策費

### 知床

- ・ ワークショップ やインターネットにより情報や住民の関心等の共有化
- ・ 上記を活用した保全管理方策の確立

### 白神山地

- ・ 世界遺産地域及びその周辺部における保全地域のあり方の検討
- ・ エコツーリズムによる保全管理方策の検証

### 屋久島

- ・ ワークショップ による島内の合意形成の推進
- ・ 入込者の制限による保全管理の検討
- ・ 利用者負担による施設維持管理の検討



(新)特定民有地買上事業費

69百万円(0百万円)

自然環境局総務課自然保護事務所管理指導室

## 1. 事業の概要

国立公園等のうち自然保護上特に重要な地域であって、民有地であるために、当該土地を買い取らない限り、私権との調整上厳正な保護が図れない地域を対象として、土地及びその上に存する立木を含めて国が直接買い上げるための事業。

[ 買上げ対象地域 ]

- (1) 国立公園 (特別保護地区、第1種特別地域)
- (2) 国指定鳥獣保護区(特別保護地区であって国内希少種の生息地)
- (3) 生息地等保護区 (管理地区)

## 2. 事業計画

平成17年度：国指定名蔵<sup>なくら</sup>アンパル鳥獣保護区名蔵<sup>なくら</sup>アンパル特別保護地区(沖縄県石垣市)の民有地買上

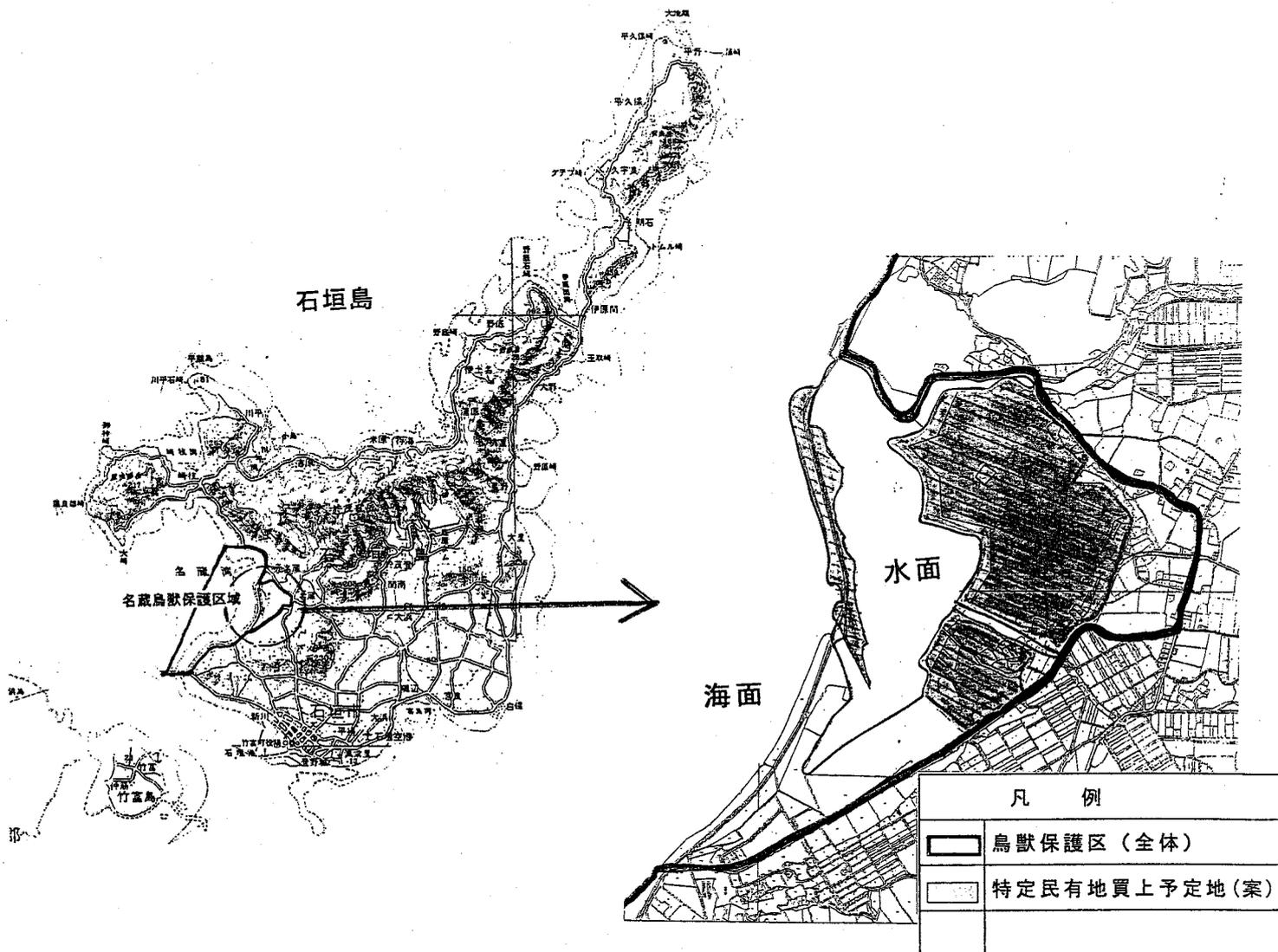
国指定名蔵アンパル鳥獣保護区は、マングローブ林をはじめ、干潟、海浜、海岸林が一体となった保護区である。水鳥類の渡りルート上に位置し、希少な水鳥類や希少猛禽類など多様な鳥類が生息することから、重要な保護区として、平成15年11月に国指定鳥獣保護区に指定され、内74haが特別保護地区に設定された。隣接している83haも平成16年11月に同特別保護地区に拡大予定であることから、本予算では、特別保護地区(拡大予定地を含む)157haのうち、公有水面を除く民有地93haを買い上げるための測量及び立木調査等を実施する。

なお、買上げ後、当該特別保護地区は、ラムサール条約に登録することを目指している。

## 3. 施策の効果

環境省所管地として適正に保護管理を行うことができる。

なぐら 名蔵アンパル鳥獣保護区 名蔵アンパル特別保護地区買上対象地域



保護区の特徴

1. 水鳥類の渡りルート上に位置し、シギ・チドリ類やカモ類の中継地、越冬地
2. 亜熱帯地域における典型的な湿地であるマングローブ林をはじめ、干潟、海浜、海岸林等変化に富んだ自然環境から成り、1,000ha程度のまとまった区域に、多様な鳥類が生息
3. セイタカシギ、クロツラヘラサギなど希少な水鳥類に加え、キンバト等の希少な森林性鳥類、さらにはカンムリワシ等の希少猛禽類など多様な希少鳥類が生息

## 1. 事業の概要

里地里山は、奥山地域と都市地域との中間に位置し、多様な動植物の生息空間として、生物多様性保全上重要な役割を担っている。しかし、近年の過疎化等による管理放棄、都市近郊での土地利用転換などにより、里地里山の消失や質の低下が顕在化しているため、行政、住民、NPO、専門家等との連携による里地里山保全再生のモデル事業を計画・実施するもの。

### (1) モデル事業地域の選定

全国の里地里山の生態系・地形・気候特性や、立地特性(都市に近いタイプ、中間タイプ、奥山に近いタイプ)を踏まえ、モデル事業地域4地域を選定した。(平成16年度)

### (2) 地域戦略の策定

地元自治体、住民、NPO、専門家、関係行政機関等と連携して、以下のような項目を内容とする里地里山保全再生の地域戦略を平成17年度に作成。

保全再生のための体制の確立(例:ワークショップ・協議会の設置等)

保全管理の実践、再生整備の実施(例:下草刈り、落ち葉かき等)

普及啓発・環境学習の実践(例:環境学習プログラムの実践等)

### (3) モデル事業の実施

上記地域戦略に基づき、関係省庁を含む各主体が連携して事業実施。

## 2. 事業計画

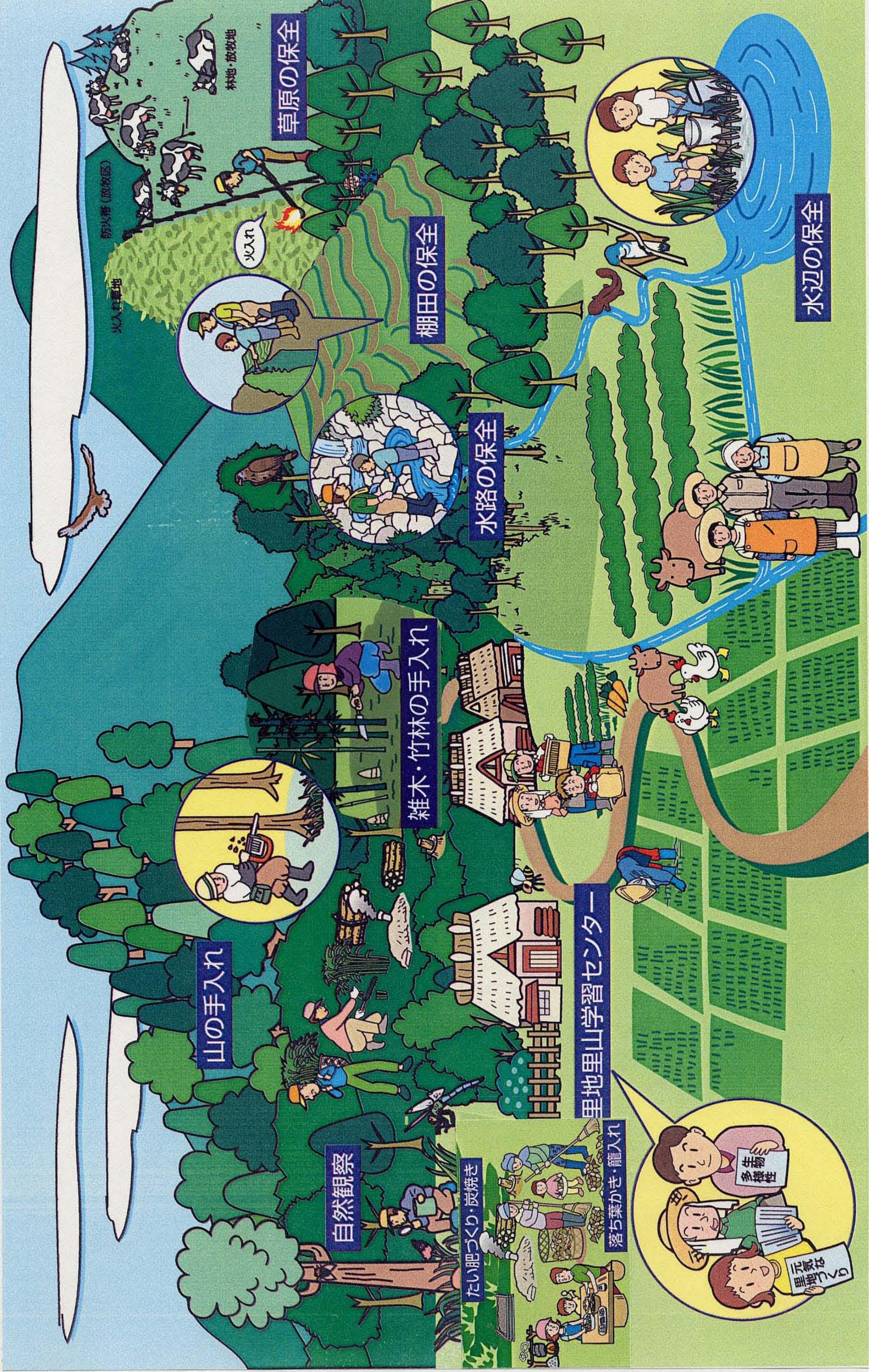
平成16・17年度 モデル地域において「地域戦略」を策定

平成18～20年度 モデル事業実施

## 3. 施策の効果

本事業を通じ、里地里山の保全・再生に取り組むための実践的手法や体制、里地里山の普及啓発・環境学習のあり方について具体的な検討を進める。

さらに、里地里山保全再生のモデル事業を全国に発信することにより、全国各地の様々な主体による里地里山保全活動を促進する。



山の手入れ

自然観察

たい肥づくり・炭焼き

落ち葉かき・籠入れ

里地里山学習センター

雑木・竹林の手入れ

水路の保全

棚田の保全

草原の保全

水辺の保全

火入直置地

防火帯(放牧区)

林地・放牧地



## 1. 事業の概要

我が国で79年ぶりに発生した高病原性鳥インフルエンザでは、身近な鳥である野生のカラスへの感染などにより、国民の不安が高まった。また、現在アジア地域に鳥インフルエンザウイルスが常在化しているとされるなど、新たな動物由来感染症の発生や、国内への広がりへの懸念がある。

野生鳥獣由来の感染症は、人への感染の不安や社会経済への影響のみならず、野生鳥獣間で蔓延した場合には生物多様性保全上の影響が懸念される。

しかし、これらの感染症が野生鳥獣の生息に及ぼす影響や野生鳥獣がどのような感染症を有しているか等、野生鳥獣と感染症との関係についての知見は極めて限られたものとなっている。また、専門家からは、国内での感染症の動向を把握するためにも、野鳥の感染症モニタリングの重要性が指摘されている。

このため、感染症に関する文献調査や海外における調査研究事例の収集解析などによる基礎的知見の充実を図るとともに、保護の必要性が高い希少種や渡り鳥を対象として感染症についてのモニタリングを実施する。

## 2. 事業計画

平成17～21年度(5カ年)：野生鳥獣感染症基盤情報整備

平成17～19年度(3カ年)：モニタリング調査の実施

(調査地選定～調査実施～とりまとめ)

平成20年度以降

：モニタリング調査の継続実施

## 3. 施策の効果

野生鳥獣に関する感染症の基礎的な知見の充実や渡り鳥等の感染症のモニタリングを通じて、希少種などの野生鳥獣の保護を図るとともに人畜の感染症予防・発生時対策に資する。

# 野生鳥獣感染症情報整備事業

鳥インフルエンザ、西ナイルウイルス・SARS等

野生鳥獣の感染症が社会問題化

ヒト・家畜への被害

野生鳥獣・生物多様性への影響のおそれ

基礎的な知見の充実が必要

野生鳥獣感染症基盤情報整備

継続的な感染症保有状況の把握(モニタリング)が必要

希少種・重要生息地モニタリング

渡り鳥モニタリング

・感染症に関する基礎的知見の充実

・わが国における野生鳥獣の感染症の監視

・野生生物保護対策への迅速・的確な対応

(新) 渡り鳥の飛来経路の解明事業費 101百万円( 0百万円)

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

## 1. 事業の概要

我が国で79年ぶりに発生した高病原性鳥インフルエンザについては、感染経路の究明において、渡り鳥がウイルスを運搬した可能性が指摘されている。一方、現在アジア地域には鳥インフルエンザウイルスが常在化しているとされるなど、新たな動物由来感染症の発生や、国内への広がりへの懸念があり、感染症の発生時において感染症発生国からの運搬の可能性を探るためにも、渡り鳥の飛来経路情報が求められている。

しかし、我が国に飛来する渡り鳥の経路解明には、人工衛星による追跡等による詳細経路は一部の希少種でしか解明されておらず、また、東南アジアなど渡りの相手国での調査体制が不十分という問題がある。

このため、アジア・太平洋地域において、渡り鳥を捕獲、送信機を装着して、人工衛星追跡等を行うことにより、渡り鳥の中継地、移動経路、移動先を把握するとともに、東南アジア地域において渡り鳥の飛来経路の調査体制の整備を支援する。

## 2. 事業計画

平成17～21年度(5ヵ年) 渡り鳥追跡等調査

平成17年度(単年度) 渡り鳥飛来経路諸外国の調査能力向上調査等

## 3. 施策の効果

我が国に飛来する渡り鳥の渡り経路の詳細を把握することや、東南アジアにおける渡り鳥の飛来経路の調査体制整備を支援することを通じて、動物由来感染症発生時の感染経路解明及び対策の検討に資する。

# 渡り鳥の飛来経路解明事業

高病原性  
鳥インフルエンザ発生

渡り鳥によるウイルス運搬の可能性

渡り鳥はどのように移動しているのか？

渡り鳥追跡等調査

- ・ 発信器装着による衛星追跡

東南アジア地域での渡り鳥  
飛来経路の調査能力の向上

- ・ 東南アジア地域の実態に応じた渡り鳥飛来経路の調査体制整備の支援。

渡り鳥経路の解明

— 感染症発生時の感染経路解明に寄与 —

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の概要

(1) 特定鳥獣保護管理計画実施状況調査

特定鳥獣保護管理計画の実施状況を把握するとともに、特定鳥獣保護管理計画をさらに効果的なものとするため、よりきめ細かな内容を含む下位計画の策定手法をまとめたマニュアルを作成する。

また、地域個体群の維持など、特定計画の目的推進を図るため、効率的なモニタリング手法を開発するとともに、モニタリング結果を実際の保護管理事業に活用するため、保護管理情報データベースを構築する。

(2) 鳥獣害性対策調査

特定の鳥獣に関して、食性・生息環境を調査し、害性及び被害防止措置を検討する。

(3) 捕獲鳥獣利用状況把握調査

捕獲物の残滓の山野における放置等を回避するため、捕獲されたイノシシ、シカの利用形態等を調査する。また、鉛弾等による鳥類への影響を回避するため、水鳥に対する鉛や化学物質による影響につき調査する。

2. 事業計画

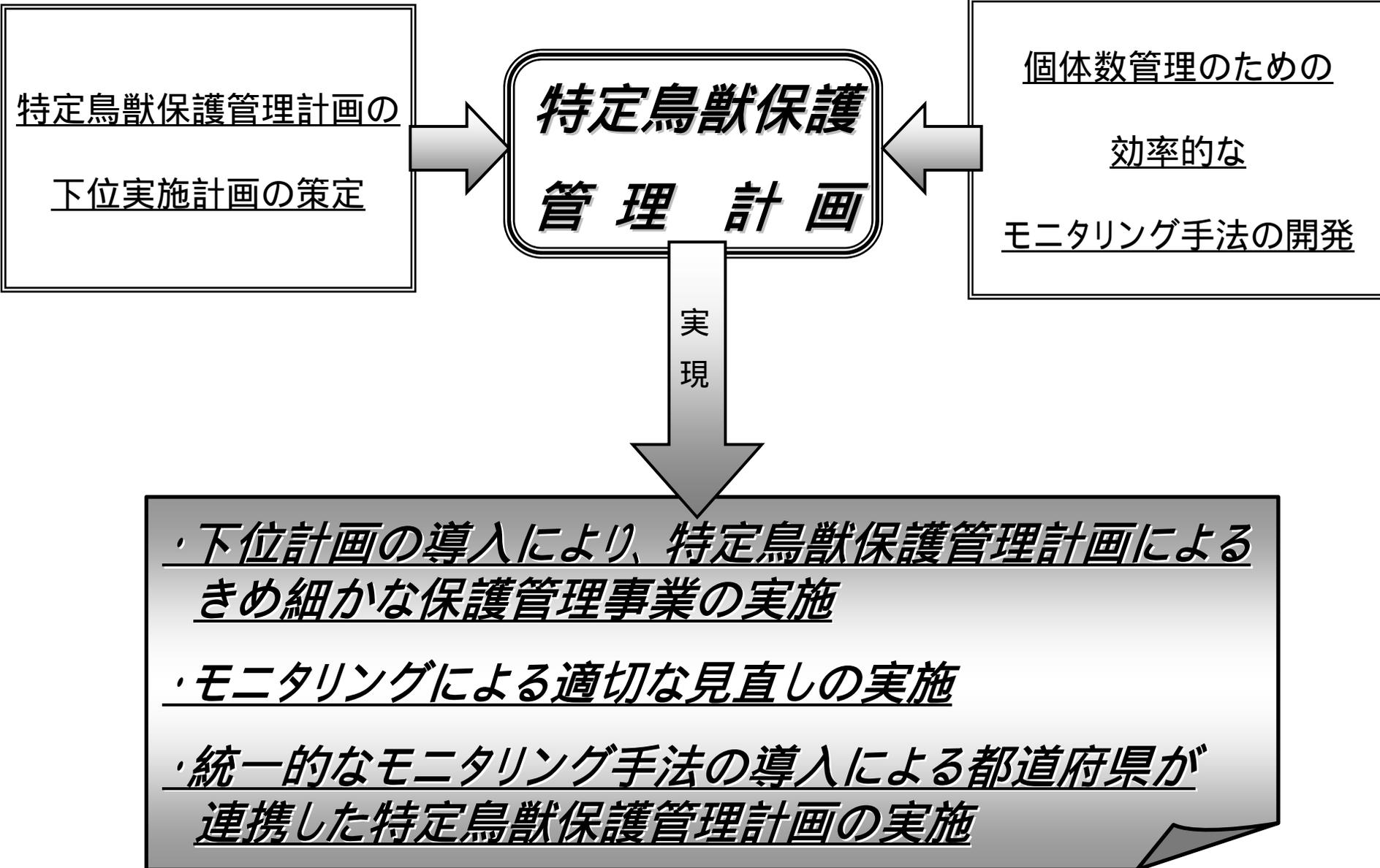
(年度)

	15	16	17	18	
(1)特定鳥獣保護管理計画実施状況調査					
ア.特定鳥獣保護管理計画実態調査					
イ.特定鳥獣保護管理計画実施状況モニタリング手法策定調査					
(2)鳥獣害性対策調査					
(3)捕獲鳥獣利用状況把握調査					
ア.捕獲鳥獣利用状況把握調査					
イ.鉛等影響実態把握調査					

3. 施策の効果

- (1) 特定計画の下位計画の導入や効率的なモニタリング手法の開発により、特定計画によるよりきめ細かな保護管理事業が可能となる。
- (2) 当該鳥獣の害性を明らかにすることにより、有効な被害防止措置が推進される。
- (3) 特定鳥獣の捕獲の促進による農林業被害の防止及び鳥類の鉛中毒被害の防止等が推進される。

# 特定鳥獣保護管理実態調査



(新)動物愛護管理制度強化対策費

30百万円( 0百万円)

自然環境局総務課動物愛護管理室

## 1. 事業の概要

近年、都市化や核家族化の進展などから、ペットが生活の伴侶(コンパニオンアニマル)として考えられるようになるなど、飼養動物の愛護管理の重要性について、社会的関心が高まってきている。

このようなペットブームを背景として、ペットショップにおける不適切な飼養保管・販売方法、飼育動物による危害・迷惑問題等、改正動物愛護管理法(平成11年)における附帯決議で更なる検討が必要とされている課題のほか、動物愛護管理を巡る新たな問題も発生している。

また、実験動物や産業動物についても、国際的な水準の愛護管理のあり方が求められるようになってきている。

このような状況を踏まえ、動物取扱業の施設・飼養保管・販売方法等、危険動物の飼養保管、多頭飼育に係る勧告、遺棄・虐待、実験動物・産業動物の飼養保管及び動物愛護推進員等に関する各基準等の策定や改訂を行う。

## 2. 事業計画

動物愛護管理制度の施行状況及び動物愛護管理の実態等に関する調査、海外の先進的事例の調査を行い、国際的な水準を見越した、よりわかりやすく実効性の高い基準等のあり方を検討し、各基準の策定又は改訂等を行う。

## 3. 施策の効果

国際的な水準を見越した実効性の高い基準等の確立による、人と動物との「より良い関係」の構築を推進する。

# 動物愛護管理制度強化対策費

## 現状と課題

- ・ペットショップ等における不適切な飼養保管・販売実態の存在
- ・飼育動物による危害・迷惑問題の発生
- ・所有者不明の放棄・逸走動物（危険動物を含む）の慢性的発生
- ・実験動物・産業動物の福祉の向上を求める声の高まり

（動物の愛護管理を取り巻く諸情勢）

- ・附則・附帯決議に基づく所要の措置の検討が必要
- ・新生物多様性国家戦略における動物取扱業の適正化等の指摘
- ・ペットブーム（1兆円市場）

## 改正・策定すべき基準等

動物取扱業の飼養保管基準  
危険動物の飼養保管ガイドライン  
多数の動物の飼養保管者に対する勧告のガイドライン  
遺棄及び虐待防止に関するガイドライン  
実験動物の飼養保管基準  
産業動物の飼養保管基準  
動物愛護推進員等に関するガイドライン  
動物の処分方法に関する指針

## 目標

人と動物との「より良い関係」の構築

## 自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費

4 3 5 百万円 ( 3 3 0 百万円 )

環境管理局自動車環境対策課

### 1 . 事業の概要

平成 1 3 年 6 月に自動車 NOx・PM 法が成立し、関係 8 都府県において自動車 NOx・PM 総量削減計画が作成され、各種施策を総合的に推進しているところである。

自動車 NOx・PM 法の推進に資するため、自動車交通による環境影響の評価のための基礎情報調査、NOx・PM の総量削減対策の進行管理、道路粉じん等による大気汚染実態の把握及び検討、使用過程車の NOx・PM の排出実態の把握及び検討、都市における交通と環境の調和を図る施策の在り方、局地的な高濃度汚染が見られる道路沿道地域の改善事業を引き続き実施する。

特に、自動車交通環境影響総合調査については、計画中間年総合調査として周辺 13 府県も含めた調査を実施する。また、目標年となる平成 22 年度において高濃度の予測される局地的な汚染箇所における対策の準備を強化するため、調査対象地点数を倍増させる (H16 : 2 箇所 H17 : 4 箇所)。

### 2 . 事業計画

項 目	H16	H17	H18	H19	H20以降
		総合調査			
自動車交通環境影響総合調査 (H14~) 2 4 2 百万円					→
改正法に対応した総量削減対策進行管理調査 (H14~) 2 6 百万円					→
移動発生源起因排出負荷等実態調査 (H15~) 1 5 百万円			→		
使用過程車 NOx・PM 低減対策調査 (H15~) 5 5 百万円			→		
都市と交通と環境の統合に向けた政策高度化調査 (H16~) 2 5 百万円			→		
局地における大気汚染改善事業 (H16~) 7 1 百万円				→	

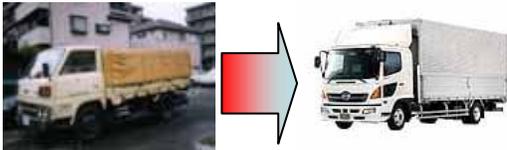
### 3 . 施策の効果

平成 1 7 年度の総量削減計画の中間点検に反映させ、新たな施策の必要性について検討するとともに、目標としている平成 2 2 年度における二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成を図る。

# 自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費

## 自動車NO<sub>x</sub>・PM法

国：車種規制（新車への代替）



自治体：総量削減計画



事業者：自動車使用管理計画



ア 自動車総合調査

流入実態の把握

イ 進行管理調査

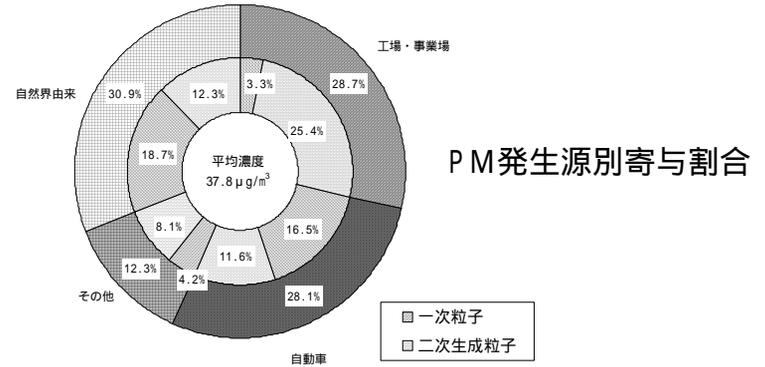
キ 事業者モデル事業

16年度終了

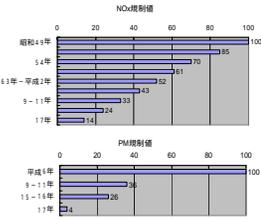
平成17年度中間点検

必要に応じ自動車NO<sub>x</sub>・PM法の見直し

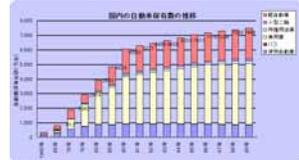
## 法措置外



道路粉じん実態把握



自動車排ガス量



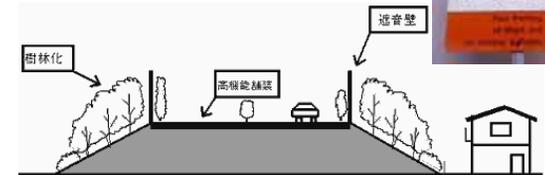
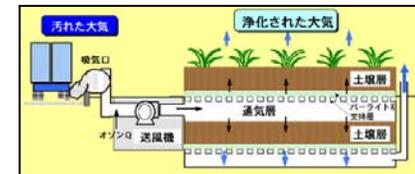
自動車交通量

ウ 移動発生源実態調査

エ 使用過程車調査

オ 政策高度化調査

カ 局地改善事業



(新) 揮発性有機化合物(VOC)対策費 310百万円( 0百万円)

環境管理局大気環境課

### 1. 事業の概要

VOC環境濃度等の把握、対策推進のための支援措置、VOC削減に係る普及啓発、科学的知見の充実及び削減目標に向けての進捗状況、レビューのあり方の検討の各事業を実施する。

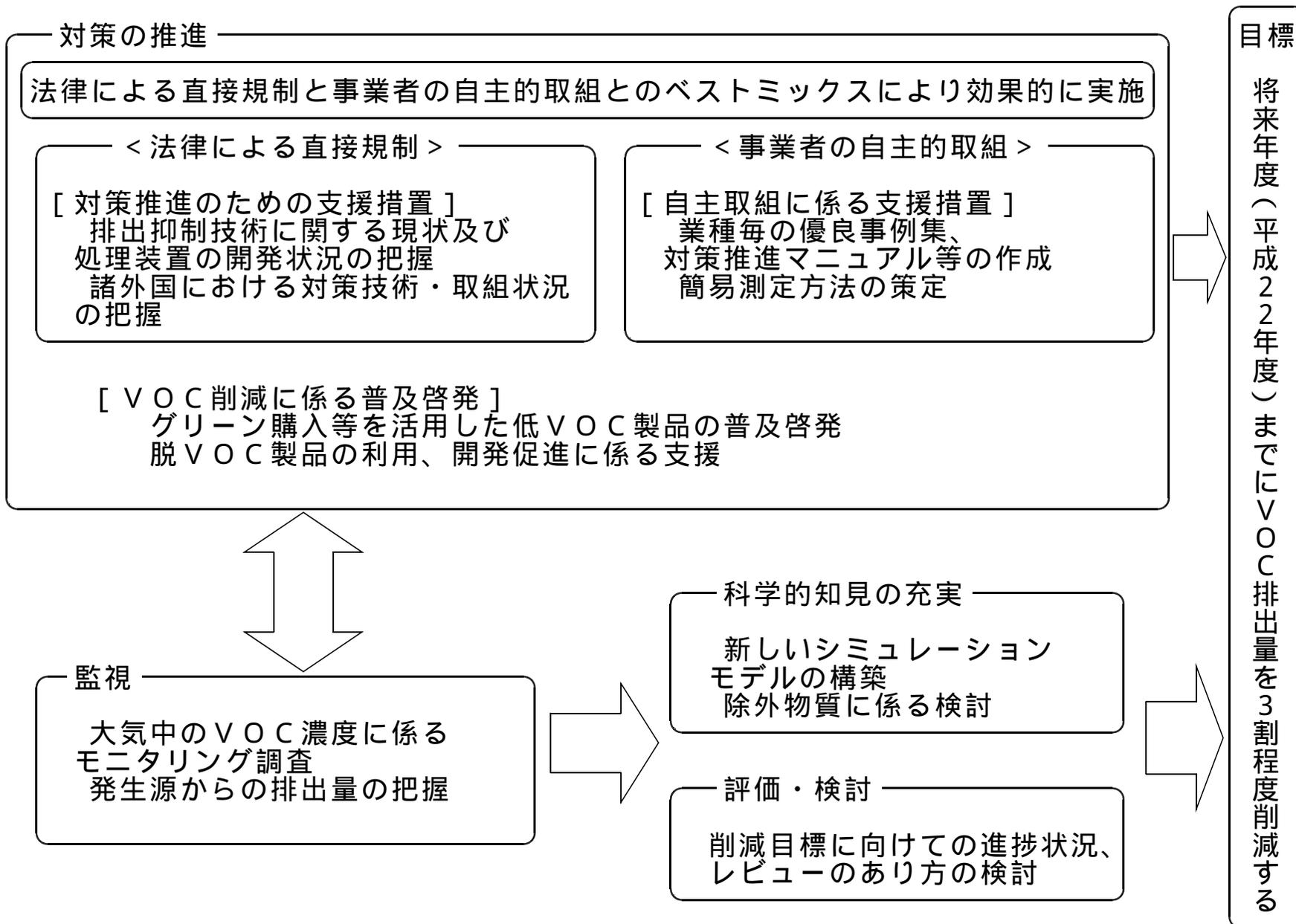
### 2. 事業計画

実施事業	17年度	18年度以降
1. VOC環境濃度等の把握 (193百万円) ・大気中のVOC濃度に係るモニタリング調査 ・発生源からのVOC排出量の把握	●————→	————→
2. 対策推進のための支援措置 (39百万円) (1) 対策技術に関する調査 ・処理装置の開発状況等に関する現状の把握 ・諸外国における対策技術、取組等に係る調査 (2) 自主的取組の推進に係る支援 ・業種毎の優良対策事例集、対策推進マニュアル等の作成等 ・VOC簡易測定方法の開発	●————→ ●——●	————→ ————●
3. VOC削減に係る普及啓発 (17百万円) ・グリーン購入等を活用した低VOC製品の普及啓発 ・脱VOC製品の利用、開発促進に係る支援	●————→	————→
4. 科学的知見の充実 (58百万円) ・対象外物質等に係る検討 ・新しいシミュレーションモデルの構築	●————→ ●————→	————→
5. 削減目標に向けての進捗状況、レビューのあり方の検討 (3百万円)	●——●	

### 3. 施策の効果

平成16年5月一部改正された大気汚染防止法に基づき上記の事業を実施することにより、揮発性有機化合物の排出抑制対策を効果的に進め、もって平成22年度までにVOCの排出量を3割程度削減する当初目標の達成を図る。

# 揮発性有機化合物（VOC）対策の概要



環境管理局大気環境課

## 1. 事業の概要

- (1) 広域的な花粉観測予測体制を構築するために、関東、関西、中部地域に引き続き、新たに中国・九州地域を対象として観測体制を整備する。  
(環境省直轄事業として実施)

具体的には、中国・九州地域の山間部における花粉発生状況と都市部における花粉飛散状況を常時把握するために、花粉自動計測器(合計26台)を設置する。

- (2) 花粉症患者に対して適切な情報を提供するために、都市部の花粉の飛散データと山間部の花粉の飛散データをリアルタイムで収集し、気象データと合わせた花粉飛散予測のシステムを開発してきたが、その本格運用を開始する。

## 2. 事業計画

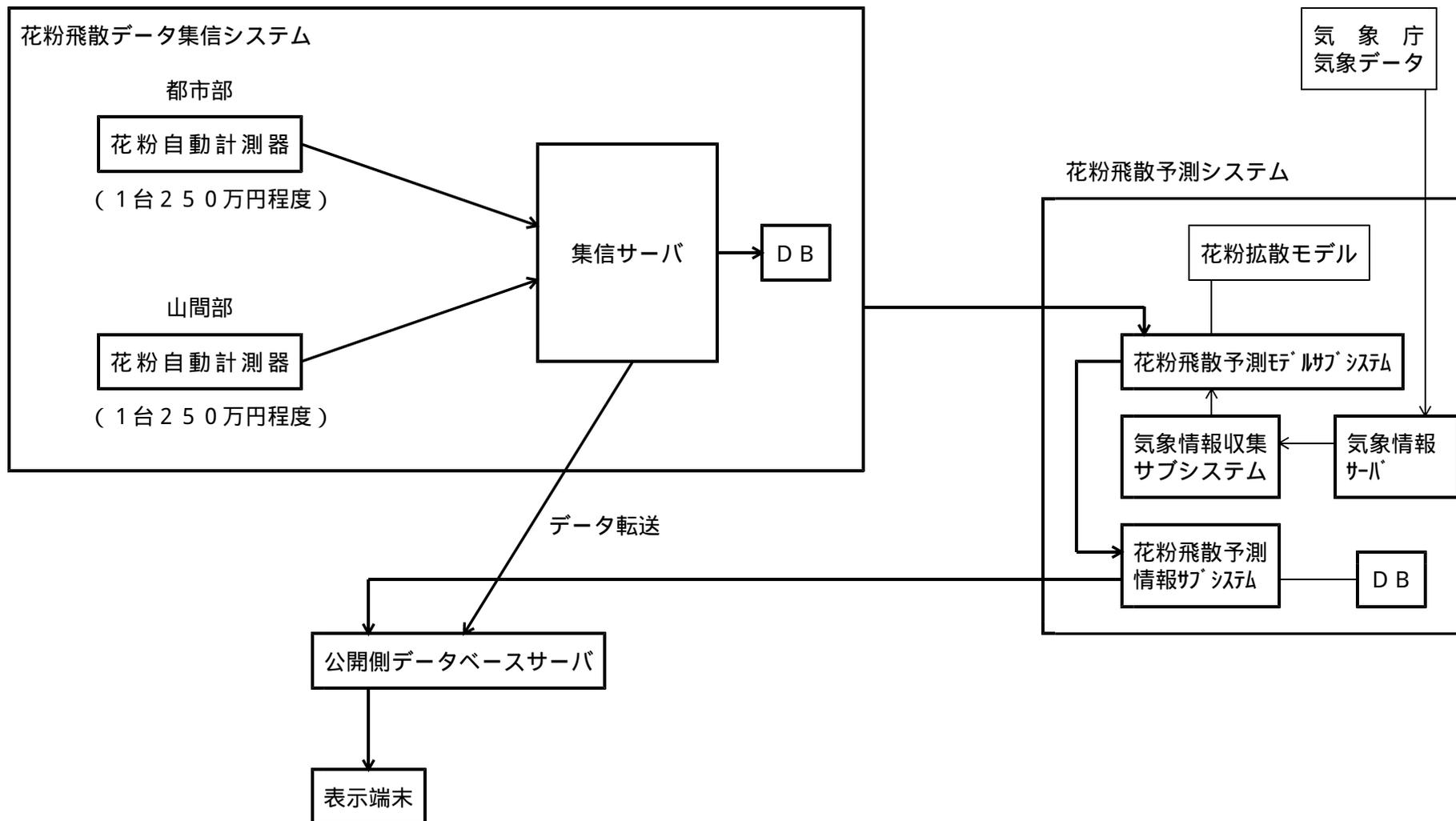
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
都市部における花粉自動計測器の設置	(関東地域)	(関西地域)	(中部地域)	(中国・九州地域)	(四国・東北・北海道)	→
山間部における花粉自動計測器の設置	(関東地域)	(関西地域)	(中部地域)	(中国・九州地域)	(四国・東北・北海道)	→
花粉予測システムの構築		→				
試験運用			→			
本格運用						→

## 3. 施策の効果

花粉自動測定器を広域的に配備し花粉飛散データを収集することにより、大気汚染物質と花粉及び花粉症との関連性を探るためのデータを蓄積する。

また、これらのデータを基に花粉予測体制の構築を図り、ホームページ等で情報提供することにより、国民の健康保持に資する。

# 花粉観測・予測システム概念図



### 1. 事業の概要

平成16年3月のヒートアイランド対策大綱の策定を受けて、ヒートアイランド対策に係る施策の一層の推進を図るため下記の事業を実施する。

ヒートアイランド現象による環境影響の調査継続、広域測定の継続実施  
(首都圏、近畿・中部地域)

(平成17年度からの新規事業内容)

対策技術データ集の整備、未実証技術の検証

都市緑地を活用した地域の熱環境改善構想の検討(モデル:新宿御苑とその周辺)

大都市(東京、大阪)のオフィス街をモデル地区とした効率的エネルギー管理等の推進事業

### 2. 事業計画

	H15	H16	H17	H18
環境影響の調査・広域測定の継続 <41百万円>				
対策技術データ集整備、未実証技術の検証 <15百万円>				
都市緑地を活用した地域の熱環境改善構想の検討 <3百万円>				
大都市(東京、大阪)のオフィス街をモデル地区とした効率的エネルギー管理等の推進事業 <20百万円>				

### 3. 施策の効果

ヒートアイランド現象およびその対策については、現段階では定量的な評価が困難である。本調査によって、定量的な施策目標を作成・実行するための影響指標や評価手法を検討し、ヒートアイランド対策の整備を進める。

# ヒートアイランド対策に関する調査

## 現状

平均気温の長期的な上昇傾向

- ・ 中小都市年平均 約 1.0 上昇
- ・ 大都市年平均 約 2~ 3 上昇



## 影響

- ・ 熱帯夜の増加
- ・ 昼間の高温化と熱中症の増加
- ・ 冷房用電力消費の増大

### 環境影響の評価・広域測定の実施

人、生物、大気環境への影響調査  
環境影響指標の作成  
因果関係や現象のメカニズムの一層の解明

首都圏・近畿・中部地域での広域測定

### 地域熱環境改善

都市緑地を活用した地域の熱環境改善構想を検討・作成  
(モデル：新宿御苑とその周辺)

### 大綱のフォローアップ

国内外シンポジウム

### 大都市オフィス街のエネルギー管理推進事業

東京、大阪のオフィス街において

- ・ エネルギー消費量削減による人工排熱の低減
- ・ 地区の気温上昇を抑制する効果がある地表面被覆の改善

など適用可能な施策の調査検討、及び効果の総合的評価

### 対策技術の評価

既存・新技術のデータ集整備・評価  
未実証技術の検証

### 率先実行事業検討

環境省が率先して行うべき所管建物・公園のヒートアイランド対策事業検討

# ヒートアイランド対策の総合的推進

### 1. 事業の概要

湖沼の水質を改善し、豊かな水環境を回復するためには、水質浄化に向けた住民のより積極的な運動を喚起し、住民と行政が一体となった諸施策を講じる必要がある。

このため、モデルとなる地域を5湖沼流域から選定し、以下の事業を推進する。

(1)住民の湖沼への関心を喚起し、活動を支援するウェブサイトを整備。

地域の生活排水や農業排水も含め、湖沼に流入する汚濁源等の情報を地図上にプロットするなどして、分かりやすく提供。

住民が活動状況や湖沼の生き物・水質の状況をインプットする等、双方向の情報交流システムを整備。

(2)湖沼環境を再生する事業を推進。

<事業メニュー>

有害魚を捕獲すること等による湖水中の栄養塩(窒素・燐)の除去(各湖沼で必須)

ホタル・トンボなどの保護・育成活動を通じた環境教育や、清らかな湖水や水草を愛でるエコツーリズム等の企画運営等(選択、または、この他の独自の取組)

### 2. 事業計画

	H17	H18	H19
いきづく湖沼ふれあいウェブサイト			
いきづく湖沼再生事業			

### 3. 施策の効果

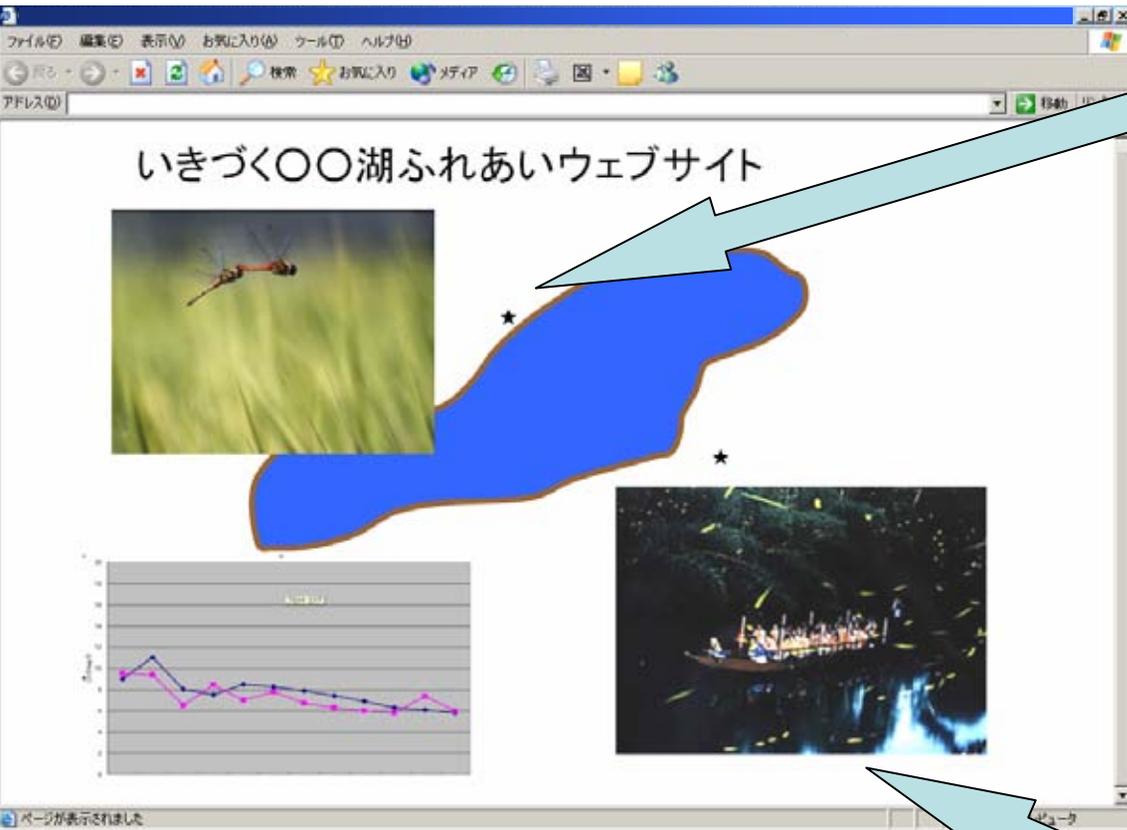
より身近な水辺としての湖沼への関心を喚起することにより、地域住民等が一体となった湖沼環境の保全活動を推進し、豊かな水環境の回復を図るものである。

# いきづく湖沼ふれあいウェブサイト

トンボを見つけました。



住民



ホタルを観る会を  
開催しました。



現地から携帯電話等による  
撮影画像等の送受信



団体

市役所、県、国など

CODが  
下がりました。

入力



# 有害魚の除去等による湖水の浄化



例)多食性有害魚

食べる

食べる

例)ミジンコ

吸収

例)アオコ

窒素・燐の流入 → 水質汚濁

湖水の浄化



窒素・燐の除去



多食性有害魚の  
除去



在来種は湖内へ返す



健全な生態系の回復

水環境部水環境管理課

## 1. 事業の概要

湖沼環境の保全については、湖沼水質保全特別措置法に基づいて、各種の対策を講じてきたところであり、水質汚濁負荷量が削減されているなど一定程度の効果は認められる。しかしながら、湖沼への流入負荷割合の多い非特定汚染源等への対策について、十分な進展が見られなかったことなどもあり、湖沼の水質環境基準の達成状況は依然として芳しくない状況にある。

このため、非特定汚染源対策等のガイドラインの策定など、湖沼流入負荷削減対策の強化を図り、湖沼水質の改善を図るものである。

## 非特定汚染源対策の推進

農地や市街地等の非特定汚染源への対策について、汚濁負荷量の発生源単位ごとの正確な把握を行うとともに、費用対効果分析に基づくより効果的な施策を検討し、対策促進のためのガイドラインを作成する。

## 未規制・小規模事業場等排水管理施策の検討

ドライヴイン等の未規制・小規模事業場等の排出実態調査を実施し、効果的な排水管理手法の検討や排水処理技術の導入指針等の作成を行う。

## 生活排水等処理水準向上方策検討

窒素・燐を除去する高度処理技術の導入の費用対効果等、生活排水の処理水準の向上のための調査検討を行う。

## 2. 事業計画

	H15	H16	H17	H18	H19
非特定汚染源対策の推進					
未規制・小規模事業場等排水管理施策検討					
生活排水等処理水準向上方策検討					

## 3. 施策の効果

各種汚濁源に、より効果的な湖沼流入負荷削減対策の導入に関する指針をとりまとめること等により、湖沼水質保全対策の一層の推進を図る。

# 湖沼に流入する負荷の削減対策

未規制・小規模事業場



負荷流入

非特定汚染源



費用対効果を踏まえた  
ガイドラインの策定

排出実態等の詳細な調査



排水処理技術の導入指針

写真提供: 滋賀県

高度処理による窒素・りん除去 等



生活排水

(新) 硝酸性窒素重点地域対策モデル事業 21百万円( 0百万円)

水環境部土壤環境課地下水・地盤環境室

### 1. 事業の概要

平成11年に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が地下水の水質汚濁に係る環境基準項目に追加されたが、環境基準の超過率は依然として高い状況にある。このため、健康被害の未然防止の観点から、環境基準を超過しており、かつ、代替水源が存在しない地域を中心に、早急に対策を講じる必要がある。

硝酸性窒素による地下水汚染は、施肥、生活排水、家畜排泄物等、汚染原因が多岐に渡ることから、地域の実情に応じた効果的な対策を講じることが重要である。これまで、硝酸性窒素による地下水汚染の調査手法、対策手法、浄化技術の基礎は概ね確立してきており、今後はこれらの手法を環境基準の超過地域に重点的に適用していくための仕組が必要である。

本事業では、硝酸性窒素の環境基準を大きく超過しており、地下水の飲用率が高いモデル地域において、関係省庁との連携を図りながら、上水道への早期転換、恒久的な窒素負荷低減対策（施肥対策、生活排水対策、家畜排泄物対策等）、浄化対策等を推進するため、地域を指定して重点的に硝酸性窒素対策を実施するための制度的な仕組について検討する。

### 2. 事業計画

	H17	H18	H19
モデル地域の選定			
汚染状況調査の実施			
重点的対策の検討			
海外の地域指定制度に関する調査			
地域指定制度の検討			

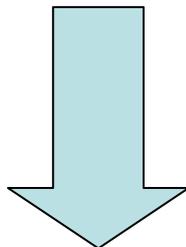
### 3. 施策の効果

硝酸性窒素対策による地下水汚染に対し、各々の地域の実情に応じた負荷低減対策や浄化対策等を促進するための制度のあり方を検討することにより、重点的に汚染を解消する仕組を確立する。

# 硝酸性窒素対策に関する地域指定制度のイメージ

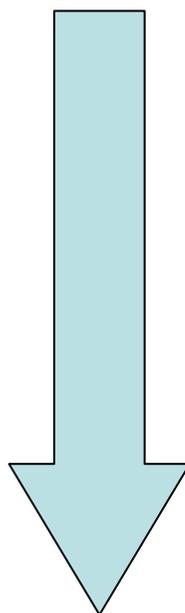
## 硝酸性窒素対策重点地域の指定

汚染状況調査  
汚染機構解明  
地域協議会の設置



## 硝酸性窒素対策重点推進計画の策定

窒素負荷低減対策  
・施肥対策  
・生活排水対策  
・家畜排泄物対策 等  
地下水浄化対策  
飲用対策  
地域住民の参画による取組  
・啓発活動  
・地域内窒素流通の促進



## 硝酸性窒素対策重点推進計画の実施・フォローアップ

### 1. 事業の概要

農用地土壤汚染防止法のカドミウムに係る土壤汚染対策地域の指定要件は、食品衛生法の基準値を基として、1.0mg/kg 以上のカドミウムを含む玄米が生産されるおそれがある地域と定められている。

一方、現在、国内外において食品中のカドミウムの基準値強化の検討が進められていることから、これに対応するための農用地土壤汚染対策地域の指定要件の見直し、新基準を達成するための新技術の環境影響などについて調査検討し、新たな農用地土壤汚染対策の確立を図るものである。

#### (1) 土壤汚染対策地域指定要件検討調査

- ・土壤のカドミウム濃度に関するデータの整理・解析
- ・米及び米以外の農作物に関する指定要件の検討・調査

#### (2) 新技術環境影響評価実証調査

- ・実用化段階及び実用化直前技術の環境影響評価実証調査
- ・土壤汚染対策計画へのメニュー導入の検討

#### (3) 農用地土壤汚染対策確立調査

- ・新たな食品基準に対応した農用地土壤汚染防止対策を確立するための検討・調査

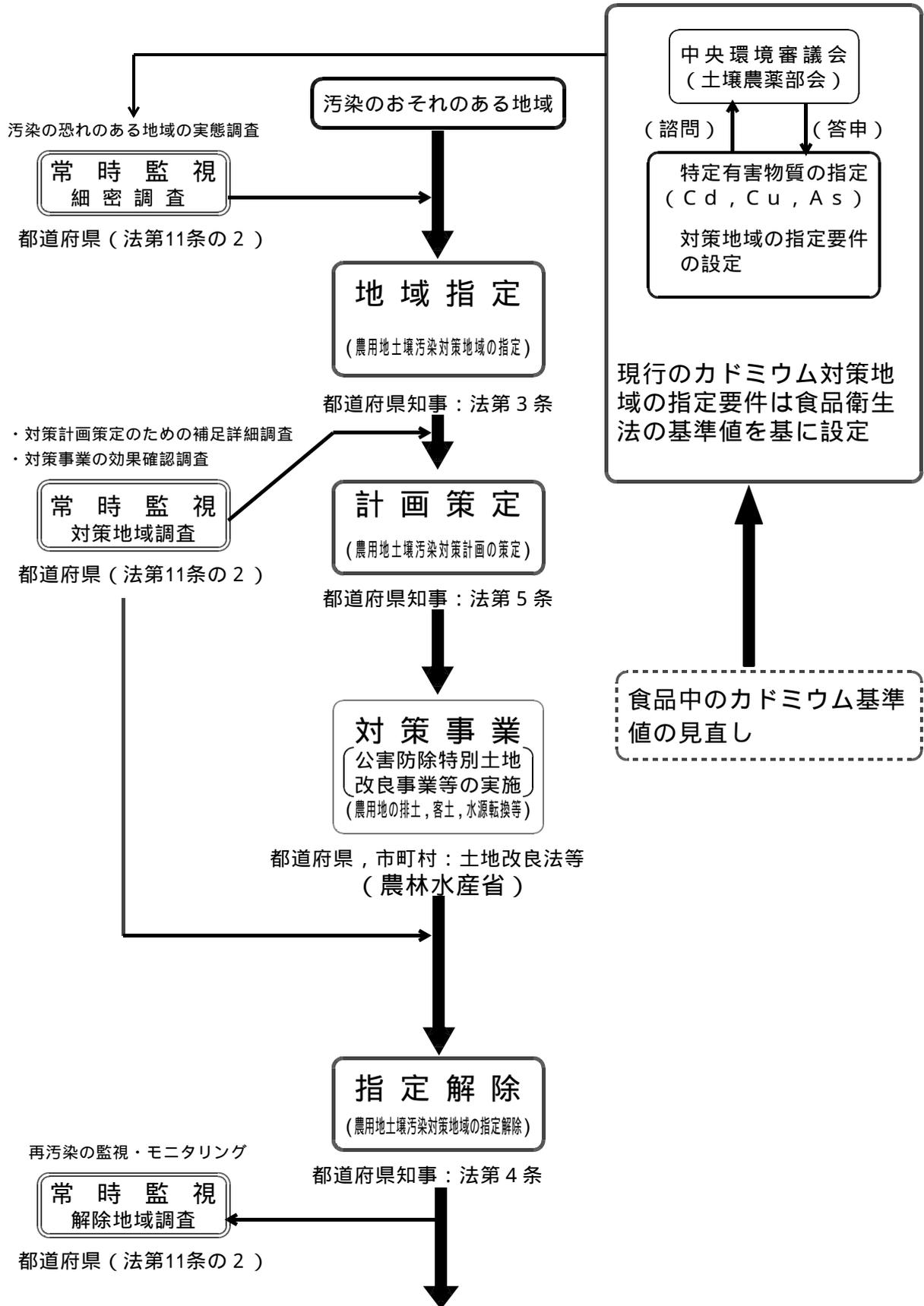
### 2. 事業計画

	H 1 7	H 1 8
(1)土壤汚染対策地域指定要件検討調査	←→	←→
(2)新技術環境影響評価実証調査	←→	←→
(3)農用地土壤汚染対策確立調査	←→	←→

### 3. 施策の効果

食品中のカドミウムの基準値見直しに対して的確に対応した農用地土壤汚染対策地域の指定要件の見直し、新基準を達成するための新技術の環境影響などについて調査検討し、新たな農用地土壤汚染対策の確立とその推進を図る。

# 食品基準見直し後の措置体系



### 1. 事業の概要

射撃場及びその周辺において、射撃場で使用される鉛弾が原因となった土壤及び水質の汚染が発見され、各々の射撃場において調査・対策が独自に行われているが、未だ統一的な調査及び対策手法は確立されていない。

このため、関係省庁と連携して、射撃場における土壤及び水質の汚染の実態の把握、鉛弾の散乱等の状況調査を実施し、射撃場に係る土壤及び水質の調査方法、汚染対策方法及び汚染の未然防止方法についてガイドラインを作成する。

#### (1) 射撃場汚染実態調査

- ・鉛汚染による土壤及び水質の実態調査
- ・鉛弾の散乱、腐蝕等の状況調査
- ・現に行われている土壤・水質調査の方法、汚染土壌対策の方法、汚染の未然防止方法に係る情報収集

#### (2) 射撃場における土壤・水質調査方法等の検討

- ・射撃場の実態に即した土壤及び水質の調査方法、汚染土壌対策方法、汚染の未然防止方法についての検討及びガイドラインの作成

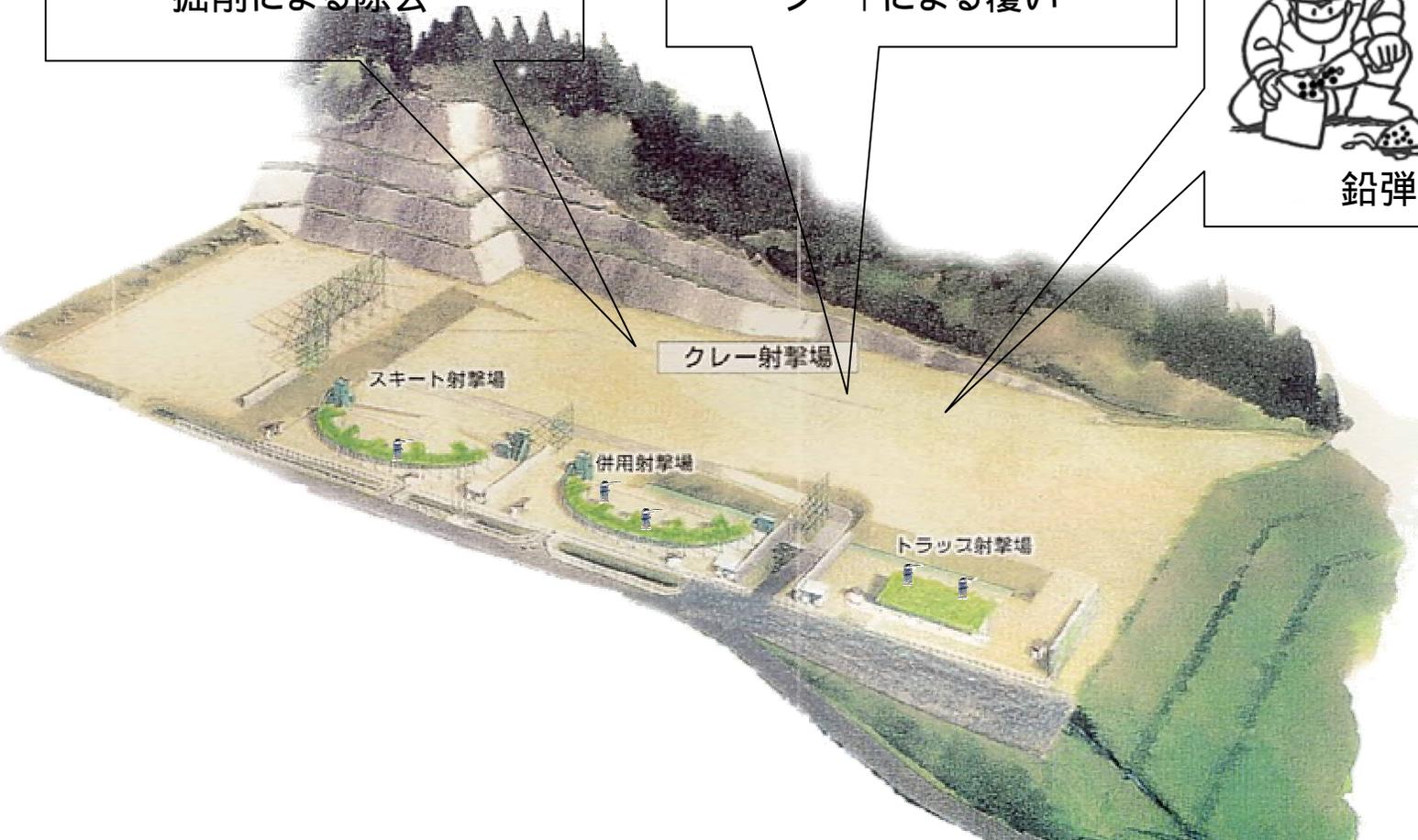
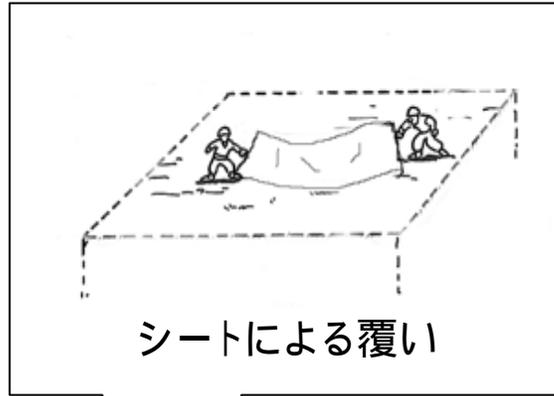
### 2. 事業計画

	H 1 7	H 1 8
1. 射撃場汚染実態調査		
(1) 土壤調査	←→	←→
(2) 水質調査	←→	←→
(3) 鉛弾散乱等状況調査	←→	←→
2. 射撃場土壤・水質調査方法等の検討	←→	←→
3. ガイドラインの検討・作成	←→	←→

### 3. 施策の効果

関係省庁と連携し、射撃場に係る土壤及び水質の調査方法、汚染対策方法及び汚染の未然防止方法についてガイドラインを作成することにより、土壤汚染対策の一層の推進を図る。

# 射撃場における鉛汚染対策の現状



化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費

952百万円(622百万円)

環境保健部環境安全課

## 1. 事業の概要

今日の化学物質による環境問題は、大気、水等の複数の媒体を経由して、微量ではあるものの多種の化学物質に暴露するという特徴を持っており、これによる人や生態系に対する多様な影響が懸念されている。

このような問題に対応するためには、化学物質の暴露量を評価し、併せて、有害性を評価することにより環境リスク（化学物質による人の健康や生態系に与える影響を生じさせるおそれ）を算出し、リスク管理をしていくことが必要不可欠となっている。

本事業は、この一連の流れの中で、暴露量の評価の基礎データである環境中の化学物質の残留実態の把握等を行うものとして、昭和49年から実施している。

しかしながら、現状では、化審法、化管法（PRTR法）等を効果的に運用するために必要とされるデータの供給が充分に行えない状況となっている。

一方、内分泌攪乱化学物質に係る実態調査についても、本事業の中で併せて実施することにより、その結果が他制度へ広範に活用されることが期待できる。

このため、本事業の体系を見直しつつ拡充し、化学物質の環境残留データの整備を加速する。

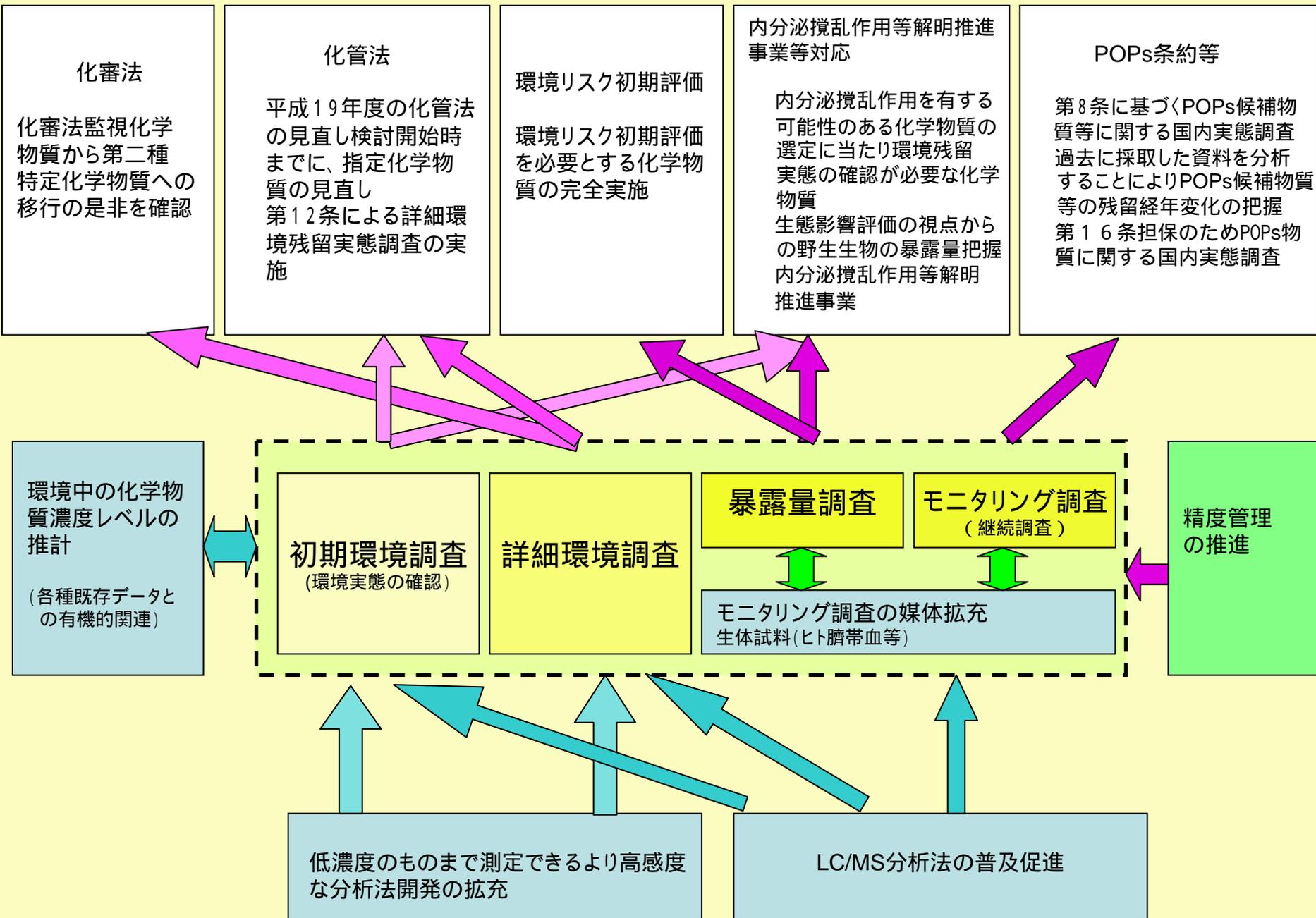
## 2. 事業計画

化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費〔昭和49年度から継続（平成17年度からは事業を再構築して実施）〕

## 3. 施策の効果

本事業を拡充し、体系的に実施することによって、本年4月に施行された改正化審法による第2種特定化学物質の追加指定や、平成19年度の化管法（PRTR法）の見直しに向けた化学物質の環境残留状況の計画的な把握等が可能となり、各種化学物質対策関連法制度・施策の的確な推進に込えられる。

# 化学物質環境実態調査と各種化学物質対策との連携



## 1. 事業の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）公布時に製造・輸入されていた物質（既存化学物質）については、従来から国により安全性点検を進めてきたが、国際的な役割分担や官民の連携を図りつつ、安全性点検を一層促進することが必要となっている。

このため、既存化学物質の生態毒性に係る点検を進めるため、既存の文献等から毒性情報を収集・整理するとともに、文献情報が得られない物質については優先度の高い物質から順に生態毒性試験を実施する。

また、約2万物質にのぼる既存化学物質の全てについて多大なコストと時間を要する生態毒性試験を実施することは非効率的かつ非現実的であることから、信頼性の高い簡易な生態毒性推計手法を開発し、優先的に生態毒性試験を実施すべき物質の選定、生産量の少ない物質の評価等に活用することにより、既存点検の一層の効率化を図る。

## 2. 事業計画

既存化学物質の生態毒性等に関する文献情報を収集・整理する。

文献情報が得られない既存化学物質について、優先順位の高いものから毎年26物質ずつ生態毒性試験を実施する。

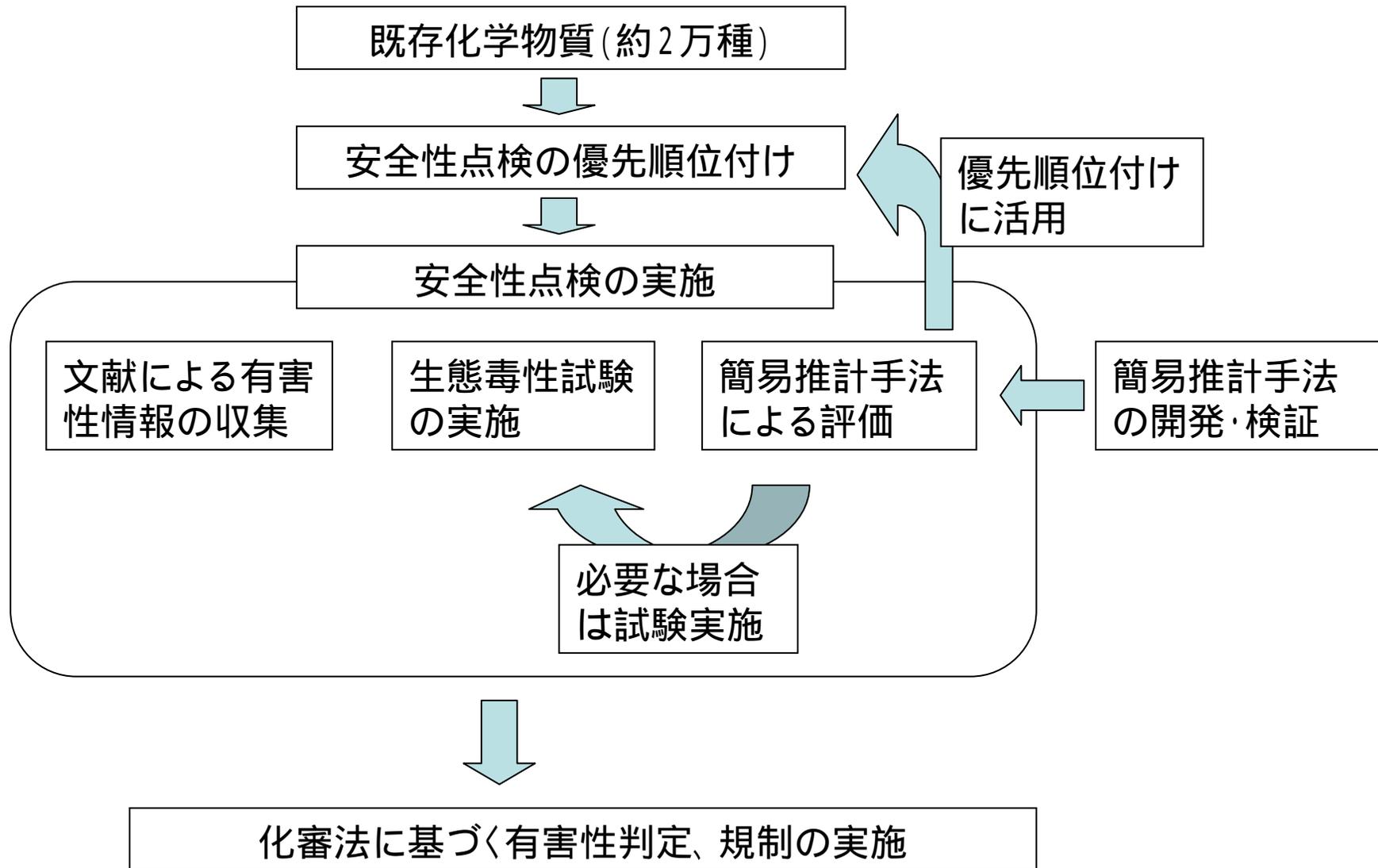
物理化学的性状等から生態毒性の程度を簡易に推計する信頼性の高い手法を開発・検証する。【新規】

## 3. 施策の効果

既存化学物質について、生態毒性に係る安全性点検を推進することができる。

信頼性の高い簡易な生態毒性推計手法により、生態毒性評価に係るコスト、労力、スピードを格段に改善し、より多くの既存化学物質の生態毒性評価を効率的に実施することが可能になる。

# 既存化学物質安全性点検調査



(新) 試験困難物質に係る生態毒性試験・評価法確立調査

63百万円( 0百万円)

環境保健部企画課化学物質審査室

### 1. 事業の概要

化審法の対象となる工業用化学物質には、難水溶性、揮発性、着色物質、多成分混合物など、通常の試験法では生態毒性試験を実施することが困難であり、また毒性評価の際に特別の考慮が必要な物質が多く存在しており、届出に必要な試験の実施及びこれに基づく審査に困難が生じている。このため、試験困難物質の試験方法及び評価方法を標準化・明確化することが必要である。

このため各種の試験困難物質について、物質の種類毎に必要な標準試験手順マニュアルを作成するとともに、これらのマニュアルに基づき行われた試験結果の評価方法を確立することにより、化審法に基づく審査の円滑な実施を図る。

また、試験困難物質の試験法に関する研究会等の実施により、これらの標準試験手順マニュアルの普及と、我が国の生態毒性試験の実施機関の技術力の向上を図る。

### 2. 事業計画

試験困難物質の種類毎に数物質を選定し、生態毒性試験を実施し、当該試験の実施中に得られた知見をもとに、試験困難物質の種類別に標準試験手順マニュアルを作成する。

成果を発表・普及するため、生態毒性試験機関、生態毒性の専門家等が参加する研究会を開催する。

### 3. 施策の効果

試験困難物質について適切な試験が実施され、円滑な審査が可能となる。試験実施機関の技術力の向上が図られる。

## 試験困難物質に係る生態毒性試験・評価法確立調査

(背景)

化審法の審査に必要な生態毒性試験 ……省令・通知で標準的試験法を規定

藻類生長阻害試験、ミジンコ急性遊泳阻害試験、魚類急性毒性試験

しかし、**標準の試験法のみでは適切な試験を実施することが困難な物質(試験困難物質)が多く存在する。**

例) 難水溶性、揮発性、着色物質

(問題点) 試験実施者 …… 試験実施が困難、製造・輸入が遅延する可能性  
行政当局 …… 適切な試験結果が提出されず審査に支障



(事業内容)

標準の生態毒性試験法を補完するものとして、**試験困難物質の種類毎に、その試験に際して採用すべき特別な方法、注意点をマニュアルとして作成**

難水溶性物質試験マニュアル

揮発性物質試験マニュアル etc.

また、マニュアルを試験実施者等に普及するための**セミナーを開催**

(期待される効果)

試験困難物質に応じて適切な試験が実施され、円滑な審査が可能  
試験実施機関の技術力の向上

## 小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査

63百万円（25百万円）

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

### 1. 事業の概要

#### (1) 小児における特殊性を考慮した暴露評価手法の開発

- ・小児の行動等の特性(おもちゃや汚れた手を容易に口へ入れる等)に着目し、化学物質の暴露、影響について文献等を収集、取りまとめる。
- ・生活スタイル、食事等についてのアンケート調査等による疫学研究。

#### (2) 国際シンポジウムの開催

国内外から専門家を招聘した国際シンポジウムを開催し、国内の小児環境保健に係る人材育成を図る。

#### (3) 有害性評価及び暴露モデルの構築

小児への影響が疑われている化学物質から対象を選び、小児に対する有害性について文献調査を行うとともに、小児の特性に着目した化学物質の暴露について文献収集の成果及びアンケート調査等による疫学研究の成果を基に、コンピューターを用いて暴露量を推計するシミュレーションモデルを構築する。

#### (4) 小児環境保健に関する懇談会の開催

小児環境保健分野における今までの知見、今後の課題について有識者による検討を行う。

### 2. 事業計画

手法の開発（平成9～17年度）、シンポジウム開催（平成14年度～）、有害性評価（平成17～20年度）、暴露モデル構築（平成17～19年度）、懇談会開催（平成17年度）

### 3. 施策の効果

小児等の脆弱性を考慮したリスク評価を行い、指針値等を設定する必要性を検討する際の基礎資料を得る。

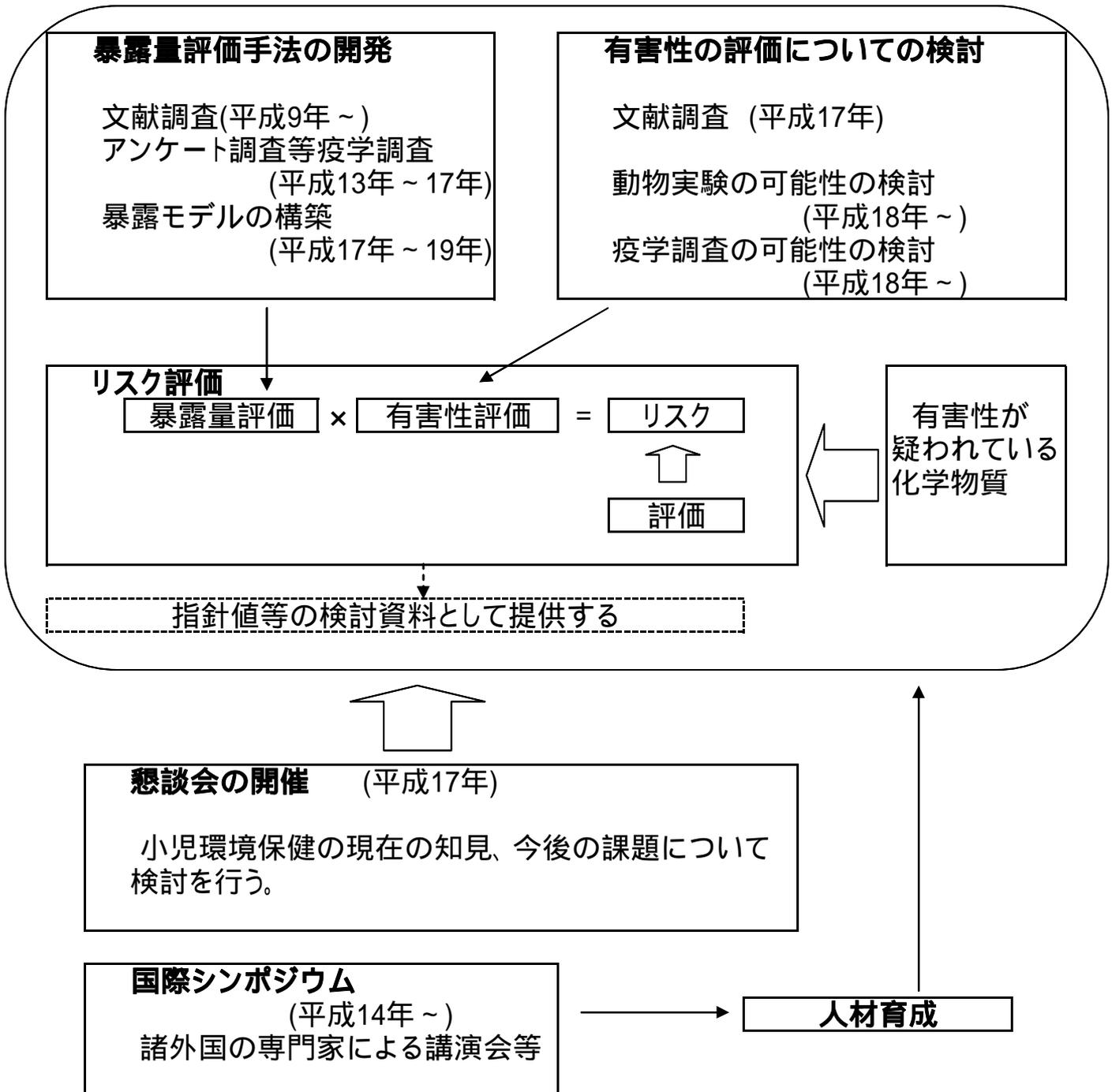
# 小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査

## 1. 背景

小児は成人に比べて特殊であるため、成人のリスク評価手法を用いることができない。

暴露媒体(大気、水、土壌など)の取り込み量(呼吸量、飲水量など)が異なる。  
暴露経路が異なる(オモチャや汚れた手を容易に口に入れることなど)。  
感受性が異なる(神経系や免疫系、代謝系が発達途中。)

## 2. 事業概要



(新) 農薬飛散リスク評価手法等確立調査 27百万円(0百万円)

水環境部土壌環境課農薬環境管理室

### 1. 事業の概要

これまで農作物や水に残留した農薬が人の健康に悪影響を及ぼさないようにするためのリスク管理措置を重点的に講じてきたところ。

しかしながら、農薬は街路樹や公園の花木類の管理のために市街地においても使用されるとともに、混住化等により住宅地と近接した農地での散布も増加しており、飛散した農薬を第三者(農薬使用者ではない周辺住民)が吸入した場合、悪影響を及ぼすおそれがある。

このため、以下の調査等を実施し、農薬の飛散リスクを評価・管理するための手法を確立する。

#### (1) 飛散農薬気中濃度調査手法開発調査

散布した農薬が飛散する範囲や気中濃度を高精度で再現性良く把握するための試験法の開発。

#### (2) 飛散農薬モニタリング等調査

開発した手法を用いた農薬使用現場における、モニタリング調査等の実施。

#### (3) 検討会の設置

農薬の飛散によるリスク評価・管理手法の開発を行うため、学識経験者による検討会を設置。

### 2. 事業計画

区 分	H17	H18	H19	H20	H21
(1)飛散農薬気中濃度調査手法開発調査	←			→	
(2)飛散農薬モニタリング等調査	←				→
(3)検討会の設置	←				→

### 3. 施策の効果

農薬の飛散によるリスク評価・管理手法を開発し、当該リスクの評価・管理措置を充実することにより、農薬散布に伴う飛散による周辺住民への悪影響を防止することができる。

# 農薬飛散リスク評価手法等確立調査

## 《 背景 》

これまで、農薬の経口曝露を考慮したリスク管理（作物残留・水質汚濁に係る登録保留基準の設定、使用基準の義務化）を重点的に実施。  
また、主要な航空防除農薬（10農薬のみ）について、人の健康を保護する観点から気中濃度の評価を行う際の目安となる「気中濃度評価値」（ガイドライン）を設定。  
農薬は街路樹や公園等の市街地において使用されていること、また、混住化等により住宅地と接近した農地での散布も増加していることから、飛散した農薬によって第三者（農薬使用者ではない周辺住民）が悪影響を受けるおそれ。



住宅地等に転用された農地例

呼吸・飲食等による化学物質の流れ

## 《 課題 》

気中濃度評価値のみでは飛散農薬のリスクを管理するには不十分。  
・通知に基づく行政指導  
・対象も一部の空中散布使用の10農薬に限定。  
空中散布農薬以外の農薬についても、農薬散布時に飛散した農薬（又は揮発した農薬）を吸入することによる経気道曝露によるリスクを評価し、管理する必要がある。  
飛散リスクを評価・管理するための手法が未確立。

空中散布農薬以外の農薬も含め科学的なデータに基づき農薬の飛散リスクを評価し管理していくことが必要

農薬飛散リスク評価  
手法確立調査事業

### 【事業内容】

#### 飛散農薬気中濃度調査手法開発調査

散布した農薬が飛散する範囲や気中濃度を高精度で再現性良く把握するための試験法の開発

#### 飛散農薬モニタリング等調査

開発した手法を用いた農薬使用現場における、モニタリング調査等の実施

#### 検討会の設置

農薬の飛散によるリスク評価・管理手法の開発を行うため、学識経験者による検討会を設置

## 《 目標 》

登録段階でのリスク評価管理を可能にする。  
登録後においても、適切な農薬使用規制措置を講じることにより、リスク管理を徹底する。

農薬飛散による周辺住民への悪影響防止

## 《 成果 》

国民の健康を保護

## 局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査

542百万円(122百万円)

環境保健部企画課保健業務室

### 1. 事業の概要

幹線道路沿道の局地的大気汚染と健康影響との関係については、十分な科学的知見がなく、国会における附帯決議において早期に調査を実施することが求められるとともに、大気汚染による健康影響に係る訴訟においても大きな争点となってきた。

しかしながら、局地的大気汚染と健康影響との関係を評価するための調査手法については、大気汚染物質の個人曝露量把握手法等に大きな技術的課題があり、これまで調査手法の開発に関する調査研究を進めてきたところである。その結果、今年度までに調査手法のめどが立ったことから、来年度以降、幹線道路沿道の住民を対象とした大規模な疫学調査を行い、幹線道路沿道における局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係について解明を行うものである。

### 2. 事業計画

- (1)小児を対象とした追跡(コホート)調査を実施して、大気汚染と気管支ぜん息の発症の関係を評価する。(平成17年度から22年度)
- (2)小児や成人を対象とした調査(追跡調査とは異なる年齢階層・調査手法)についても順次実施して、大気汚染と健康影響との関係を評価する予定。(平成18年度以降)

### 3. 施策の効果

従来から医学的知見が不十分とされてきた幹線道路沿道の局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係について、新たな知見を加え評価を行うことが出来る。

# 局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査(コホート調査)のイメージ

概要

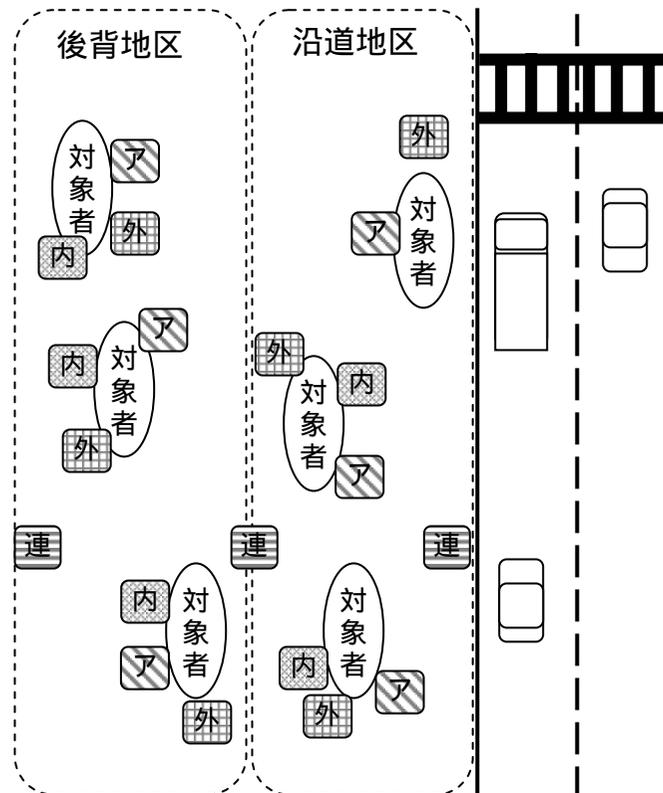
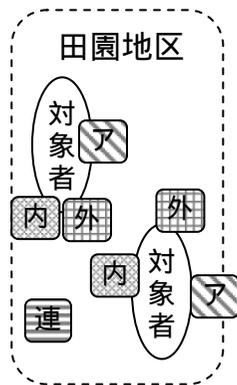
対象者 ... 小児

- 沿道地区
  - 後背地区
  - 田園地区
- 約 12,000 人

健康調査事項

- 質問票による問診(5年間毎年1回ずつ)
- 呼気NOの採取(5年間毎年1回ずつ)
- 採血(5年間で1回)

昼間交通量4万台以上、大型車  
8千台以上の幹線道路を対象



## 個人暴露評価モデル

・排出原単位等の設定、濃度推計(初年度)

### モデル検証の測定

・環境測定 5年間自動連続測定

**連** (SPM、PM<sub>2.5</sub>、EC、NO<sub>x</sub>)

・対象家屋、教室内外、通学路など

初年度のみ

**内** (SPM、PM<sub>2.5</sub>、EC、NO<sub>x</sub>)

**外** (SPM、PM<sub>2.5</sub>、EC、NO<sub>x</sub>)

## 室内環境測定

・調査対象者室内環境測定(5年間で1回)

**ア** (アレルゲン(ダニ、カビ、花粉)、  
室内空気汚染物質(ホルムアルデヒド等5物質))

茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策に必要な  
経費 2,680百万円(2,680百万円)

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

## 1. 事業の概要

茨城県神栖町<sup>かみすまち</sup>において、自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸による環境汚染に起因する健康影響が生じていることにかんがみ、早急にその原因解明及び健康影響への対応等が必要なことから平成15年6月6日の閣議了解に基づき対策を実施するとともに、昭和48年の「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査結果を受けた平成15年12月16日の閣議決定に基づく対策を前年度に引き続き実施するものである。

### (1) 茨城県神栖町におけるジフェニルアルシン酸による環境汚染及び健康影響に係る緊急措置事業費

健康診査の実施

医療費及び療養手当の支給

健康管理調査等の実施

臨床医学等の専門家からなる検討会の開催による調査研究の実施

### (2) 健康等に関する調査研究

動物実験による毒性発現メカニズム(病態)の研究

治療法の開発

人への健康影響に関する調査研究

毒ガス弾等の水域における影響調査

毒ガス汚染に伴う環境中の物性及び毒性に関する調査研究

### (3) 環境調査等業務

茨城県神栖町の不審物掘削調査、千葉県習志野市の土壌調査、A分類事案の継続的モニタリング、安全性確認調査及びBC事案の地歴等情報収集、大気・水・土壌等に関する調査を実施する。

### (4) 毒ガス情報センター

毒ガス情報センターにおける継続的な情報収集、収集した情報のデータベース化による国民の情報へのアクセスの確保、パンフレット作成などの情報の普及啓発を行う。



# 環境省における毒ガス問題への最近の取組状況について

全般	茨城県神栖町		神奈川県寒川町・平塚市 千葉県習志野	全国調査
	健康影響に係る緊急措置	汚染源調査		
<p>・15年6月6日 「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」閣議了解。</p> <p>・15年12月16日 「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」閣議決定。</p> <p>・15年12月17日 -第1回国内における毒ガス弾等に関する関係省庁連絡会議開催 -毒ガス情報センター発足</p> <p>【最近の状況】</p> <p>・16年4月23日 「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」立ち上げ。</p> <p>・16年4月26日 第3回国内における毒ガス弾等に関する関係省庁連絡会議幹事会開催(第1回 1/28 第2回 3/16)。</p>	<p>・15年3月 飲用井戸から環境基準の450倍のヒ素検出(通称「A井戸」、旧軍の毒ガス由来の可能性が高い有機ヒ素(ジフェニルアルシン酸)と判明。住民に健康影響。西方の井戸からも検出。</p> <p>・15年3月21日 ヒ素水質基準超過飲用井戸の飲用自粛を要請及び上水道への転換を促進。</p> <p>・15年6月6日 健康被害に係る緊急措置事業要綱を取りまとめ。</p> <p>・15年6月30日 申請の受付開始。</p> <p>・16年2月25日 A・B地区を中心とした地域内での飲水中止を要請</p> <p>【最近の状況】</p> <p>・16年5月26日 専門家検討会でジフェニルアルシン酸が皮膚から微量であるが体内に吸収されるとの中間報告。念のため対象地域井戸水の入浴への使用自粛を要請。</p> <p>・緊急措置事業の状況 申請者435名 医療手帳交付対象者119名 (16年6月4日現在)</p> <p>・16年6月12日 住民説明会を開催し、掘削調査計画、健康影響等について説明予定</p>	<p>・15年5月末～16年2月中旬 &lt;A地区&gt; 4段階にわたって、物理探査、ホーリング調査等を実施。A井戸周辺3カ所で極めて高濃度の有機ヒ素を検出。</p> <p>&lt;B地区&gt; 11月から広範な井戸水調査等を実施し、地下水汚染の拡大がないこと等を確認。</p> <p>【最近の状況】</p> <p>&lt;A地区&gt; ・16年2月17日 A井戸から南東90mの地点で高濃度のジフェニルアルシン酸検出を報告</p> <p>・16年4月23日 上記地点に係る掘削調査の範囲を決定。現在掘削調査計画を策定中。</p> <p>&lt;B地区&gt; 汚染井戸を中心にホーリング調査を継続。</p>	<p>&lt;寒川・平塚&gt; ・14年9月 寒川町のさがみ縦貫道路建設現場で作業員が旧軍毒ガスに被災。</p> <p>・15年4月 平塚市の地方合同庁舎建設現場土壌から毒ガス成分が検出。</p> <p>&lt;習志野&gt; 15年11月末、全国調査結果に基づき、A事案に分類。いずれも国有地・直轄地の場合は、所管省庁が調査等を実施し、その他の地域は環境省が対応。</p> <p>【最近の状況】</p> <p>16年1月～3月に公共用地を中心に地下水、大気、物理探査等を実施。 寒川、習志野については、毒ガス成分を検出せず。平塚については、地下水から低濃度のジフェニルアルシン酸を検出したため、井戸水の飲用中止を指導するとともに汚染状況把握のための調査を実施中。 平成16年度の寒川・平塚・習志野における調査計画を策定中。</p>	<p>・15年6月末～7月中旬 各省庁及び都道府県等へ依頼。</p> <p>・15年8月末 情報提供締切。500件余りの情報が提供。</p> <p>・15年11月28日 調査結果を公表。既に判明しているもの以外に切迫した事案はなかったが、138に整理した事案を陸域4分類(A～D事案)と水域の事案に分類。</p> <p>・16年2月4日 都道府県等へ情報収集のため、BC事案を中心に追加的情報収集を依頼。</p> <p>【最近の状況】</p> <p>現在、BC事案における16年度の情報収集・地下水調査計画を検討中。</p>